官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**七九）　一

〔**法規的告示**〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する告示（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**二九九）　二

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示（**経済産業**一四六）　三

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
独立行政法人中小企業基盤整備機構
令和七事業年度財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法・第二号イに定める道路の指定、料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社）関係
会社・阪神高速道路株式会社）関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

省令

○**経済産業省令第七十九号**

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令（令和二年経済産業省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第五号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項第五号ハの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略）	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略）

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○**総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号**

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成二十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正し、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和八年十一月六日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

第一項第一号ロ中「第七項」を「第八項」に改める。

○財務省告示第二百九十九号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月九日から適用する。

令和八年十一月六日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］ 農林水産省 ［略］ 漁業調整事務所の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］　［略］	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［同上］　［同上］ 農林水産省 ［同上］ 漁業調整事務所の歳入出外現金出納官吏 ［同上］　［同上］
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
裁判所において保管する現金	裁判所 ［略］ 神戸地方裁判所姫路支部の歳入歳出外現金出納官吏 奈良地方裁判所葛城支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］ 津地方裁判所伊勢支部の歳入歳出外現金出納官吏 富山地方裁判所高岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］ 福岡地方裁判所田川支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所佐世保支部の歳入歳出外現金出納官吏 大分地方裁判所杵築支部の歳入歳出外現金出納官吏	裁判所において保管する現金	裁判所 ［同上］ 神戸地方裁判所姫路支部の歳入歳出外現金出納官吏 神戸地方裁判所豊岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 奈良地方裁判所葛城支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［同上］ 津地方裁判所伊勢支部の歳入歳出外現金出納官吏 岐阜地方裁判所多治見支部の歳入歳出外現金出納官吏 金沢地方裁判所七尾支部の歳入歳出外現金出納官吏 富山地方裁判所高岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［同上］ 福岡地方裁判所田川支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所大村支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所島原支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所佐世保支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所壱岐支部の歳入歳出外現金出納官吏

［略］

熊本地方裁判所八代支部の歳入歳出外現金出納官吏
鹿児島地方裁判所名瀬支部の歳入歳出外現金出納官吏

［略］

秋田地方裁判所大曲支部の歳入歳出外現金出納官吏
釧路地方裁判所帯広支部の歳入歳出外現金出納官吏

［略］

長崎地方裁判所五島支部の歳入歳出外現金出納官吏
長崎地方裁判所厳原支部の歳入歳出外現金出納官吏
大分地方裁判所杵築支部の歳入歳出外現金出納官吏

［同上］

熊本地方裁判所八代支部の歳入歳出外現金出納官吏
熊本地方裁判所人吉支部の歳入歳出外現金出納官吏
鹿児島地方裁判所名瀬支部の歳入歳出外現金出納官吏

［同上］

秋田地方裁判所大曲支部の歳入歳出外現金出納官吏
青森地方裁判所弘前支部の歳入歳出外現金出納官吏
青森地方裁判所八戸支部の歳入歳出外現金出納官吏
釧路地方裁判所帯広支部の歳入歳出外現金出納官吏

［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第百四十六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十二条の四の規定に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示を次のように定め、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和八年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示

1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準は、同条に規定する経済産業大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業用地整備が、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該承認地域経済牽引事業用地整備を行う土地の面積が一ヘクタール以上であると見込まれること。

二　当該承認地域経済牽引事業用地整備が、次のいずれにも該当すること。

イ　当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地において、次に掲げるいずれかの承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が行われると見込まれること。

(1)　工場
(2)　流通業務施設
(3)　情報処理施設
(4)　研究施設
(5)　水道、電気供給施設、ガス供給施設又は熱供給施設

ロ　イの施設の整備に伴う次に掲げるいずれかの施設の整備を含むと見込まれること。

(1)　道路
(2)　水道
(3)　調整池
(4)　公園、緑地又は広場
(5)　公共施設その他の公益的施設（前各号に掲げるものを除く。）

三　当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地に立地する事業者の決定が、法第十二条の二第三項又は第五項の承認を受けた日以後に、公募その他の公正な方法により行われると見込まれること。

四　当該承認地域経済牽引事業用地整備の実施において、承認地域経済牽引事業用地整備者相互の役割分担並びに情報共有及び意思決定における連携体制が協定書等で明確化されていること。

2　経済産業大臣は、承認地域経済牽引事業用地整備者（法第十二条の二第一項に規定する代表者に限る。以下この項において同じ。）から法第十二条の四の確認の申請を受けた場合であって、当該申請の対象となる承認地域経済牽引事業用地整備が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業用地整備者に対し、様式による確認書を交付するものとする。

様式（第２項関係）

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 12 条の４の規定に基づく確認書

記

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の４の規定に基づき、申請書に記載された以下の承認地域経済牽引事業用地整備者が行う承認地域経済牽引事業用地整備が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして同条に規定する基準に適合するものであることを確認した。

承認地域経済牽引事業用地整備者の名称及び住所	
上記のうち土地又は土地の上に存する権利の譲渡を受ける承認地域経済牽引事業用地整備者（法第 12 条の４に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に限る。）の名称及び住所	
承認地域経済牽引事業用地整備計画の計画承認日	
承認地域経済牽引事業用地整備の名称	
承認地域経済牽引事業用地整備を行う土地の所在	

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和８年11月６日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　令和７年第13号及び令和８年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　令和８年11月６日

３　終了決定をした理由　特別支給手続において、資格裁定を受けた全ての者について、その犯罪被害額に達する被害回復給付金の特別支給等をしたため。

４　この公告に関する問合せ先

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１　東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号03―3592―5611（代表）内線3350、4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８３４号

北九州市小倉北区古船場町４番32―710号

債務者　味之鶏処若松こと　宇佐美元彦

１　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　田中　　圭

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時15分

５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５４号

岡山県倉敷市東塚４丁目７番30―２号、転居前の住所岡山県倉敷市東塚４丁目６番24号エサンクチュエール103号

債務者　野田　大資

１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　南　　和成

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時

５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８８号
岡山県倉敷市東塚４丁目７番30―２号、転居前の住所岡山県倉敷市東塚４丁目６番24号エサンクチュエール103号
債務者　野田　　縁
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１号
群馬県沼田市町田町138番地１
債務者　赤間　昌彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱口　仁徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和８年（フ）第５３号
大分県玖珠郡九重町大字右田2810番地の４、前住所茨城県つくば市上郷8104番地131　グランデールつくば306号
債務者　生田　雄哉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一木　俊廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第１５７号
宮城県東松島市矢本字河戸295番地１、前住所宮城県東松島市矢本字裏町70番地２
債務者　江刺　匡幸
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
山梨県甲斐市富竹新田1187番地３、前住所山梨県甲斐市富竹新田1593番地
債務者　篠原　光彌
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網倉　基充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０７２号
広島県東広島市安芸津町風早10895番地46
債務者　桒田　瑞貴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３９７号
沖縄県那覇市真嘉比３丁目19番34号　レーゲンヘットブリー401
債務者　比嘉　美香
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川津　知大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１１号
沖縄県島尻郡座間味村座間味159―203、住民票上の住所青森県青森市筒井３丁目12番18号
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊川　孝枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１９２号
山形市桜田東２丁目11番16―404号　コーポ・ロイヤル桜田
債務者　丸山　和也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒金　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７１号
兵庫県宝塚市長尾台２丁目19番７号
債務者　谷國美智穂
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３２号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番２―21号、前住所兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番１―28号
債務者　上井恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第６０号
高知市鷹匠町１丁目２番14―601号　サーパス鷹匠
債務者　小笠原忠男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６１号
高知市鷹匠町１丁目２番14―601号　サーパス鷹匠
債務者　小笠原直美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９３号
高知市一ツ橋町１丁目16番地
債務者　小笠原長男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９４号
高知市一ツ橋町１丁目16番地
債務者　小笠原睦子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５号
徳島県美馬市美馬町字駅139番地１
債務者　山内　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第５３１号
兵庫県姫路市岡田345番地９
債務者　長坂　侑哉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　拓海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５６号
兵庫県加古川市尾上町安田200番地の２
ファミールハイツ加古川壱番館607号
債務者　稲葉　博之
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南馬　良亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第７２２号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目２番８－701号、申立時の住所北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目７番21―1104号
債務者　松嶋　一樹
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川原　秀範
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８１０号
北九州市小倉北区今町３丁目17番22号　ボナール久301号室、住民票上の住所北九州市小倉北区中井４丁目５番50―305号
債務者　相浦　大地
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　耕作
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７０５号
埼玉県越谷市東越谷２丁目７番地24
債務者　杉下　　智
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５８号
福井県敦賀市元町４番１号、前住所福井県敦賀市蓬莱町９番28号
債務者　中道　正修
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北窓　弘之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１８３１号
大阪市淀川区三津屋中１丁目９番17号　ミランド十三　104号
債務者　ヴ・ティ・トゥオイ（ＶＵ　ＴＨＩ　ＴＵＯＩ）
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　圭吏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７７９号
大阪府東大阪市四条町19番11号　瓢箪山ハイツ　201
債務者　折居　伸一
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩佐　誠二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９９号
大阪市東淀川区豊新５丁目18番16号　ボアミリッチ（Ｉ）　202号
債務者　茅原　一夫
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　打越　裕二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８５４号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目17番11号
債務者　及川ゆかり（旧姓山本）
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　千日
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６３５号
愛知県春日井市追進町３丁目95番地１　、従前の住所愛知県春日井市南花長町４番地11
債務者　平田　鷹浩
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　泰好
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８０８号
北九州市小倉南区若園１丁目14番29号
債務者　和田森絵美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
５　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５４号
北九州市小倉南区沼新町３丁目６番24号
債務者　平山　　勝
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７号
北海道根室市駒場町３丁目20番地68
債務者　榊原　清美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第１１５２号
京都市右京区西院巽町４番地２　ホームズさいいん401号
債務者　藤井　健人
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北田　海人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
新潟県長岡市悠久町４丁目1022番地１
債務者　渡部総一郎
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉森　芳博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２４０５号
愛知県大府市北崎町井田６番地の14、従前の住所三重県桑名市大字地蔵192番地３　スプリングフィールドⅣＢ―203
債務者　篠田　裕太
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽賀　直人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４９６号
愛知県瀬戸市菱野台１丁目４番　菱野第３住宅10棟304号
債務者　大本　　繁
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６３１号
名古屋市東区代官町40番21号　プレサンス桜通ベルノ304号
債務者　酒井　美帆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　静香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４９３号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番Ｂ24―101号
債務者　森澤　士郎
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６２９号
北九州市小倉北区下到津４丁目13番19―1108号、前住所北九州市小倉北区下到津５丁目９番10―405号
債務者　河口　純一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網谷　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９９２号
埼玉県鴻巣市生出塚２丁目13番10号
債務者　岸川　至白
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　徳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７２号
さいたま市中央区円阿弥５丁目４番18号　バラーレ202、旧住所さいたま市中央区円阿弥５丁目９番11号
債務者　吉田　風樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７３号
さいたま市中央区円阿弥５丁目４番18号　バラーレ202、旧住所さいたま市中央区円阿弥５丁目９番11号
債務者　吉田　茉莉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３１７号
金沢市小立野２丁目20番５号　南ハイム210号
債務者　山中　恭兵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７３号
静岡市駿河区下川原４丁目26番５号　ルミエールＦ３Ｃ
債務者　白鳥　雅彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６７号
奈良県天理市嘉幡町436番地12
債務者　森岡　逸文（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皐月　宏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２号
鳥取県東伯郡北栄町江北487番地17
債務者　岸田　誠二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵田　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時35分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第９９号
広島県尾道市手崎町９番30号
債務者　崎新谷光良
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山脇　将司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第３１４号
熊本市中央区帯山３丁目51番17号　101、転入前住所熊本市東区尾ノ上４丁目16番29号
債務者　木本　智子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野方　洋助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１０８号
札幌市北区篠路１条７丁目10番22号
債務者　長谷川竜弥
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　英貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１２４号
愛知県小牧市大字文津996番地１　シャラハウス202号
債務者　金沢向こと　ＺＨＡＮＧ　ＸＩＡＮＧ　ＨＵＡ　張　向華
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０８７号
大阪市住吉区長居東２丁目15番４―112号
債務者　上永田寿美香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財家　庄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６０５号
名古屋市中区新栄２丁目42番31号　エステムコート名古屋新栄Ⅱアリーナ704号
債務者　田中恵理子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　美果
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２９号
佐賀市新郷本町13番３号
債務者　江口由香里
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　優理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
北海道網走郡津別町字達美237番地４
債務者　岡内　裕介
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬広暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第３３６号
静岡県沼津市上土町52番地　ＡＩビル602、前住所神奈川県横浜市磯子区久木町６番３号ユナイト根岸ミランダの杜　108号
債務者　石井　信久
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内海　雅秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１７８８号
名古屋市中川区豊成町１番４―221号　豊成団地、従前の住所名古屋市昭和区広路町字北石坂102番地の154　ストーンヒル八事301号
債務者　石山　紗織
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　圭史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０５号
埼玉県越谷市大字弥十郎727番地13　シンガクイン・ヴォーヌング101
債務者　吉田　博道
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　恭平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１２号
埼玉県春日部市粕壁３丁目５番16号
債務者　小川　文丸
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　和善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５３６号
静岡市駿河区小黒１丁目１番30―２号
債務者　小沼　清久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７０号
愛知県豊川市代田町２丁目65番地
債務者　中村　洋右
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２３５号
三重県三重郡菰野町大字池底147番地12、前住所三重県四日市市小林町3022番地176
債務者　福田　拓哉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５８２号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地１　グリーンパーク大宮２―505
債務者　宮脇菜々美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５号
岐阜県養老郡養老町栗笠423番地７、前住所愛知県北名古屋市西之保青野206番地１
債務者　田中　豊大
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳瀬　芳仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
熊本市南区田迎５丁目７番13号、転入前住所熊本市中央区大江３丁目２番10―905号
債務者　関口　　優
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６０５号
熊本県上天草市大矢野町登立12028番地９
債務者　渡邉　信幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７８号
新潟県三条市下坂井７番14―２号
債務者　熊倉　侑子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻澤　広子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第３９２号
静岡県浜松市中央区鹿谷町28番17号　丹菜Ｈｏｕｓｅ　205号室、前住所静岡県浜松市中央区海老塚二丁目18番６号
債務者　髙橋　真未
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後４時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２８２号
愛知県西尾市丁田町前通123番地１
債務者　林　眞一郎
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時35分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
愛知県岡崎市日名西町７番地８　ユニオンハイツ日名　101
債務者　神取　朋子（旧姓岩佐）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２５９７号
神奈川県鎌倉市大町２丁目17番３号
債務者　馬場　一郎
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６号
岐阜県土岐市妻木平成町５丁目20番地　レジデンス妻木102号
債務者　有田　忠司
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　光太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２４８５号
名古屋市名東区本郷３丁目81番地　ハイネス本郷302号、受任通知書記載の旧住所名古屋市名東区藤里町1201番地　藤の木団地１棟401号
債務者　佐竹　昭信
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４０号
佐賀市若楠三丁目13番18号、前住所佐賀市諸富町大字徳富2027番地12　エールデヴュⅣ205
債務者　福岡　直
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　潤一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６２号
佐賀市若宮二丁目５番65号　原ビル402号
債務者　辻　武志
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　大輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０４号
佐賀市久保泉町大字上和泉1247番地４、前住所岩手県北上市村崎野15地割534番地82　シティ・プラザ北上Ｃ－205号
債務者　小副川尚斗
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲木美知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６９５号
埼玉県春日部市大沼５丁目27番地１
債務者　茂木　正行
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
島根県松江市伊勢宮町552番地
債務者　小笠原　英
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６６１号
熊本市東区長嶺西１丁目６番95―602号、異動前住所熊本市東区長嶺東１丁目５番27号
債務者　山内　直哉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　恭令
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後４時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１７４８号
埼玉県志木市上宗岡二丁目18番23号
債務者　春日　清一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０号
佐賀市大和町大字尼寺2578番地１　ユメックスマンション大和Ⅱ201号室
債務者　小野　明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８６号
沖縄県中頭郡読谷村字古堅61番地５　コーポピーチ202
債務者　儀間　学
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
北海道稚内市末広２丁目１番12号
債務者　柳浦　政春
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８１号
岐阜県土岐市泉町久尻1489番地の14
債務者　徳田　孝二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第３４０号
盛岡市東中野字片岡８番地２　アリスヴィラＢ－105号、前住所岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地20番地２　デスパシオⅡ101
債務者　千葉　朱佳（旧姓落合、牟岐）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　海渡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５４１６号
大阪府東大阪市上六万寺町４番33号　シャーメゾンソレイユアネックス　301
債務者　長田　楓加（旧姓清本）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西口　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６号
和歌山市布施屋669番地３
債務者　山谷　卓男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　克己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５８６号
埼玉県越谷市相模町２丁目233番地１
債務者　高島　知也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　法男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８５５号
北九州市若松区古前２丁目26番１号、前住所北九州市小倉北区馬借３丁目５番13号（３Ｆ）
債務者　尾崎　謙二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８７０号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目８番24号
債務者　安藤　颯真
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５３号
愛知県田原市日出町骨山1460―36、住民票上の住所愛知県豊橋市石巻町字青木17番地の２
債務者　伊藤　貴亮
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５６号
愛知県新城市字宮ノ後61番地９
債務者　仲井　美咲
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５８号
愛知県豊橋市老津町字南原172番地１
債務者　彦坂　晃作
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第８１３号
北九州市八幡西区本城３丁目19番64―101号
債務者　百留　大騎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０６２号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地31棟303号
債務者　張　　卓
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９３号
名古屋市名東区牧の里３丁目501番地　県営高針住宅４棟515号
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３０号
名古屋市昭和区川原通７丁目13番地　ＮＫ川名Ⅱ　１Ｂ号
債務者　中野　疾颯
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５８号
名古屋市瑞穂区川澄町４丁目２番地の１　スカイビュー瑞穂209号
債務者　渡辺　潤一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４８号
名古屋市天白区植田南３丁目910番地　グレースマンション植田101号
債務者　土井　弓美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６３号
愛知県名古屋市天白区野並２丁目20番地　ロマンジェ303号
債務者　勝　　洸久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３６９号
愛知県知多市長浦２丁目314番地　オーブＡ201
債務者　野村めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０９号
愛知県瀬戸市西寺山町135番地の２　イリーデウーノ103
債務者　佐藤　剣史
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１１号
名古屋市中区松原２丁目22番30号　トーカンマンション松原602号
債務者　横田　真美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８１号
愛知県豊明市新栄町４丁目37番地　ハモック新栄105号
債務者　安井　弘二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１９号
愛知県東海市荒尾町仲田51番地
債務者　加藤　彰恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８６号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　誠和荘、申立時の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　新宮坂荘
債務者　渡邉　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６９９号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海14番地の１　県営古鳴海住宅１棟308号
債務者　中村　慶幸
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０号
愛知県一宮市泉２丁目13番９号　コーポ大文２－Ｃ
債務者　峰　　一冴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３２号
新潟県長岡市福道町683番地21
債務者　高橋　陽介
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
新潟県長岡市大山３丁目４番地３　第２いずみ荘
債務者　中川　　充
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２４７号
愛知県豊川市赤坂町西縄手99番地　パエーゼアチェロ201号
債務者　三村由香利
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５４号
愛知県蒲郡市清田町小栗見24番地
債務者　輪方　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１２号
三重県伊勢市大湊町264番地42
債務者　前山　宗弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８４５号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９―210号
債務者　坂井　由佳
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８４７号
北九州市八幡西区本城東１丁目８番18―1001号
債務者　野田　彩佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８６９号
北九州市小倉北区若富士町６番19―502号
債務者　大田　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４号
栃木県大田原市新富町２丁目４番18号　光ハイツ１－Ｃ号
債務者　大森　茂雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１６４０号
さいたま市桜区西堀３丁目５番13号701
債務者　兼次　真子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８８号
埼玉県秩父市阿保町１番２号　県営秩父阿保住宅２―103、旧住所さいたま市岩槻区東町２丁目３番34―203号　ラークハイツ　Ｂ棟
債務者　小峰　尚眞
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２２号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地16―401
債務者　鈴木美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８０５号
埼玉県上尾市愛宕二丁目19番４号　小川ハイツ202
債務者　押切　京子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８３号
埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フジハイツ310号
債務者　増田　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８１号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番１―1002号
債務者　大家　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８９号
埼玉県八潮市大字大瀬1405番地　マンションキャスバル401
債務者　前田　海帆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７０９号
埼玉県越谷市北越谷２丁目32番２号　黒田荘202号、旧住所埼玉県戸田市下前１丁目11番20―703号
債務者　松森　栄子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
愛知県稲沢市駅前二丁目41番17―201号
債務者　宮川　昂之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５３８号
愛知県豊田市渋谷町１丁目13番地３　マンション渋谷302号
債務者　神原みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５７５号
愛知県岡崎市井ノ口新町８番地４　マンションラフィーネ　102、旧住所愛知県岡崎市真伝町四反田13番地168　アベニュー参番館202
債務者　伊藤　由香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５５５号
札幌市手稲区富丘１条７丁目２番10―202号
債務者　大川　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５８６号
札幌市厚別区厚別南２丁目５番25―602号
債務者　原　絵莉香（旧姓大西、佐藤）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０３号
北海道千歳市青葉３丁目９番８号　エルドラード青葉Ａ201号
債務者　小林　　結
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６３号
札幌市白石区北郷９条８丁目１番26号
債務者　大橋　正基
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６７号
札幌市中央区南７条西８丁目１番地６　ルピナス７・８―201号
債務者　佐藤　昭雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１９号
札幌市東区北18条東17丁目２番12号　マリオンコート18―203号
債務者　浅野　一斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２４号
札幌市清田区平岡１条２丁目10番11号　平岡マンション４Ｆ
債務者　品川　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４９号
札幌市中央区北５条西25丁目４番17号　橋場ビル402号
債務者　橋場　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６２号
札幌市北区北34条西５丁目２番１―505号
債務者　一戸　　礼
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８２号
北海道千歳市勇舞７丁目２番８号
債務者　景山　小雪
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３０号
札幌市北区北38条西８丁目１番16号　シティハウス麻生403号
債務者　深井　春恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５９号
北海道千歳市勇舞８丁目６番27号　スカイピア勇舞Ｂ202号
債務者　中嶋　智子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７８号
札幌市東区北33条東９丁目６番20号　ルミエール北33条202号
債務者　野村　正人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０９３号
札幌市北区百合が原５丁目６番22号　ＴＲ160―202号
債務者　森谷　惠子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１５５号
札幌市東区北42条東17丁目５番10号　ＮＫハイツＡ―103号
債務者　三上　賢雅
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７号
北海道砂川市東１条北９丁目１番17号
債務者　神山　政博
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番１―110号一の坂団地
債務者　吉田　和正
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４９号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番１―110号一の坂団地
債務者　吉田　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第５０号
北海道空知郡上砂川町字上砂川22番地16（本町北２丁目１番３号はるにれ荘）、住民票上の住所北海道空知郡上砂川町字上砂川町112番地５（中央南２条３丁目１番10号）
債務者　橋本　静男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２９５号
北海道旭川市永山10条10丁目１番22号　グリーンハイム201
債務者　菅野　邦弘
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２６号
釧路市新釧路町６番３号　ＦＲＥＥＤＯＭＶ　205号室
債務者　上戸　優樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３４号
北海道釧路郡釧路町雁来２番地76
債務者　中村　麻里
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３０号
盛岡市南仙北一丁目11番11号
債務者　広田美代子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４６号
盛岡市乙部22地割１番地18　市営大ヶ生住宅４号
債務者　吉田　静子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３５４号
岩手県岩手郡雫石町西根熊野田69番地２
債務者　萩臺　政憲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３５８号
岩手県八幡平市大更第２地割４番地
債務者　澤口　　透
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３６０号
岩手県滝沢市室小路670番地11　シャトーヌーヴ305号
債務者　松原　莉沙
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３８号
群馬県吾妻郡草津町大字草津895番地３
債務者　最上　忠弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４１号
群馬県藤岡市立石750番地１　ｃａｓａさくら101
債務者　坂上　正和
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９０号
岐阜県中津川市落合2263番地の２
債務者　江口　新二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２１７号
愛知県一宮市住吉２丁目４番地６　シャトレ愛松一宮Ⅱ602号
債務者　黒岩　清隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８６９号
堺市中区深井清水町3780番地　ＭＹコート深井Ⅱ　１－Ｃ
債務者　上田　康子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９７号
大阪府河内長野市小山田町3016番地　〈寺ヶ池ハイツ105号〉
債務者　三國　緋夏
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９２７号
堺市西区鳳南町３丁175番地
債務者　藤田　智久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５１号
大阪府富田林市昭和町二丁目３番32号(201)、前住所奈良県香芝市北今市七丁目362番地12
債務者　山中　理代（旧姓此永）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９８２号
堺市西区草部247番地３
債務者　村井　有子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９０号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番３―212号
債務者　宮﨑富美子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００８号
堺市南区原山台３丁１番27―108号
債務者　矢口　初江
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０１２号
大阪府松原市立部２丁目６番26号
債務者　谷澤　幸雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０３９号
堺市東区菩提町４丁162番地１　エトワール住吉205号
債務者　橋本　好枝
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０７１号
堺市南区茶山台２丁３番31―503号
債務者　川西　和代
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０８０号
大阪府柏原市大県１丁目10番24号
債務者　竹熊　澄雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０８６号
堺市西区草部30番地２　マンションライツ305号
債務者　髙橋　義海
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４号
岡山県英田郡西粟倉村大字長尾1435番地１
村営長尾住宅３―G、前住所岡山県津山市北園町９番地16
債務者　松浦　沙岐
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第７０号
福岡県大牟田市大字三池544番地11　三池平の下県営住宅　２棟302号
債務者　川島　謙次
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第５２号
大分県日田市大字日高2442番地１　市営桃山団地Ｂ号住宅13号、前住所大分県日田市天瀬町五馬市608番地
債務者　井本みちえ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大分地方裁判所日田支部

令和８年（フ）第７０号
北海道登別市栄町２丁目17番地１、前住所北海道室蘭市沢町14番１―205号
債務者　森　　茜
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第７３号
北海道伊達市舟岡町247番地47
債務者　五十嵐和恵
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１８６号
北海道帯広市西18条南５丁目51番地10
債務者　水戸　　忍
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７０号
山形県鶴岡市斎藤川原字林俣19番地４　ソラ・ノルテ　204号
債務者　大滝　麗花
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３６１号
静岡県浜松市中央区天王町2001番地５、住民票上の住所静岡県浜松市中央区大島町68番地
債務者　髙林　歩未
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１５号
香川県さぬき市志度4322番地14
債務者　藤原　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４７号
宮崎県都城市志比田町4736番地５　パレスイケダⅡ105
債務者　鎌田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１号
北海道沙流郡平取町振内町19番地４
債務者　鈴木　慶教
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１０７５号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番３―505号
債務者　平山　達也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９２号
仙台市青葉区大倉字鳥谷峯６番地の１、従前の住所千葉県八千代市村上南１丁目18番地１ダイワティアラ村上102号
債務者　高澤　純奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１７９号
仙台市若林区上飯田２丁目16番56号
債務者　北谷　光隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１８５号
仙台市若林区中倉２丁目24番２―706号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
宮城県石巻市大街道東２丁目５番24号
債務者　山田　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1343番地257
債務者　佐藤　毅宗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第８１２号
川崎市幸区小倉５丁目27番26号　コーポ鈴木205
債務者　山上みどり
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８１６号
川崎市川崎区桜本２丁目41番16号
債務者　遠藤　愛菜
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
岐阜県大垣市牧野町２丁目150番地１　牧野華園、前住所岐阜県大垣市外渕２丁目160番地１
債務者　梅村　眞代
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５５３号
静岡県藤枝市高柳３丁目28番33号　Ｅｎｃｈａｎｔｅ　102号室、旧住所静岡県島田市東町205番地
債務者　玉島　隆平　（旧姓　村松）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５６号
静岡市葵区瀬名中央３丁目６番10号　コーポフェイム　203
債務者　泉　香奈多
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９３号
静岡市清水区三保松原町21番地の７　エストレーモ銀河Ⅲ　Ｂ棟
債務者　望月　友善
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０６号
静岡県焼津市大栄町２丁目13番１号
債務者　藤田　金悟
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１５号
静岡県藤枝市田沼２丁目２番１号　クレストール田沼101号、旧住所静岡県焼津市石津港町22番地の16　フースバル104号
債務者　高津　光希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６２０号
静岡市葵区瀬名１丁目38番16―202号
債務者　前島　信弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５号
静岡県富士市宮島572番地の１　ハイスピリッツＢ―101号
債務者　鈴木　友里
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２１９号
静岡県富士市元町10番１号　鈴木アパート303号、前住所静岡県富士市西柏原新田170番地レオパレス柏原204号
債務者　近藤　　守
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２６号
静岡県下田市大賀茂1226番地の102
債務者　長谷川莉奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第５４３号
兵庫県姫路市網干区垣内南町1956番地
債務者　松本　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５９号
兵庫県姫路市大塩町426番地１　サンライズ大塩101号室
債務者　山根　祥克
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３１２号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目６番29号
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５９９号
岡山市南区福富中二丁目10番６号
債務者　室賀　和美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１９号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目22番９号、旧住所岡山市東区瀬戸町宗堂230番地４
債務者　金田　拓海
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２０号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目22番９号、旧住所岡山市東区瀬戸町宗堂230番地４
債務者　金田　里依（旧姓赤堀）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２５号
岡山市東区西隆寺1011番地２
債務者　景行　亮介
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２９号
岡山市北区大元上町８番26号　ソレイユ大元上町507、旧住所岡山市北区青江四丁目４番８号　ニュー青江マンション203
債務者　山田　政男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５８号
岡山市北区横井上1290番地１　アメニティーⅡ　303号室
債務者　後藤　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｉ－107号
債務者　蓮池　秀政
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
熊本市中央区水道町15番20―408号　プレミスト白川公園
債務者　松島　　玄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９４号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2899番地
債務者　道岡　すみ子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１００号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2560番地４
債務者　小野　まゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元2344番地５
債務者　金子　真帆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
沖縄県豊見城市字高嶺395番地47　アルファスマート豊見城Ⅱ902号
債務者　上原　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９５号
沖縄県中頭郡西原町字兼久69番地の２（Ｇｅｎ’ｓ兼久103号）
債務者　佐久田康則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５３号
秋田県大館市御成町一丁目17番３号　ＵＲＢＡＮ　ＣＵＢＩＣ御成町Ⅱ－Ａ、前住所秋田県大館市花岡町字アセ石83番地３
債務者　石川　璃空
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２２０号
茨城県土浦市小松一丁目12番35―208号　シティパレス明建
債務者　ホンマ　マリア　レオノラ　ソリアノ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９０号
茨城県土浦市並木三丁目13番５号　五頭住宅１
債務者　代々城富士男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１２００号
埼玉県越谷市大字袋山243番地ラフォンテ越谷203
債務者　山崎　正子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１３号
東京都調布市多摩川５丁目21番地２メインステージ多摩川駅前101
債務者　真船　　丈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1117―405
債務者　木津谷　マリア　テレサ　ペレズ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８２号
東京都八王子市長房町1547番地１コーポ二葉２号Ｃ201号
債務者　大宗　拓矢
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８９号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原14番地１
債務者　小田原正隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７２３号
東京都町田市真光寺２丁目18番地１真光寺市営住宅１―102
債務者　西村　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４５号
（住民票上の住所）東京都福生市牛浜98番地高波アパート202号室
債務者　松村　征人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８２号
東京都町田市忠生１丁目15番地９パークサイド町田忠生203
債務者　菅野　稔則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８６号
東京都昭島市田中町１丁目24番13―206号
債務者　山本　皐幹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０２号
東京都多摩市永山４丁目４番地24―401
債務者　山本絵梨香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２３号
東京都東村山市秋津町４丁目16番地275
債務者　佐藤加奈子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０８１号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目１番５号
債務者　長田　耕治
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２８４号
横浜市戸塚区名瀬町764番地11　キャッスル希望205号
債務者　下村　峻佑
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２１号
横浜市緑区鴨居４丁目60番11号　ベルトピア鴨居201
債務者　金　尚範（ＫＩＭ　ＳＡＮＧＢＵＭ）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３５０号
横浜市磯子区東町１番７号　ハーミットクラブハウスソフィア横浜根岸202号
債務者　小出　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９７号
横浜市磯子区滝頭２丁目10番７号
債務者　有森　大貴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５３６号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅11街区４棟509号
債務者　桜場　明美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４００号
新潟市中央区長潟２丁目12番12号　ベルハイツⅡ106号、前住所神奈川県相模原市緑区久保沢２丁目12番16―２号
債務者　村澤美穂（旧姓番場）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1413番地２
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７８号
新潟市中央区関屋昭和町３丁目137番地１サジャ関屋昭和町101号、前住所新潟市中央区蒲原町１番28号　斎藤アパート１号棟３号室
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
長野県松本市大字島内895番地11　小宮団地Ｄ―202号
債務者　徳永ヒカル
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２０号
長野県大町市大町2648番地５　ハイツ中村２Ｆ東
債務者　齋藤　正富
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２１号
長野県松本市芳野６番12―103号
債務者　竹山　武子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２２２号
長野県松本市両島12番８号　両島貸家Ｅ棟
債務者　柴田　菜々
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４９号
長野県上伊那郡南箕輪村155番地　ハイツ天下方102号室
債務者　片桐香貫華
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第５４０号
静岡県藤枝市南駿河台２丁目６番１号　駿河台プリンス201、住民票上の住所静岡市葵区平野７番地
債務者　福嶋　英恵
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
静岡県富士市天間1571番地の１　サンライフ天間103号
債務者　菅谷　孝吉
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所民事部富士支部

令和８年（フ）第２７５号
滋賀県湖南市下田1307番地２、前住所東京都葛飾区新宿３丁目19番21号　梅沢ハイツ102号
債務者　長江　京子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
滋賀県湖南市三雲215番地
債務者　山脇　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０８号
京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内５番地13グループホーム二歩
債務者　斉藤　淳一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０９号
大津市堂１丁目12―１、住民票上の住所京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻20番地35
債務者　斉藤　優子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１６号
大津市大江六丁目15番１号　グリーンハイツカミヤ202
債務者　脇田　昌人
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４７号
滋賀県草津市南笠町1154番地１―203　プリマベーラＡ
債務者　岩佐　正悦
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１６０号
京都市左京区山端大君町13番地９
債務者　髙橋　るみ
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2626番地フェアリーハウス202号
債務者　大原　寛子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第４２６号
奈良市学園大和町六丁目665番地の１　サンクタス・リビオ学園大和花のまち418号
債務者　岩井　節夫
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４６号
奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目32番地48
債務者　坪井　岳士
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０６号
奈良県天理市杉本町393番地10
債務者　木下　忠弘
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３７号
和歌山市金龍寺丁９番地54(住民票上の住所)和歌山市中之島952番地１　クロスロード105（住民票上の前住所）和歌山市善明寺182番地６
債務者　平野　浩司
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６５号
島根県松江市古志原二丁目29番２―308号県営東津田団地
債務者　松本　三従
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５７７号
熊本市西区出町２番25号　セント・オーセル903
債務者　岩田　直子
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６８６号
熊本市南区白藤３丁目５番11―303号
債務者　中川　昌彦
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４２号
大分県別府市大字亀川1152番地の７
債務者　高嶋　美保
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０７号
宮崎県東諸県郡国富町大字竹田1581番地３
債務者　押川　　充
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市紺屋町２丁目４番地12　ショアハウス208
債務者　佐藤　里恵
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７９号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2201番地　市営住宅　元―２―２―27
債務者　橋口　兼治
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第３２９号
沖縄県豊見城市字真玉橋52番地４　ディアフラッツ真玉橋203号室
債務者　好　　理奈
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１５号
沖縄県うるま市字喜屋武110番地２　福地アパート205
債務者　國吉　眞二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６号
沖縄県名護市字宮里587番地６　マンションしあわせ204号
債務者　比嘉　民子（旧姓　嘉陽）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第６４号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2318番地の２
債務者　赤嶺　紫乃
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第８５号
千葉県茂原市小林2989番地　落合ハイツ102号
債務者　髙木　清紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８９号
千葉県いすみ市岬町井沢823番地
債務者　小川　拓海
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
金沢市田上さくら２丁目10番地　コーポクレイン３・201号、従前の住所金沢市疋田１丁目148番地　瑞穂101号
債務者　宮本　紗希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７６１号
大阪府寝屋川市香里西之町19番15号(101号)、前住所大阪市平野区喜連７丁目１番９号
債務者　嶋屋小夜香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５１号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市西区南堀江４丁目24番10―215号
債務者　坂本　正子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６４号
大阪府吹田市岸部北４丁目27番３―404号
債務者　＆ｃａｒｅ＋ｍｉｍｕｓｕｂｉこと　西原加寿希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９５号
大阪府茨木市山手台４丁目８番11―501号
債務者　中平　篤利
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２７号
大阪市生野区小路３丁目12番20号
債務者　木下栄心こと　ＬＥＥ　ＹＯＵＮＧＳＩＭ　李　　榮心
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４３号
大阪市住之江区西住之江３丁目12番５―104号
債務者　木村　博一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４４号
大阪市住之江区西住之江３丁目12番５―104号
債務者　木村　澄子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３５号
大阪市西成区千本中１丁目15番10号　朝日プラザ岸里パサージュ　104号
債務者　能引　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５９号
大阪市東淀川区井高野３丁目10番18―1001号
債務者　小川智永子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２９号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番43―305号
債務者　岩﨑　義久
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５５号
大阪市西淀川区姫島１丁目24番22―413号
債務者　中嶋　健二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５０１号
大阪府八尾市西木の本４丁目４番地　第２木の本宿舎Ａ―204号
債務者　鈴木咲野香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１０号
大阪市東成区大今里西２丁目10番18号　ウエムラグレース今里　402号
債務者　吉田　悦子（旧姓工野）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１２号
大阪市平野区西脇１丁目11番13―305号
債務者　松原　スミ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２６号
大阪府茨木市総持寺駅前町３番20号　南風荘305号
債務者　松久保郁子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５３３号
大阪市淀川区三津屋北１丁目７番３号　ハーモニーパレス　206号
債務者　畑　有見子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５４８号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ85―302号
債務者　岡本　　博
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１１号
広島県呉市上畑町18番５号
債務者　橋田　真未
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第７９号
福岡県直方市新知町１番14号　エンジェルハイツ203号、前住所福岡県行橋市大橋３丁目11番33号　クレアハウス310号室
債務者　塩川　昌之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３２２号
佐賀市神野西四丁目７番10号　シーホース神野西505、前住所佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１　717号
債務者　松本るりこ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５２６号
熊本市東区新南部１丁目１番81号　106
債務者　野中　佳樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４０号
熊本県下益城郡美里町堅志田192―１　介護老人保健施設　なごみの里、住民票上の住所熊本県上益城郡甲佐町大字上早川275番地(前住所）熊本県上益城郡甲佐町大字下横田1511番地１　浅井団地７号
債務者　佐藤　文雄
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８２号
熊本市東区新南部３丁目６番61号　203号
債務者　日野　誠史
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１６号
熊本市中央区帯山７丁目16番19―305号　サンビレッジ
債務者　寺﨑斗志朗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６１９号
熊本市中央区国府３丁目27番13号　霧島ｏｎＮＯ．10　202
債務者　山中　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６２９号
熊本市東区上南部３丁目20番17―１号
債務者　橋本美登里
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６４８号
熊本県合志市幾久富1866番地912
債務者　山下　　心
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２０号
岩手県北上市下江釣子12地割116番地２、旧住所岩手県北上市里分８地割197番地　コーポフラワー205号
債務者　小原　もも（旧姓阿部）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第９号
栃木県真岡市西郷649番地
債務者　佐藤　政江
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第８０７号
千葉県松戸市小根本108番地の２　小根本コンド208号
債務者　稲垣　明子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６９号
千葉県松戸市高塚新田518番地の６　梨香台団地６棟403号室
債務者　竹原　大介
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７８号
千葉県松戸市新松戸６丁目70番地　サンライトパストラル弐番街Ｃ―208
債務者　竹内　和弘
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目３番１号　柳田荘101
債務者　工藤美奈子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９０３号
千葉県松戸市小山363番地の２　プラザＯＨ202号
債務者　雨海　利佳
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１６３１号
東京都青梅市新町８丁目６番地の12
債務者　川上　和美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２０号
東京都八王子市松が谷９番地３―504
債務者　花田　　愛
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０５号
金沢市西泉５丁目74番地３　Ｍマンション西泉102号
債務者　大口　基良
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０７号
石川県白山市山島台５丁目53番地
債務者　塚谷　里佳
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２８号
金沢市松村１丁目７番地　ブラザーハイツ605号
債務者　マツナガ・サービスこと松永　　智
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４号
福井県小浜市多田第９号46番地　ＴＡＴＴＡ14号室、前住所福井県大飯郡おおい町本郷第157号９番地１　グラート鴨居花Ｉ　105
債務者　小橋　清人
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第５９号
福井県小浜市上野第37号37番地の２
債務者　藤本　敦子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２５０号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番８―306号
債務者　山根　祥正
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
神戸市西区前開南町１丁目５番１―102号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１―38―１―301
債務者　町井　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第３１６号
徳島県徳島市春日二丁目１番15―102号　ナトゥラヴィータ参番館
債務者　山川美有希
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
佐賀県鳥栖市大正町749番地１　メゾンドクメ202
債務者　中西　綾音
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
福島県田村郡小野町大字小野赤沼字入木前25番地　アーバンハイツ３号棟205号室
債務者　室井　　諒
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２１号
兵庫県南あわじ市阿万吹上町76番地４
債務者　阿部　悟朗
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２９４号
佐賀県神埼市神埼町竹358番地１
債務者　高島　　司
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７９号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志16912番地９
債務者　福田由紀子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８４号
佐賀県唐津市呼子町呼子3432番地25
債務者　矢川　路代
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦66番地１
債務者　立場川めぐみ
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

令和８年（フ）第７２７号
京都府宇治市小倉町西山82番地　ＤＡコート３－６号室
債務者　磯﨑　博明
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７３号
京都市中京区大宮通三条下る三条大宮町267番地　フレグランス大宮　206号
債務者　松尾　謙一
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９９８号
京都市東山区新門前通大和大路東入三丁目梅本町258番地１　サムティ京都祇園202
債務者　大泉　太了
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２５号
京都市下京区西七条御前田町６番地　ハイツ西大路301号
債務者　飯村佐智子
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１３０号
京都市下京区堀川通仏光寺下る吉水町342番地　アバンエスパス四条　601
債務者　京都カメラトレーディングこと　杉野由恵
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１４３号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地２　椥辻西市営住宅４棟206号、前住所京都市中京区三条通大宮東入御供町284番地
債務者　藤岡　　翔
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１９８号
京都府木津川市市坂小谷口15番地１　グラース・プロムナード203号
債務者　吉田　昂平
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９３号
京都市下京区西七条御領町48番地　ワールドアイ京都梅小路　207
債務者　花田美由紀
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２８号
青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地98
レジデンスサカイＥ号
債務者　宮本真由美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６２号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字浦田20番地
債務者　後藤　敏彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８１８号
千葉県柏市根戸470番地58　Ｔ’ｓ　ｇａｒｄｅｎ北柏２―1102号
債務者　西尾　友見
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２１号
千葉県柏市高柳１丁目５番５号　オーガスタ201、住民票上の住所茨城県常総市内守谷町2487番地１
債務者　小磯　優太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３０号
千葉県流山市西平井１丁目４番地の24
債務者　桜井　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４９号
千葉県流山市前ケ崎32番地の49　ヒルトップ北小金102
債務者　千田　涼子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６８号
千葉県松戸市西馬橋４丁目48番地の１　グランドール西馬橋１―103号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８８０号
千葉県松戸市上本郷848番地の５　ベルコーポ201号
債務者　髙橋　悦子（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９６号
千葉県柏市若柴２番地93　パレス銀河105号、前住所千葉県柏市柏２丁目７番23―605号
債務者　会沢　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９０６号
千葉県松戸市馬橋1837番地　パレス島崎201号
債務者　小暮　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９０８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９－４－２　シャルマン205、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目５番59号　グラシオッソ202
債務者　桑原　良明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９０９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９－４－２　シャルマン205、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷８丁目５番59号　グラシオッソ202
債務者　桑原　和美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９１６号
千葉県松戸市八ケ崎緑町273番地
債務者　髙橋　洋明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２２３号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番36―403号
債務者　内田　美奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第４４５号
神奈川県小田原市国府津2763番地　エルクＯＮＥ202号室
債務者　齋藤真由美
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４８号
神奈川県小田原市板橋671番地　サニーシルクハイツ203号室
債務者　鈴木　千晴
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２３３８号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町53番地28　ウィンベルソロ保土ケ谷第一　404号
債務者　守屋　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６１号
広島市安佐南区中須１丁目５―13、住民票上の住所広島市安佐南区中須１丁目１番12―1201号
債務者　栗本　　壮
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８７号
広島県廿日市市大野874番地１　226
債務者　門岡　信行
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３号
大分県杵築市大字杵築747番地２　ボヌールメゾンＢ棟101
債務者　阿部愛理奈（旧姓川野）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第１０８５号
広島市安佐南区大町東１丁目11番18―606号
債務者　福原　智子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０６号
広島市中区舟入本町３番12―401号
債務者　二井　夏恋
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３０号
山口県防府市西仁井令２丁目８番６号　ソレアードＢ102
債務者　ＦＳＧウェストジャパンこと　中島　和彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９８号
山口市平井362番地７　ビバリーハウス平川Ｂ103号、申立時の住所山口市下小鯖2718番地１
債務者　富田ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６７号
熊本県八代市迎町二丁目５号11番地
債務者　坂下　葉月
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１０５６号
広島市南区比治山本町５番30―402号
債務者　林　あけみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１３号
熊本市北区兎谷２丁目14番１号
債務者　堤　　直也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４３号
熊本市北区麻生田３丁目４番126号
債務者　折口　美香
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８４２号
広島市南区丹那新町20番５―204号
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和８年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19―８　下栗市営住宅８号棟15号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市白沢町1109番地３
破産者　齊藤　承一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２０７９号
千葉県流山市駒木447番地の13
破産者　株式会社Ｆｉｒｓｔ　Ｓｉｇｈｔ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２７７号
千葉県船橋市東船橋３丁目23番11―210号、開始決定時の住所千葉県船橋市芝山５丁目35番３号　コンソルテⅡ―102号
破産者　宮脇　悠徳
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３８５号
千葉市中央区弁天３丁目２番22号　Ｄ―ＲＯＯＭ弁天３丁目Ａ102号
破産者　神月　晃汰
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７１号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区４棟304号
破産者　上野　　裕
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０１号
千葉市若葉区都賀４丁目２番15号　グランメール103号
破産者　敦澤　浩之
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０８号
千葉市若葉区若松町540番地61
破産者　市村　　大
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１４９０号
千葉県柏市船戸３丁目５番地５　スカイＡ－101号
破産者　横田　　繁
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１４９１号
千葉県富里市日吉台６丁目１番地６
破産者　横田　昭二
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
千葉市中央区生実町1642番地30
破産者　古舘　義弘
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１７号
千葉市美浜区幸町２丁目18番７棟503号
破産者　牧元　伸介
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１８号
千葉市美浜区幸町２丁目18番７棟503号
破産者　牧元　文乃
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８０号
千葉県市川市曽谷５丁目３番５－302号　（サクラ　フローレ）
破産者　横田　　勲
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１５号
千葉市花見川区検見川町３丁目334番地30
破産者　坂井　清美
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１００６号
千葉県船橋市市場３丁目５番２－301号
破産者　多田　光輝
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４７号
大阪府泉大津市春日町３番８号
破産者　中慧産業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
千葉県佐倉市山王１丁目11番地７
破産者　青木　健二
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１９号
千葉県八街市文違58番地18
破産者　株式会社小川総業
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２０号
千葉県八街市文違58番地18
破産者　小川　　正
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１８５７号
札幌市東区北35条東９丁目３番20号
破産者　株式会社匠プリント
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１９８号
埼玉県富士見市大字下南畑761番地１
破産者　有限会社ニシリュウ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第５０４号
埼玉県狭山市入間川三丁目21番６号
破産者　株式会社茶の一茶
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第９０６号
千葉県船橋市上山町１丁目236番地１　ザ・ガーデンプレミアム1326号
破産者　碓井　伸典
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８号
千葉県千葉市中央区南町３丁目13番13号　ＧＲＡＮ　ＭＡＩＳＯＮ201号、前住所千葉県成田市寺台254番地１（小野寺ハイツＡ－101）
破産者　粕谷　寛之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１１号
千葉県成田市大室1783番地22　特別養護老人ホーム成田苑、住民票上の住所千葉県八街市八街に138番地115
破産者　大内　宏子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１５号
千葉県成田市駒井野268番地１
破産者　株式会社ギャラリーココ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１６号
東京都杉並区堀ノ内１丁目８番34―306号
破産者　岡本　兼一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４４６号
川崎市麻生区東百合丘１丁目１番16号
破産者　有限会社赤塚住宅クリーニング
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３２４号
岐阜県羽島郡岐南町平島九丁目51番地
破産者　すまいる工房株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１５００号
名古屋市港区船見町34番地の10
破産者　株式会社名港花き資材
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０８号
愛知県大府市長草町山口39番地の２
破産者　株式会社ＷＡ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７号
三重県鈴鹿市岸岡町2988番地の３　フィーゴ南風205
破産者　小﨑　蓮也
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４０号
京都府京丹後市弥栄町溝谷3688番地
破産者　上田建設株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第７３１号
岡山市北区津島中一丁目１番１号岡山大インキュベータ213号
破産者　フェムトディプロイメンツ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３号
最後の住所　福岡県宮若市本城1356番地１
破産者　奥島建設こと亡奥島次男相続財産
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第１４３号
北海道帯広市東２条南６丁目３番地２
破産者　山本巧建工業株式会社
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１１２４号
東京都調布市上石原１丁目47番地43ヴィルヌーヴⅡ202
破産者　辻　　明琉
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５９号
東京都八王子市子安町３丁目19番８号プライムあがた203号
破産者　平尾　智子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２５号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田12―１
破産者　須田晋之介
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１４号
東京都東大和市南街５丁目41番地の９パープル南街301号
破産者　田澤　　俊
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５１号
東京都武蔵野市境南町２丁目10番６―611号メゾン・ド・ソレイユ
破産者　岸田　佳久
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４５５号
東京都昭島市大神町３丁目３番４号アルセＡ203号
破産者　伊藤　和哉
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３９号
千葉市中央区生実町1862番地10
破産者　株式会社ラボータ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５６８号
京都市下京区不明門通花屋町下る高槻町346番０―２サピエンスコート烏丸七条１Ｆ西側
破産者　株式会社悠愛
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１５７０号
大津市膳所二丁目10―３
破産者　大喜多株式会社
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３８号
京都府宇治市宇治蓮華21―２
破産者　株式会社一期一会
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１４３号
兵庫県西宮市甲風園一丁目９番８号
破産者　株式会社センリ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３０３号
兵庫県尼崎市東難波町三丁目22番30号
破産者　Ｔｏｔａｌ　Ａｓｓｉｓｔ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２９号
熊本県八代市日置町651番地の１
破産者　学校法人井本学園
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２４０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目７番49－３号、前住所石川県野々市市高橋町18番３号サウスコート105号
破産者　菅野　敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８５号
千葉県松戸市根本８番地の18　ニュー田中マンション305号、前住所千葉県松戸市上本郷907番地の３　メゾン・プラッツ103号
破産者　小川　　昇
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の11　梨香台団地９棟508号室
破産者　神田　　保
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０４号
千葉県柏市桜台14番23―104号
破産者　上久保敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３１号
千葉県野田市尾崎269番地の２　リズムホーム野田尾崎Ⅱ　201号室
破産者　鈴木　陵司
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３２号
千葉県柏市緑台４番地３　イルマーレブルー緑台101号
破産者　増井　修一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３５号
千葉県柏市松葉町７丁目26番地８　第２松葉町マンション301号
破産者　柳沢　久人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３９号
千葉県野田市吉春29番地
破産者　寺田　常雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４８号
千葉県流山市平和台１丁目11番地の23
破産者　小林　由樹
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４４６号
福岡市中央区今泉一丁目13―11エトランゼＸ906号
破産者　博多ファクトリー株式会社
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１０号
埼玉県戸田市新曽880－２　グレース蔵前106髙橋方、商業登記簿上の本店所在地埼玉県戸田市大字新曽1211―303
破産者　株式会社ネクストイノベーション
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７９７号
千葉県柏市松葉町３丁目21番地６　パールハイツ矢野25―101号
破産者　松本　好雄
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第９０８号
千葉県松戸市大字小山356番地１
破産者　合同会社Ｏｎｅ　Ｌｅａｆ　Ｃｌｅａｎ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第９０９号
東京都足立区千住龍田町８番１号　福島ビル302
破産者　福島龍之介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１６号
千葉県松戸市胡録台18番地の３
破産者　大原　竜太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３２９号
山梨県笛吹市八代町北441番地３
破産者　ライクス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４８号
山梨県北杜市高根町清里3545番地1482
破産者　合同会社ＭＩＬ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２３２９号
札幌市白石区南郷通16丁目南１番３―205号
破産者　株式会社ＮＳＲ北海道
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０６号
札幌市白石区本通13丁目北１番７号
破産者　札幌オフィスサポート株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３号
仙台市青葉区台原一丁目７番40号
破産者　有限会社芦原
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
宮城県大崎市田尻沼部字新寺前15番地　田尻横須賀住宅４－３号
破産者　森田　裕幸
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第８５号
秋田市仁井田蕗見町６番30号
破産者　株式会社キムラ商会
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第５９号
山形県天童市中里６丁目９―38―１
破産者　株式会社シマヒロ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８号
栃木県那須塩原市黒磯32番地25　あづさハイツパート２―605号
破産者　株式会社フォレックス
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（フ）第９号
埼玉県熊谷市中央１丁目155番地　プライベート14―301号、前住所栃木県那須塩原市黒磯32番地25　あづさハイツパート２―605号
破産者　白水　政人
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１８号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙１番地209
破産者　小山田　唯
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第２１号
栃木県大田原市中田原786番地９　マリージア105号
破産者　相田電気設備　こと　相田　侑輝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１６号
千葉県香取市吉原495番地１　３号
破産者　池見　隆志
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第２８０６号
横浜市緑区竹山４丁目２番地竹山団地4201棟142号
破産者　合同会社Ａｍｕｓｅ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８８号
東京都台東区上野三丁目15番９号深井ビルＢ１
破産者　株式会社Ｍｉｔｔ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１３６号
静岡県富士市岩本72番地の11
破産者　株式会社佐藤保温
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４０号
静岡県富士市大渕100番地の24
破産者　有限会社北原組
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第１４４９号
名古屋市中区栄３丁目２番３号　名古屋日興證券ビル４階
破産者　株式会社スパース
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１４５０号
名古屋市中区栄３丁目２番３号　名古屋日興證券ビル４階
破産者　株式会社アサンテ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９４号
愛知県春日井市東野町西３丁目９番地の１
破産者　有限会社春同建設
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２７４号
大阪府八尾市天王寺屋２丁目96番地
破産者　株式会社トータルプランニングリフォーム
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０１７号
大阪市住吉区大領５丁目９番11号
破産者　株式会社アステック
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６６６号
大阪市北区長柄東２丁目８番36号
破産者　株式会社アド・フロック
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９９号
大阪府茨木市耳原１丁目11番17号
破産者　株式会社ジョイント
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１４号
大阪市中央区北浜東２番７号
破産者　有限会社オフィスデセオ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９４３号
堺市堺区一条通１番25号
破産者　株式会社ワインハーツ
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１５号
高知県室戸市室戸岬町5406番地
破産者　有限会社中村内燃機
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和７年（フ）第５３２号
北九州市小倉南区徳吉西２丁目２番22―303号、前住所北九州市小倉南区徳吉南２丁目５番30号
破産者　朝原雄一郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２号
千葉県長生郡白子町関671番地21
破産者　高柳　利次
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１０７１号
東京都八王子市本郷町６番８号西野荘202号
破産者　川瀬　英美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３１号
東京都町田市南町田３丁目32番36号センチュリーハイツ町田17―302
破産者　平塚　愛美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６４号
東京都府中市多磨町１丁目27番地の９
破産者　平田　晋作
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７１号
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ101号
破産者　川村　麻美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２４号
東京都多摩市諏訪５丁目12番地の２　１―711
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９０号
静岡県御殿場市新橋1289―130、前住所静岡県御殿場市東田中1516番地の１
破産者　ＩＭＰＯＲＴ　ＳＰＯＲＴＳ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第３２８号
静岡県沼津市下香貫島郷2977番地の１
破産者　株式会社東興
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８４号
静岡県沼津市戸田313番地
破産者　戸田運送船株式会社
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第５５号
熊本県八代市八幡町８番１号
破産者　有限会社宮崎工業所
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第４４７号
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目３番７―707号
破産者　大塚　元気
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１３９号
大分市上野町２番19号　アネックス上野206
破産者　麻生喜代美
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４５号
大分市東大道１丁目８番15―707号　カサベルデ駅南
破産者　秋月　伸一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１１１号
埼玉県戸田市大字新曽880番地の２　グレース蔵前106号室
破産者　髙橋　勝馬
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０００号
埼玉県鴻巣市榎戸１丁目２番８号
破産者　西田　葉菜
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５１号
埼玉県和光市白子２丁目23番23号　サンライズコーポ102
破産者　清水　義史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０７８号
さいたま市浦和区北浦和１丁目24番26号419
破産者　小島　義和
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０９２号
埼玉県戸田市喜沢２―19―５　リブェール・パル206号室、住民票上の住所埼玉県川口市西川口１丁目24番２―605号　日神パレス西川口
破産者　大嶋　陽子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市船越町３丁目35番地
破産者　黒須　美奈
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１４９号
山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｄ－２号室、前住所山梨県北杜市大泉町谷戸5611番地１
破産者　山下　友教
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５０号
山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｄ－２号室、前住所山梨県北杜市大泉町谷戸5611番地１
破産者　山下　優季
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３４４号
愛知県一宮市北園通１丁目16番地５　フォーシーズン一宮202号
破産者　小澤　　陵
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４２号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地43棟303号
破産者　矢田　繁之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５１１号
北九州市若松区今光１丁目８番４号
破産者　岡原　正博
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２８号
北九州市小倉南区沼本町１丁目２番５―103号
破産者　吉田　　毅
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４５号
北九州市八幡西区岡田町11番29―904号
破産者　垣添　和子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６７号
北九州市若松区本町１丁目11番１―1203号
破産者　浦辺　　浩
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1957番地の24
破産者　吉田　隼人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０９号
北九州市八幡西区春日台５丁目14番24号（203）、前住所北九州市八幡西区青山２丁目７番14―402号
破産者　城市　　希
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６２３号
北九州市若松区宮丸２丁目３番７―403号
破産者　井筒　大介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２１０号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田1628番地１
破産者　小副川裕子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目１番14号
破産者　松岡　至子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６５号
熊本市中央区新町３丁目６番25―201号　クレール新町
破産者　小松　達司
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７１号
熊本県菊池郡大津町大字室364番地４　エミグランドＣ　101号
破産者　吉武　さち
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５３号
熊本市南区島町１丁目６番48号
破産者　福田　広明
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９号
大分県日田市大字日高2454番地６、前住所大分県日田市大字友田1055番地10　サンウェーブ205号
破産者　中島　烈也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第９９号
沖縄県那覇市樋川１丁目13―39、住民票上の住所沖縄県国頭郡恩納村字仲泊120番地
破産者　山内　秀人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第９５４号
札幌市白石区北郷４条４丁目14番34号
破産者　垣原　順一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９０号
札幌市西区発寒４条５丁目１番５号
破産者　山内　武暢
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４号
仙台市青葉区台原４丁目８番26号
破産者　芦原　永明
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０号
宮城県大崎市古川駅前大通六丁目３番56号　白梅荘３
破産者　鈴木星太郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
秋田市土崎港南一丁目４番10号
破産者　畠山　将也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９号
秋田市飯島長野中町７番11号
破産者　鎌田　雅史
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２９１号
茨城県小美玉市川中子276番地２
破産者　小松　辰雄
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第９０号
茨城県つくば市みどりの２丁目15番地６　ドルチェ・ヴィータ102号
破産者　四十竹弘志
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１３６号
茨城県土浦市右籾1490番地１　シティパルみぎもみ406号室
破産者　武田　雅浩
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１９４号
茨城県つくば市栗原771番地２
破産者　中泉　将太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第２８０７号
横浜市緑区竹山４丁目２番地　竹山団地4201棟142号
破産者　齋藤　浩之
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３７号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎１丁目15番21―105号
破産者　對馬　　毅
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２９号
横浜市港南区上大岡東３丁目５番24号　パークサイドテラス上大岡102号室
破産者　土屋　雅俊
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市鴨居３―73―11　高橋勇大方、住民票上の住所神奈川県横須賀市馬堀町２丁目27番２号
破産者　高橋　汰地
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第４８号
富山県高岡市木津1378番地４、前住所富山県高岡市石瀬673番地　フェリーチェⅢ101号
破産者　森　諭宇大
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１８４号
山梨県甲府市貢川１丁目10番７号
破産者　清水　敬士
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８５号
山梨県甲府市貢川１丁目10番７号
破産者　清水　一美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３５号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目27―11　ベルメゾン鶴ヶ島108、開始決定時の住所長野市若穂川田3323番地
破産者　山岸　　靖
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７０号
静岡県富士宮市山本216番地の31
破産者　佐野　直也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３７号
静岡県富士市入山瀬839番地の11
破産者　佐藤　徳男
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４１号
静岡県富士市広見東本町７番３号、前住所静岡県富士市大淵100番地の24
破産者　北原　卓也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第２４２６号
名古屋市東区泉１丁目１番18号　プレサンス泉セレグレード1202号、住民票上の住所大阪府堺市堺区向陵西町２丁２番６－１号
破産者　亀井　庸一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１４５号
愛知県海部郡大治町大字西條字尼ケ須賀40番地　ルミリアおおはる215、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口33番地の１
破産者　松村　正義
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２８４号
愛知県東海市名和町中小松揃16番地の１　エントピア・アイランド３－Ｃ
破産者　戸川　孝則
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４５号
愛知県知多郡武豊町東大高川南17、住民票上の住所愛知県知多市新知字西屋敷64番地
破産者　カービューティプロサンライズこと　山口　清史
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８１号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字八ツ針１番地の66
破産者　牧戸　秀太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２２号
愛知県東海市高横須賀町川田61番地　ローランヒルズ103号
破産者　近藤　晋一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９５号
愛知県北名古屋市西之保清水田67番地　マンション丘１－Ｂ
破産者　水谷　　学
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６３６５号
大阪市平野区流町３丁目７番21号　Ａｚｕｒ　Ｂｏｉｓ流町301
破産者　八木　優斗
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３８６号
大阪府枚方市山田池東町18番４号、申立時の住所大阪市港区夕凪１－４－12－601
破産者　宮脇　歌鈴
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７１０号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５番56号　コンフォールセゾン　401号室
破産者　旭洋製作所こと　和田　和久
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８５５号
大阪府豊中市東豊中町５丁目33番５－Ａ303号
破産者　坂　　耕介
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９８３号
大阪市大正区泉尾２丁目４番５―504号、前住所大阪市大正区千島２丁目４番３―835号
破産者　濱田　広文
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３２号
大阪市住吉区苅田４丁目12番13号　パートリア　ネモフィラ　305号
破産者　川瀬麻由香（旧姓上谷）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１５号
大阪府寝屋川市高柳１丁目10番８号
破産者　村冨とみ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１９８号
大阪府富田林市東板持町２丁目27―22、開始決定時の住所大阪府南河内郡太子町大字太子37番地の10
破産者　城　　聖一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４号
堺市中区深阪２丁14番２―201号
破産者　谷村　光輝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁77番地
破産者　岩井　　智
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
大阪府藤井寺市東藤井寺町５番11号
破産者　折田　眞弓
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６７号
大阪府富田林市向陽台二丁目６番12―305号
破産者　国本春一こと　ＬＥＥ　ＣＨＯＯＮ　ＩＬ　李　　春一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１６９号
兵庫県宝塚市高司３丁目５番13号　高司グリーンハイツ301
破産者　臼井　　白
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
三重県四日市市日永東三丁目14番46号　サンガーデン南四日市Ｂ―103
破産者　伊藤栄依子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０８号
奈良県天理市櫟本町1285番地　天理県営住宅Ｃ01棟801号
破産者　月川　康代
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９２号
徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本４番地17、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓183番地１
破産者　堤　　敦子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０７号
北九州市小倉南区上石田３丁目９番18号
破産者　下西　直美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５３２号
北九州市若松区青葉台西４丁目13番21号
破産者　百本　梨恵
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７９号
北九州市八幡西区永犬丸東町１丁目14番25号
破産者　檀上かよ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１１８号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町615番地１　Ｅ．ポプラール503
破産者　河野みどり
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
長崎県雲仙市愛野町乙5694番地１　セレーノ橘Ｂ203号
破産者　林田由樹恵
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
熊本市西区島崎７丁目14番３―103号　市営荒尾団地３棟
破産者　平田　礼奈
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７６号
北海道岩見沢市９条東８丁目１番地17
破産者　伊藤　里佳
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第１８４号
群馬県前橋市富田町1674番地78
破産者　稲川舞（旧姓今田）
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第３３０号
石川県白山市佐良ロ123番地　特別養護老人ホーム大門園　内、住民票上の住所石川県白山市木津町1424番地１
破産者　尾形　英子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７３号
石川県野々市市長池223番地　プロヴァンス21―208号
破産者　菅野　岳利
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０１号
金沢市泉野町２丁目17番１号　ヴェールドー103号、従前の住所宮崎県小林市南西方3139番地１
破産者　中屋敷さゆり
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２１号
金沢市高尾台１丁目301番地　オークビレッジ201号、従前の住所石川県野々市市清金２丁目１番地15
破産者　桑野　裕也
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１号
岐阜県中津川市加子母5085番地１
破産者　内木　勝雄
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第１９１号
静岡県御殿場市新橋1663番地の３
破産者　芹澤　圭寿
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４５４号
静岡県裾野市平松610番地の１　エクセルオカダ102、開始決定時の住所静岡県裾野市茶畑548番地の６
破産者　山田　直樹
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１８号
静岡県沼津市若葉町１番43号
破産者　相澤　勝代
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
静岡県沼津市若葉町１番43号
破産者　相澤　真一
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第６０号
兵庫県加古郡稲美町国岡1464番地の13　１階、従前の住所兵庫県三木市さつき台１丁目５番地の２
破産者　龍屋工務店こと　日髙　達也
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市網干区坂上343番地11、従前の住所兵庫県姫路市余部区上余部145番地46
破産者　青山商店こと　青山　幸司
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋407番地の14、従前の住民票上の住所京都市北区衣笠馬場町40番地１　たんぽぽの家107
破産者　和風かふぇ金皓庵こと　徳丸　皓揮
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３５７号
兵庫県赤穂市浜市488番地１、従前の住所兵庫県姫路市広畑区高浜町４丁目25番地46
破産者　田中　未来
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３６０号
兵庫県姫路市飾東町夕陽ケ丘81番地　市営唐端住宅７棟１号
破産者　髙木春見（成年後見人荻野　正和）
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市新在家中の町９番15号
破産者　たこ焼あずきちこと　江見　　悟
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２２号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1815番地の18
破産者　東保商会こと　東保　芳夫
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１４号
山口県萩市見島956番地２　見島中教員住宅23－２
破産者　吉川　翔悟
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第３１４号
高知市井口町189番地６　竹村アパート１Ｆ
破産者　出間　恵美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８２号
高知市一宮徳谷13番50－３号
破産者　土居　千恵
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９１号
愛知県豊田市大林町９丁目99　アリビオ大林Ｂ1012号室、開始決定時の住所高知市役知町17番21号　岡本ハイツＡ101
破産者　中澤　龍麻
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７０号
佐賀県小城市牛津町牛津319番地　ウエストヒルズ05　Ａ101号
破産者　大串　恒久
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８号
宮崎県えびの市大字小田657番地14、開始決定時の住所宮崎県えびの市大字永山943番地１
破産者　竹田　奈代（旧姓市田）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

令和７年（フ）第３２４号
愛知県稲沢市高御堂一丁目21番２号
破産者　有限会社チビッコ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第３１９号
愛知県稲沢市増田南町78番地
破産者　株式会社宮崎建設
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和５年（フ）第１９３号
北海道旭川市四条通四丁目右１号エヌエスハイツ１階
破産者　有限会社賃貸情報センター
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５９号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―709号、開始決定時の住所千葉県千葉市花見川区検見川町２－467－６　レオパレスまつや102
破産者　柏木　伸夫
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３４０号
最後の住所　宮城県石巻市あけぼの北一丁目２番地12
破産者　亡伊藤栄作相続財産
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第２２１号
山形県天童市北久野本２丁目７番39号
破産者　株式会社菊地建設
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３４号
長野市若穂川田3323番地
破産者　株式会社山岸産業
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１９７号
大阪府富田林市中野町東一丁目４番30号
破産者　有限会社城製作所
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第４６号
長崎県島原市大手原町甲2141番地21
破産者　株式会社林田青果
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２２号
千葉県勝浦市興津665番地
破産者　栗原　愛子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和７年（フ）第１４３３号
東京都稲城市平尾１丁目29番地の２第１ホワイトメゾン201号室、破産手続開始決定時の住所東京都稲城市平尾３丁目４番地の８
破産者　笠井　純一
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第６８号
岡山県津山市中原493番地１
破産者　藤井商店こと　藤井　　勲
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和６年（フ）第３２７号
北海道上川郡上川町新町312番地
破産者　石倉　裕晃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３４４号
仙台市青葉区八幡三丁目３番７―1502号
破産者　佐藤　建治
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１９９号
埼玉県ふじみ野市上福岡六丁目３番21号　石川ハイツ303、破産手続開始時の住所埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野８番３号
破産者　西山　隆英
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３３８０号
横浜市南区中里１丁目８番１―608号　山田るみ方、住民票上の住所千葉県八街市東吉田905番地13
破産者　日向寺　洋
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４５６号
神奈川県相模原市中央区光が丘２丁目31番６号
破産者　曽根　一高
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第４５号
長野県佐久市中込３丁目５番地４　プラティーノＳ303
破産者　西川　一樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６１１号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目11番地４　レガーロ御岳203号
破産者　栗岡　大夢
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７４６号
愛知県春日井市小野町５丁目82番地17　メゾンドールＫ　Ｂ棟102号、従前の住所愛知県春日井市柏井町２丁目62番地
破産者　山本　和正
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６号
神戸市長田区長田天神町６丁目４番６号、従前の住所神戸市長田区細田町１丁目４番５号
破産者　山本裁断こと山本春夫こと　李　　栄遠
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３９号
鹿児島県霧島市隼人町姫城740番地　サンシャイン葵103号室、前住所鹿児島県霧島市国分中央四丁目８番10号　ロイヤルガーデン野村Ａ202
破産者　古沢　佑樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和４年（フ）第３４９号
神奈川県秦野市平沢152番地　ペントハウス恵103号、開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢２丁目24番50号　ムーランルージュ101号
破産者　馬場　雅治
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３０９号
静岡県浜松市中央区高丘北一丁目３番30号
破産者　森田　英貴
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和４年（フ）第８７０号
京都市中京区壬生森町29―３　パデシオン四条壬生211、前住所京都市左京区北白川東久保田町73番地４銀閣寺道パークマンション201（前々住所）京都市北区大将軍一条町161番地
破産者　志村　千穂
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４７１号
京都府城陽市寺田樋尻69―56、事業所所在地兵庫県西宮市上田西町３―26―105（住民票上の住所）兵庫県西宮市上田西町３番26―105号
破産者　鈴木　浩二
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５６１号
兵庫県尼崎市梶ヶ島５―１、住民票上の住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目８番８―1103号
破産者　兼本　盛広
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第９０９号
埼玉県上尾市浅間台三丁目22番地５　パルティール上尾Ａ一101
破産者　平野　和平
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３３０号
山梨県笛吹市八代町北441番地３
破産者　若杉　克己
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
長野県飯田市長野原179番地１
破産者　塩沢　恵美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和４年（フ）第１９４号
愛知県一宮市玉野字西田島62番地
破産者　おもてなし横丁こと　岩田　浩斉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第７５号
北九州市八幡西区東川頭町５番30号（105）、開始決定時の住所北九州市八幡東区祇園１丁目12番10号
破産者　岡本　美香
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２３４７号
北海道恵庭市中島町６丁目10番地３　（エクセレンス202号）
破産者　伊東みゆき
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０号
群馬県利根郡みなかみ町湯原947番地１
破産者　ムラタヨシユキのオーダースイーツこと　村田　昌宏
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和７年（フ）第２５０号
長野県飯山市大字常盤9271番地２
破産者　小林　利男
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６９号
神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目15番６一505号、申立時の住所静岡県富士宮市猪之頭1337番地の16
破産者　寺崎　幸治
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（フ）第９３３号
愛知県春日井市上条町２丁目28番地４
破産者　ネイルサロンシャインミーこと　松本　英寛
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第３４５号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目10番19号、開始決定時の住所奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目９番１号
破産者　瀬川　　学
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１９６号
奈良市右京五丁目９番地　平城右京団地34一501
破産者　高橋　正親
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２７８号
福岡県柳川市西浜武762番地13　サカイタウン西浜武３号棟、前住所福岡県久留米市城島町内野256番地３
破産者　木元健児郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第８４５号
北九州市八幡西区星ケ丘６丁目７番22号
破産者　高橋建設ことノエビア桜木営業所こと　高橋　　憲
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第３６３号
兵庫県高砂市伊保港町１丁目７番23号
破産者　ブティックブランチェこと　酒井　正秀
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

免責許可決定

令和８年（フ）第２４０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目７番49一３号、前住所石川県野々市市高橋町18番３号サウスコート105号
破産者　菅野　敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３８５号
千葉県松戸市根本８番地の18　ニュー田中マンション305号、前住所千葉県松戸市上本郷907番地の３　メゾン・プラッツ103号
破産者　小川　　昇
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の11　梨香台団地９棟508号室
破産者　神田　　保
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０４号
千葉県柏市桜台14番23―104号
破産者　上久保敦史
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３１号
千葉県野田市尾崎269番地の２　リズムホーム野田尾崎Ⅱ　201号室
破産者　鈴木　陵司
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３２号
千葉県柏市緑台４番地３　イルマーレブルー緑台101号
破産者　増井　修一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３５号
千葉県柏市松葉町７丁目26番地８　第２松葉町マンション301号
破産者　柳沢　久人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３９号
千葉県野田市吉春29番地
破産者　寺田　常雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４８号
千葉県流山市平和台１丁目11番地の23
破産者　小林　由樹
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３９号
千葉県松戸市新松戸南３丁目96番地　アコール新松戸203号
破産者　中山　亮宏
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６４号
千葉県松戸市新松戸３丁目328番地　新松戸南パークハウスＡ―311、前住所千葉県松戸市新松戸３丁目233番地　フォンタナ２―201号
破産者　森　　麻衣（旧姓久野）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６７号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目13番地の１　ダイアパレス松戸馬橋パークアベニュー202号
破産者　吉田公美子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７５号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目１番地の７　ホワイトレジデンス101号
破産者　遠藤　　亮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８１号
千葉県柏市大井146番地53
破産者　佐々木貴子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８２号
千葉県柏市南増尾２丁目９番33号
破産者　庄司　豪暉
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８７号
千葉県松戸市五香西３丁目13番地の13
破産者　木川　知子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９２号
千葉県松戸市金ケ作41番地の16、前住所千葉県柏市関場町５番52―301号
破産者　桃井　悠希
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９８号
千葉県松戸市松飛台155番地の２　サニーガーデン202号
破産者　中村美鶴輝（旧姓酒井）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０５号
千葉県我孫子市中峠1143番地の２（Ｂ―101号）インパレス我孫子Ｂ棟、住民票上の住所千葉県我孫子市栄８番14号
破産者　堀田　慶一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０６号
千葉県我孫子市中峠1143番地の２（Ｂ―101号）インパレス我孫子Ｂ棟
破産者　唐沢紗也香
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１１号
千葉県柏市大室1421番地３　Ｔ’ｓウィステリアⅡ―201号
破産者　ディーツ　セタレ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３０号
千葉県我孫子市中里140番地の６
破産者　吉田　美幸
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３７号
千葉県野田市清水826番地の20　花水木の里Ｄ　103、前住所千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目38番地４　アーバンヒルズ301号
破産者　小田　岳史
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４０号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目３番地の７　サンセット301号、前住所千葉県松戸市小金444番地の30　ウルリヒト北小金203号
破産者　板野　和男
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４２号
千葉県松戸市六実６丁目15番地の12　シャトレ六実Ａ棟101号
破産者　伊藤　　学
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４３号
千葉県松戸市六実６丁目15番地の12　シャトレ六実Ａ棟101号
破産者　伊藤ツホ子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５７号
千葉県柏市松葉町２丁目11番地12　サンライズ鈴木302号
破産者　中村　礼子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６５号
千葉県柏市東１丁目２番26―202号
破産者　猪島　悠太
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８０号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目３番37号（201号）
破産者　佐藤　友香
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第７９７号
千葉県柏市松葉町３丁目21番地６　パールハイツ矢野25―101号
破産者　松本　好雄
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第９０９号
東京都足立区千住龍田町８番１号　福島ビル302
破産者　福島龍之介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１６号
千葉県松戸市胡録台18番地の３
破産者　大原　竜太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９９号
山梨県甲斐市竜王新町1676番地17
破産者　伊藤早由利
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２５号
愛知県一宮市西五城字上切35番地３
破産者　福井　邦彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７２号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字大山55番地１
破産者　鬼頭　里奈
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１９５号
愛知県豊明市栄町南舘３番地576　サンハイツ南舘201号、開始決定時の住所愛知県稲沢市赤池南町51番地　レーヴ稲沢201
破産者　岡本　乃愛（旧姓　片桐）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市梅薮西町５－３　梅園荘８号室、住民票上の住所愛知県豊川市御油町小山58番地　エトワール小山103号
破産者　冨永　久登
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６０号
愛知県蒲郡市竹谷町七反20番地１　サラダ館210
破産者　藤田　浩二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市植田町字西ヶ谷67番地
破産者　松井　　翔
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市北岩田二丁目３番地12　ガーデンコートＩＷＡＴＡ205
破産者　田渕　侑輝
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５６号
山口県柳井市柳井1033番地１　ベルフェリシアＩ　101号　（前住所　山口県大島郡周防大島町大字小松552番地６）
破産者　髙谷　康裕
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第６１３号
北九州市門司区矢筈町８番22号（102）
破産者　兒玉　明弘
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３９号
北九州市小倉北区高坊１丁目５番６―301号
破産者　竹本　利恒
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７１号
佐賀市本庄町大字本庄971番地１　ハートホームＢ202号、前住所佐賀市川副町大字福富272番地８　式町アパート201
破産者　彌永　泰弘
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
佐賀県小城市牛津町上砥川405番地57　エンタルコーポ　201号
破産者　太田美代子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０５号
佐賀市末広二丁目１番30号　コーポ峰Ａ103
破産者　稲冨　　涼
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０８号
佐賀市神園六丁目６番38号、前住所佐賀市新中町４番３号　シティハイムれんげ103号
破産者　廣瀬　裕介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1799番地
第２北浦団地　Ｄ24、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1237番地89
破産者　田中　公大
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第８３４号
熊本市東区長嶺南４丁目10番５―202号　レインボーハイツ202号
破産者　尾﨑美由紀
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７９号
熊本県宇土市松原町241番地　ルクスエテルナ・うと　Ｃ202、住民票上の住所熊本県宇土市松原町241番地　エントピアニュー松原Ｃ202
破産者　坂西　睦子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１６６号
熊本市中央区保田窪１丁目９番１―301号
破産者　中島ともえ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４１号
熊本市西区小島６丁目４番14号
破産者　浦川かおり
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３０９号
熊本市北区植木町岩野1319番地１　コーポ平松203号
破産者　安達　　優
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６８号
熊本県宇城市松橋町豊福3022番地　ハピネス・コートＡ206
破産者　小板橋　聖
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７３号
熊本市東区西原３丁目２番４―115号　市営住宅４―115
破産者　上村　数利
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９０号
熊本市東区健軍本町14番40―606号、転入前住所熊本市北区植木町舞尾19番地２
破産者　前田　美華
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１７号
熊本県宇土市北段原町191番地６　ベイルート２―１
破産者　山本　奈美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２５号
熊本市中央区神水１丁目21番８―303号
破産者　大輪　章子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４７０号
熊本市西区池亀町16番11号　ハーミットクラブ池亀108、転入前住所広島市西区庚午南２丁目19番13―301号
破産者　園田　優平
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０４号
熊本市中央区迎町１丁目２番８―703号　ピュアセラピー迎町
破産者　原田亜由美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３９号
大分市東春日町７番13号　外苑レジデンス603
破産者　鬼塚　賢吾
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
沖縄県浦添市伊祖３丁目12番３号　比嘉アパート301
破産者　川満　優子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５号
北海道滝川市新町３丁目12番７―103号空知ハイツ
破産者　村川　　稔
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３７号
北海道芦別市北６条西４丁目６番地あけぼの団地103
破産者　益谷恵津子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３８号
北海道赤平市平岸新光町３丁目21番地
破産者　鹿内弓希衣
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３９号
北海道歌志内市字神威37番地１
破産者　菅野　晶敏
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４０号
北海道砂川市吉野２条北４丁目２番２―401号
破産者　藤井　慎一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
岩手県八幡平市松尾27―118―５、住民票上の住所盛岡市安倍館町１番１―403号
破産者　芳賀　良之
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４９号
盛岡市西仙北二丁目13番29号　アヴニール西仙北101号
破産者　村山　桂祐
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２９９号
盛岡市馬場町５番５号　こみや荘103号
破産者　三田地　護
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４３号
秋田県大館市片山字八坂９番地８
破産者　田中　美保子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第４５号
秋田県鹿角市尾去沢字蟹沢３番地４
破産者　高橋　椋一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２２５号
茨城県土浦市真鍋四丁目５番９号　メゾンクレールＡ棟103
破産者　栗山　明美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙１番地209
破産者　小山田　唯
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第２１号
栃木県大田原市中田原786番地９　マリージア105号
破産者　相田電気設備　こと　相田　侑輝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１７１号
群馬県富岡市田篠1149番地
破産者　菅谷　仁菜
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１４９号
さいたま市見沼区堀崎町208番地１
破産者　利根川絢香
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８５号
さいたま市見沼区大字東門前364番地10　プレステージⅡ　101
破産者　津島　修治
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０４号
埼玉県さいたま市南区根岸５―18―10―402、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区鹿手袋２丁目22番19号　コーポマルミ１―101
破産者　田中　勝彦
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４２号
さいたま市緑区馬場２丁目３番地10　ヴェレーザ303、旧住所さいたま市緑区大字三室1355番地１　メゾンコルザＡ101号
破産者　野口　秀明
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３５０号
さいたま市浦和区岸町５丁目20番16号　第一白梅ハイム102、旧住所秋田市楢山登町11番54号アシスト第８秋田マンション208
破産者　中村　　恵（旧姓伊藤）
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３８１号
さいたま市見沼区大字東門前１番地２　534
破産者　佐藤　クニ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３９号
さいたま市緑区原山３丁目５番５号　大和コーポ101、旧住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目13番23―105号
破産者　新井　弘美
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６号
千葉県香取市吉原495番地１　３号
破産者　池見　隆志
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第３２３号
川崎市川崎区藤崎２丁目15番８―302号　ソフィーロ藤崎
破産者　永山　汐音
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２６号
川崎市川崎区渡田東町４番13号　クローバーマンション　403
破産者　松本　直人
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４７号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　312
破産者　今村悠起子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
川崎市高津区末長３丁目18番４号　荒野ハウス　102、開始決定時の住所川崎市麻生区東百合丘１丁目18番１号　ファイン東百合ヶ丘３　Ｂ
破産者　大澤　桃子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
川崎市多摩区長沢４丁目11番８―304号　第２アベコーマンション
破産者　坂本　暁生
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７７号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番15―102号
破産者　石山裕美子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６０１号
川崎市川崎区富士見２丁目５番12号
破産者　穂刈　隆二
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６１３号
川崎市川崎区塩浜２丁目25番13号　ユナイト塩浜イパネマの瞳　101
破産者　石原　靖紀
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６１５号
川崎市高津区末長１丁目２番32号　アゼリア５番館　203
破産者　柴田　勝幸
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６２１号
川崎市川崎区観音２丁目１番12号
破産者　新藤　　良
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６２６号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１―727
破産者　菊池　　護（旧姓橋詰）
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３８号
川崎市高津区坂戸３丁目８番13号　椿ハイツ
破産者　武宮由美子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６５１号
川崎市宮前区有馬４丁目16番６号　小泉ハイツ　Ａ―103
破産者　木嶋　隆博
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６６４号
川崎市高津区二子１丁目20番４号　クレセントユニ二子新地　302
破産者　郷久保　新
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
山梨県甲斐市富竹新田2233番地４
破産者　武井多恵子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７０３号
堺市南区原山台１丁７番５―110号
破産者　土屋　智美
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１１号
堺市美原区菩提20番地２　アスガルド108号
破産者　加藤光治郎
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３５号
堺市中区福田603番地６―106号
破産者　平中　克典
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８１号
堺市中区土師町５丁29番15号
破産者　真鍋みゆき
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１４号
堺市北区東雲東町３丁６番20号　リンショウマンション303号
破産者　大田真紀子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３１７号
和歌山市舟津町３丁目32番地３　パレ・ロワイヤル舟津203号
破産者　寺坂　将悟
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９２号
和歌山市太田122番地１　アメニティ太田102
破産者　後藤千奈美
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９４号
和歌山県岩出市金池163番地の１
破産者　山本　祐貴
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９８号
和歌山県橋本市学文路95番地の５
破産者　白崎ひとみ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０１号
和歌山市吐前565番地３
破産者　岩島　　詔
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０７号
和歌山県岩出市中島16番地の３（102号）
破産者　坊垣内真司
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１３号
和歌山市梶取275番地18
破産者　廣瀬　大志
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１６号
和歌山県岩出市岡田61番地（105号）
破産者　村井由起子（旧姓池田、土山）
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１８号
和歌山市西浜３丁目３番12号　ハイカムール西浜202号室、前住所和歌山市鳴神499番地１
破産者　仲地　亜希奈（旧姓　関川、百名）
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２３号
和歌山市野崎204番地７　野崎ハイツ２Ｆ10号室
破産者　住本　　茜
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２９号
和歌山県橋本市原田165番地の１
破産者　山本　清美
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２４号
福岡県久留米市国分町365番地72、前住所福岡県久留米市御井町2433番地１　プレリュード御井町302号
破産者　福岡　淑輝
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３５号
福岡県久留米市野中町1420番地１
破産者　田中　勝己
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第６１０号
北九州市小倉南区葛原東５丁目５番12―206号
破産者　松尾　一壽
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５０号
北九州市若松区久岐の浜４番２―403号、前住所北九州市八幡西区高江４丁目２番23号（203）
破産者　古園井さおり
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６６６号
北九州市門司区大里桃山町10番24号
破産者　比留間裕梨奈
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７０号
北九州市門司区高田１丁目11番10―45号
破産者　谷口　啓吉
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７７号
北九州市戸畑区新池１丁目10番11―401号
破産者　入江芳志枝
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８１号
北九州市小倉南区下城野１丁目８番１―401号、前住所北九州市小倉南区重住１丁目４番３―503号
破産者　田村　美香
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８６号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目14番11号
破産者　神尾　　武
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６９３号
北九州市小倉北区古船場町４番32―1212号
破産者　大澤　実莉
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５６号
熊本市中央区八王寺町14番34号　サンハイツ八王寺210号室
破産者　笠野　崇臣
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６６号
大分県臼杵市大字藤河内4853番地の４
破産者　安藤　敬士
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１３９号
宮崎県日向市大字日知屋16196番地５　市営塩田住宅１棟12号
破産者　黒木美由紀
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２９１号
沖縄県浦添市城間４丁目３番１号
破産者　銘苅　義彦
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２３２号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目20番18―202号　中村清子アパート
破産者　嘉数絵梨菜
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
沖縄県うるま市石川東山二丁目21番14号
破産者　幸地　真矢
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第４７号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
破産者　佐藤　澄代（旧姓　奥野）
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
破産者　奥野　勝美
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第４９号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
破産者　奥野　勝利
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５０号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
破産者　奥野　優也
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
函館市桔梗町379番地５
破産者　石野　　明
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２５７号
函館市昭和４丁目46番28号　アイエスハイム２　Ｅ号室
破産者　伊藤　幸恵
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２８３号
函館市湯浜町12番11号　ラ・メール・ブルー１　103号室
破産者　澤田　陽香
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０２号
函館市昭和４丁目12番２号
破産者　阿部　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０３号
函館市大森町19番８―416号　コーポ東商
破産者　上田　容子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１１号
函館市昭和４丁目37番１号　キャトルセゾンＤ棟　102
破産者　渡邊　香菜
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２６号
函館市東山２丁目15番20号
破産者　湯川　博子（旧姓水島）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３７号
北海道北斗市七重浜４丁目24番37号
破産者　平野　敬子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３８号
北海道寿都郡寿都町字大磯町90番地３
破産者　松本　弥生（旧姓幡野、三井、贊）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４１号
函館市亀尾町24番地
破産者　松倉　京子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４８号
函館市東川町18番１―501号
破産者　澤田　京子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５６号
北海道北斗市東浜１丁目14番８号　サンビーチＪＯＹ６　103号
破産者　毛利　貴子（旧姓石岡）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５９号
函館市中道２丁目32番２号　パナハイツ中道102号
破産者　石田　正幸
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１８４号
釧路市緑ケ岡２丁目１―23　内田マンション102、住民票上の住所釧路市緑ケ岡２丁目１番22号　村松マンション103
破産者　吉田　　彩
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
青森市自由ケ丘２丁目12番地15
破産者　柳谷　俊悟
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
青森市自由ケ丘２丁目12番地15
破産者　柳谷　民江
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
青森市大字雲谷字山吹79番地６　ヒルズいとうＡ101
破産者　進藤美津子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７１号
盛岡市津志田南三丁目８番28号　第２グリーンコーポいちいＣ―２号
破産者　稲垣　和希
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２８７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第７地割536番地１　プロムナード101号
破産者　加藤いづみ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２９２号
盛岡市門一丁目９番13号　ダイセンH102号
破産者　菊池久美子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５０５号
仙台市宮城野区大梶10番30―303号
破産者　田牧愛梨華
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６２号
山形市大字漆山1856番地４
破産者　深瀬　雷希
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０１号
福島県郡山市富久山町福原字鎌田４番地の１ハッピーフィールド205号
破産者　藤田　孝幸
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２０２号
福島県郡山市富久山町福原字鎌田４番地の１ハッピーフィールド205号
破産者　藤田美由起
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６４号
福島県会津若松市石堂町５番32号　ベルメゾンサカイⅡ107、前住所福島県会津若松市石堂町12番36号
破産者　池田　悠平
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８４号
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字名家甲1064番地、住民票上の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山甲2998番地616
破産者　遠藤　秀行
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８５号
福島県大沼郡会津美里町字高田道上2975番地５
破産者　小島原重憲
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２２号
千葉県勝浦市興津665番地
破産者　栗原　愛子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６２号
千葉県長生郡白子町関671番地21
破産者　高柳　利次
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩264番地１　グランマール真鶴301
破産者　田代千鶴子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６６号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩264番地１　グランマール真鶴301
破産者　田代　杏美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９４号
神奈川県伊勢原市下落合611番地の９　レオパレス下落合103号
破産者　蒔苗　　俊
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０４号
神奈川県平塚市徳延１丁目８番61号　ハピネスしおんの里
破産者　野見山光幸
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３８６号
神奈川県厚木市妻田西３丁目22番18号　花物語あつぎ中央、前住所神奈川県厚木市妻田北２丁目４番３号　鈴木方
破産者　高橋香代子（成年後見人　安齋紀子）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９９号
神奈川県秦野市堀西1602番地
破産者　勝俣　ユリ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１４号
神奈川県小田原市蓮正寺470番地の50　蛍田ハイツ１－３
破産者　矢久保真央
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１０７号
新潟県見附市本明町870番地２
破産者　佐藤　梅紅
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
新潟県小千谷市大字桜町180番地１　ビレッジハウス小千谷２－204
破産者　星野　則子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４３号
福井県大飯郡おおい町岡田第25号25番地
破産者　井上麻由佳
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１５０号
長野県中野市大字上今井466番地１　静峰館Ⅰ　101
破産者　荻原　悠輔
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
長野市大字大豆島4268番地103　３－505号
破産者　土屋　清美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
長野県千曲市大字打沢112番地１　アーバンハイツ１－Ｂ
破産者　山室　義彦
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９２号
長野県上田市下塩尻259番地20
破産者　鈴木　剛太
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第６７号
岐阜県中津川市手賀野498番地の1640
破産者　中山　舞香
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第７５号
岐阜県多治見市赤坂町５丁目１番地の100
破産者　今宮　一博
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１４２号
三重県津市河芸町上野1602番地　サンハイツ上野103、前住所三重県津市河芸町一色2605番地　エーデルアンジュＡ102号
破産者　管　　知慧
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７９号
三重県伊勢市村松町3310番地４
破産者　與野木　修
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第８１号
三重県志摩市阿児町鵜方2938番地15
破産者　中村ゆり子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
滋賀県守山市守山四丁目12番13―301号
破産者　伊藤　典子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
滋賀県高島市今津町浜分540番地17
破産者　西岡　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８１号
京都府与謝郡与謝野町字弓木2301番地
破産者　白数　浩城
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５２号
京都府八幡市男山金振26番地５　セジュール男山209
破産者　原　　英司
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４８５号
京都府京田辺市大住大欠13番地１　ＣＡＳＡオカザキ　106号
破産者　大杉　　毅
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５２４号
京都市南区上鳥羽南鉾立町19番地１、前住所京都市山科区西野今屋敷町78番地１　ランタナ102
破産者　天野　善夫
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４０号
京都市山科区御陵四丁野町３番地３　アークみささぎ205、前住所京都市北区上賀茂朝露ケ原町12番地13　アビオン上賀茂201
破産者　大森　来夢
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６０２号
京都市北区大宮薬師山東町16番地１　ケレケレの家101、前住所京都市下京区小坂町６番地２　グループホームゆうき丹波口
破産者　前澤　尚克
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７１３号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町49番地２　丸昌ハイツ　305
破産者　青石　達哉
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９７号
京都市伏見区竹田藁屋町72番地　アクアパレス402
破産者　栗津　実桜
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８００号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地１棟109号
破産者　前川　美樹
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５０号
京都府長岡京市神足２丁目12番12号
破産者　壇　　克己
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５１号
京都市下京区麩屋町通松原下る上鱗形町512番地１　シャトーニシムラ　220
破産者　田野　大輔
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５５号
京都市伏見区久我本町３番地40　コーポポルスター403号
破産者　吉田　令奈
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５６号
京都市東山区大和大路通七条下る４丁目本池田町530番地　ハイム横山403
破産者　南場　生江
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８６０号
京都府宇治市五ケ庄三番割32番地の８　栄仁会ぐるーぷほーむぴあ、前住所京都市右京区太秦土本町14番地16
破産者　田井中優加
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８６１号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地32―405
破産者　東　　修一
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８７１号
京都府長岡京市勝竜寺２番16号
破産者　久保川玲子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８９９号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字八講田30番地26
破産者　山口　和也
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０６号
京都市伏見区石田桜木11番地21　ヴィラ伏見312号室
破産者　守袖真由美
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１５号
京都市中京区西ノ京原町72番地　ＲＢハウス102号室、前住所京都市右京区太秦土本町２番地１
破産者　吉岡　榮二
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１８号
京都市右京区花園中御門町１番地７　プラザ花園302号室
破産者　朴　　将吾
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３４号
京都市中京区西ノ京新建町12番地38　壬生東市営住宅Ｃ棟　302号
破産者　永田　洋子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５４号
京都市伏見区深草直違橋片町530番地　プリモールⅢ本町　103号
破産者　池田　知幸（法定代理人保佐人　椎名　基晴）
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２３１６号
大阪市平野区瓜破西１丁目６番14号　阪東ハイツ502号
破産者　岡田　龍聖
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６７４号
大阪市東住吉区公園南矢田４―10―22八坂マンション205、住民票上の住所大阪市東住吉区矢田１丁目18番１号　エクラ東住吉Ⅱ205号
破産者　西尾　信道
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１１４号
大阪市都島区中野町５丁目９番３号
破産者　宮崎　容子
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３３号
大阪府高槻市牧田町６番20―407号
破産者　橋本　奏真
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２３８号
大阪市西区立売堀１―11―15―1001、住民票上の住所佐賀市天祐１丁目18番８号
破産者　江副　優太
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２５３号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番23―806号
破産者　石橋　詩織
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７８号
大阪府吹田市豊津町60番３―202号
破産者　甲　　凌久
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２８１号
大阪市東淀川区菅原６丁目15番16号　ウィンザーパレス　102号、前住所神戸市兵庫区塚本通３丁目３番20号　エトワール神戸208号
破産者　西島　　志
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４８号
大阪市東淀川区淡路１丁目14番14―605号、前住所大阪府茨木市大手町２番２号第２マルセビル　301号
破産者　西木　啓子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３６０号
大阪府箕面市今宮３丁目７番18号（101号）レオパレス天上野
破産者　魚島　圭輔
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３７０号
大阪市東住吉区西今川４丁目９番７号　メゾン栄　202号
破産者　加藤　里奈（旧姓中西）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２１号
大阪市天王寺区逢阪１丁目２番10―602号
破産者　向　甲太郎
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４３８号
大阪府摂津市一津屋１―35―14　ラモーナ一津屋Ⅰ　101号室、住民票上の住所岐阜県各務原市那加巾下町14番地５
破産者　木村　朱理
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５１７号
大阪市淀川区西中島６―３―28　ミフネセントラルベア新大阪1005、住民票上の住所東京都日野市百草999番地　百草団地137―304
破産者　嶋本　健一
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８０号
大阪府東大阪市川田２丁目19番10号　ジェルメコリーヌⅢ　101号室
破産者　若崎　賢人
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４４号
大阪府高槻市辻子３丁目66番１号
破産者　丸岡　陽子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４５号
大阪市生野区新今里５丁目８番６―303号
破産者　金　　正博
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５１号
大阪府吹田市垂水町１丁目７番３―101号、前住所大阪市西区西本町２丁目１番７―301号
破産者　佐佐木　澪
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６８号
大阪市旭区大宮２丁目27番24号　小川ハイツ403号、前住所大阪府八尾市龍華町１丁目４番２―3507号
破産者　岡田　直和
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８７号
大阪府交野市幾野２丁目35番１―301号
破産者　深川さとみ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３２号
大阪府八尾市西山本町７丁目４番14号
破産者　北畑　知津
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７５号
大阪市平野区平野南３丁目４番31号　サンライズ平野南　105号
破産者　金田裕奈こと　金　　裕奈
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９３号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番６―201号、前住所大阪市城東区古市３丁目８番10―104号
破産者　相澤　好彦
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９５号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目４番１―304号
破産者　石井　弘美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９７号
大阪市鶴見区横堤１丁目12番６号　セジュールツルミ　402号、前住所大阪市城東区今福東３丁目17番20―407号
破産者　井筒　鈴香
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２５号
大阪府豊中市少路２丁目３番38―205号
破産者　荒木　達成
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２７号
大阪市西区京町堀３丁目４番21―901号
破産者　新谷　紗希
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３８号
大阪府門真市向島町12番10号　コムズスクエア大日102号
破産者　椎葉梨央奈（旧姓田嶋）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４０号
大阪市大正区南恩加島３丁目17番20号　シャトルタイヨー　101号
破産者　川口　　彰
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４６号
大阪市東淀川区菅原６丁目27番14号　グレースニシオ　102号
破産者　迫田　修治
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６６号
大阪府寝屋川市石津東町３番５号
破産者　石塚　　清
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７１号
大阪府枚方市養父丘１丁目17番55―102号
破産者　福田　満明
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７２号
大阪府枚方市養父丘１丁目17番55―102号
破産者　福田　静代
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７３号
大阪市此花区梅香３丁目５番18号　Ｂ－ＲＩＳＥ梅香　405
破産者　樋口　颯人
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７５号
大阪市住之江区新北島２丁目２番49―403号
破産者　井　　利勝
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６２号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番27―304号
破産者　小野　菜摘
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３８号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―804号
破産者　山口　利道
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０８０号
大阪府東大阪市楠根１丁目５番39号　セジュールジュイエ　201号
破産者　小山　知良
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７１号
大阪府吹田市上山手町23番16―503号
破産者　三浦　好美（旧姓前本）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７３号
大阪府守口市八雲西町３丁目６番18号
破産者　木下　幸枝
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７５号
大阪府豊中市大島町２丁目２番15号
破産者　笹森　　誠
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３０号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番40―616号
破産者　梅田　義人
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番40―616号
破産者　梅田　博子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４３号
大阪府茨木市西河原１丁目16番８号　新屋ハイム　103号
破産者　北川　彩美（旧姓山本）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市今里町10番２―401号
破産者　前崎　祐治
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市売布東の町13番４号　メゾンド売布102、前住所兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番13―204号
破産者　室岡　晴爾
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
兵庫県川西市滝山町13番８号
破産者　笠井　和壽
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市京町１丁目1350番地１　ドムール姫路507、従前の住所兵庫県姫路市下寺町106番地２
破産者　延原　洋一
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３６号
兵庫県姫路市京町１丁目1350番地１　ドムール姫路507、従前の住所兵庫県姫路市下寺町106番地２
破産者　延原眞由美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市平岡町中野212番地の５　万葉ハイツ東加古川1107号
破産者　清水　勇雄
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２０３号
奈良市柳生町235番地
破産者　福西　直樹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１５号
奈良県桜井市大字戒重350番地の１　エル桜井　306号
破産者　八木　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９１号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1311番地　シュクルⅠ101号
破産者　白﨑　眞弓（旧姓阿部）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第３９３号
大分市政所１丁目３番26号　サニーパレス政所402
破産者　久次　修司
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２１号
大分県別府市南立石中津留町24番25―302号第２山口コーポ
破産者　日野　光晴
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
宮崎県都城市広原町７号８番地１　コーポ広原205号
破産者　清水　京子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3648番地２、前住所埼玉県入間市大字仏子398番地４　メゾン・エトワールⅠ305
破産者　久場　稜子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１９号
宮崎県都城市鷹尾一丁目25街区65の５号
破産者　藤川　勇人
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２５６号
沖縄県沖縄市明道１丁目５番３号
破産者　當眞　次則
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第６号
佐賀県鳥栖市田代本町1141番地８
再生債務者　木須　　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２５３号
大阪府高槻市宮之川原１丁目15番１号　宮之川原ハイツ205号
再生債務者　千葉　周作
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１１号
福岡県久留米市城島町六町原43番地１　グランデール203号
再生債務者　佐藤　万智　（旧姓木本）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
佐賀県鳥栖市弥生が丘４丁目195番地12
再生債務者　平井　伸幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１０号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1005番地８
再生債務者　大浦　真一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第３号
山口県萩市大字紫福2149番地
再生債務者　前田　博基
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　　山口地方裁判所萩支部

令和８年（再イ）第１８号
静岡市清水区万世町２丁目11番７号　ヴィラセイユ一万世町　702
再生債務者　佐野　太樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１号
福岡県直方市大字下新入2965番地21　レジェンド直方壱番館506号（前住所）福岡県宮若市長井鶴847番地45　パル宮田514号
再生債務者　萩原　　忍
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第３４号
埼玉県川口市大字安行領根岸2484番地の６
再生債務者　橋﨑　修一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第７８号
横浜市神奈川区沢渡51番地21　ＳＰＩＣＡＢ－101
再生債務者　ホックロアリ　アブドゥルガニーアール（ＨＯＫＲＯＨ　ＡＬＩ　ＡＢＤＵＬＧＨＡＮＹ　Ｒ）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第８０号
横浜市青葉区もえぎ野22番地３　プリンスフィールド201
再生債務者　黒江　昌明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５３号
横浜市中区石川町３丁目109番地８　マーレ元町105
再生債務者　堂本光太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第９５号
横浜市港北区箕輪町３丁目19番10号　コーポフラワー203
再生債務者　富沢共根こと金　　共根
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１８号
奈良市芝辻町三丁目６番27―412号
再生債務者　佐伯亜矢子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第１２３号
千葉県八千代市大和田新田451番地５　メゾン・ド・エメロード601号室
再生債務者　久保田健司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第６６号
横浜市神奈川区三枚町198番地１　ライオンズマンション片倉町614号
再生債務者　吉岡　信児
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１０６号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目44番44号
再生債務者　石原芙佐子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第５１３号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番44号
再生債務者　スターコーポレーションこと　粉川　広信
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１４号
奈良県桜井市大字三輪460番地の４
再生債務者　山岡　美紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第５０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目13番39号
再生債務者　渡辺　剛秀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第５５号
千葉県野田市清水793番地の４　グリーンリーフＢ101
再生債務者　中村　真子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第７号
高知市青柳町61番地50
再生債務者　皆本　隆章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１３号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目３番１―304号　Ｂｅｌｌｅ　ｍｅｒ
再生債務者　水野谷茂俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第４６号
埼玉県越谷市南町３丁目17番16号　カンパーニュ102号　（旧住所）埼玉県越谷市大沢3215番地１　エフローレ北越谷ネクステージ104号
再生債務者　髙橋日香里
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第４０号
千葉県柏市船戸１丁目17番地36　ＲＩＺＥ柏たなかⅠ―102号、前住所東京都町田市成瀬が丘２丁目36番地12　グランドメゾン成瀬ケ丘　102
再生債務者　松原　善紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第６３号
千葉県柏市南増尾４丁目21番16―１号、前住所東京都葛飾区水元２丁目９番23号
再生債務者　鈴木　正俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（再イ）第１１１号
堺市中区深井沢町3390番地２　カサ・ディ・フェリーチェ303号
再生債務者　東平　　晶
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第６０号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目19番27号　ハイツ岡崎102
再生債務者　江川こずえ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第６５号
千葉県松戸市松飛台110番地の42
再生債務者　後藤　和貴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第２１１号
東京都大田区大森中１―17―21―204
再生債務者　畠山由美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２２５号
東京都荒川区荒川１―21―５
再生債務者　嵯峨　貴行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２６４号
大阪市福島区福島７丁目15番１―506号
再生債務者　小松　孝之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１５号
高知市西秦泉寺240番地１　アメージングコート103、旧住所高知市一宮東町１丁目16番13号　サンクルミエールＢ102
再生債務者　山崎　　俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
鹿児島県霧島市隼人町西光寺114番地９
再生債務者　野端　忠利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第４８号
千葉市若葉区桜木北２丁目５番６－１号
再生債務者　根本　泰成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第８７号
千葉県習志野市屋敷１丁目10番28号
再生債務者　那須　　渉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２３３号
東京都葛飾区金町３－34－13
再生債務者　田原　大輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第７５号
静岡市葵区羽鳥５丁目27番37号
再生債務者　伊藤　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８０号
北九州市八幡西区屋敷１丁目４番22号
再生債務者　原田　俊弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１５号
北海道帯広市西17条南５丁目４番地114
再生債務者　杉本　　翔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和８年（再イ）第８２号
東京都青梅市今井１丁目186番地の５
再生債務者　吉崎　貴紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１２号
熊本市北区清水万石５丁目16番14号
再生債務者　池田　　慎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
栃木県大田原市佐久山4427番地69
再生債務者　稲沢　浩一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再イ）第１７３号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町４丁目52番地
再生債務者　中浦　伴仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６３号
愛知県安城市今池町１丁目17番４号　グローリアス新安城803
再生債務者　榎　　優奈
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２７８号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目３番地の１(416)
再生債務者　岩上　昭彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５９号
岡山県赤磐市穂崎691番地８
再生債務者　高谷　澄人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第７４号
岡山市北区川入808番地５
再生債務者　楠木　友和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第２４号
栃木県佐野市浅沼町308番地５
再生債務者　横井　正次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第３号
長野県駒ヶ根市東伊那6143番地２
再生債務者　福澤　海香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（再イ）第１４２号
福岡県福津市中央２丁目16番10―701号
再生債務者　吉居　卓哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３号
福岡県大川市大字榎津88番地１パーク・ドミール101号
再生債務者　鈴木　和枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
宮崎市高岡町飯田２丁目５番地４
再生債務者　甲斐かおり
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４８号
仙台市青葉区滝道45番15号
再生債務者　石川　力
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８３号
神戸市北区山田町原野字大山１番地の209
再生債務者　廣岡　義章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第５７号
東京都町田市小山町1744番地23
再生債務者　星　麻丹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１７３号
福岡市西区女原北７番５―802号　アルシオネ学研都市
再生債務者　宮部　華
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第３９号
神奈川県足柄上郡松田町寄130番地20
再生債務者　伴　涼太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３号
石川県羽咋郡宝達志水町石坂ハ180番地１
再生債務者　谷井　雅範
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日　金沢地方裁判所七尾支部

令和８年（再イ）第９２号
神戸市須磨区中落合１丁目２番421―808号
再生債務者　黒瀬　順子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和７年（再イ）第６７号
相模原市南区双葉２丁目10番27号
再生債務者　須永　浩一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１５号
相模原市中央区田名4928番地１　ファインハイムＳＡＴＯⅡ201
再生債務者　塚田　直也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第４９号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町６丁目142番地１
再生債務者　藤田　英明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　岐阜地方裁判所

令和８年（再イ）第１８号
栃木県小山市大字間々田2367番地46　ウィスタリアⅡ103号室
再生債務者　一條　芳文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（再イ）第１５４号
東京都三鷹市下連雀３丁目15番13―201号
再生債務者　岡田　紘幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第３８号
川崎市中原区井田杉山町２番13号
再生債務者　田口　道啓
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第１０号
富山市婦中町下吉川620番地17
再生債務者　工藤　奈緒子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月23日　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１０９号

札幌市中央区北１条西18丁目１番地36　ライオンズマンション近代美術館前802号

再生債務者　土井　寛之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月26日

札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２２号

茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1364番地６

再生債務者　久慈　拓巨

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月26日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第７１号

東京都日野市百草261番地の１イーグルハイツ百草園２Ｄ

再生債務者　磯部　　豊

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月26日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第５８号

愛知県碧南市西山町２丁目18番地６

再生債務者　金原　利彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月23日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第１３号

三重県名張市夏見564番地１　メゾンクラール206号

再生債務者　高田　典雅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月23日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第１０号

広島県三原市沼田東町七宝1110番地１

再生債務者　川口　幸男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月23日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第１６号

愛媛県四国中央市中之庄町617番地７

再生債務者　参鍋　恭兵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月26日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第１８号

愛媛県四国中央市妻鳥町2547番地２

再生債務者　大西　智之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月26日　松山地方裁判所西条支部

令和８年（再イ）第４４号

広島県安芸郡坂町坂西２丁目２番18―103号

再生債務者　篠崎　隼大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月26日

広島地方裁判所民事第４部

独立行政法人中小企業基盤整備機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年７月16日法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.smrj.go.jp/org/info/finance/index.html）又は事務所にて閲覧下さい。

令和８年11月６日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

独立行政法人中小企業基盤整備機構

理事長　宮川　　正

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	1,915,286,977,646	
代理店勘定	92,222,726,510	
有価証券	1,129,817,523,262	
割賦売掛金	77,655,673	
事業貸付金	948,186,899,426	
貯蔵品	3,094,165	
前払費用	337,319,629	
未収収益	22,557,172,194	
信託資産	2,938,622,218,203	
未収入金	79,069,424,878	
未収財源措置予定額(注)	315,956,686	
賞与引当金見返(注)	509,962,000	
前払金	22,956,113,321	
その他の流動資産	13,502,082	
貸付有価証券担保預り運用資産	3,845,971,115,819	
貸倒引当金（△）	△ 15,097,450,748	
流動資産合計		10,980,850,210,746

Ⅱ　固定資産			
1有形固定資産			
建物	39,295,814,773		
減価償却累計額	△ 24,136,688,843		
減損損失累計額	△ 459,002,226	14,700,123,704	
構築物	1,592,010,466		
減価償却累計額	△ 1,556,589,162		
減損損失累計額	△ 2,128,217	33,293,087	
機械装置	398,287,088		
減価償却累計額	△ 359,184,601	39,102,487	
車両運搬具	16,643,925		
減価償却累計額	△ 1,726,510	14,917,415	
工具器具備品	2,842,445,324		
減価償却累計額	△ 1,800,273,560		
減損損失累計額	△ 8,106,244	1,034,065,520	
土地	14,788,702,827		
減損損失累計額	△ 496,300,000	14,292,402,827	
建設仮勘定		50,304,100	
有形固定資産合計		30,164,209,140	
2無形固定資産			
ソフトウェア		2,542,123,323	
ソフトウェア仮勘定		40,109,566,140	
その他		17,045,220	
無形固定資産合計		42,668,734,683	
3投資その他の資産			
投資有価証券		10,990,931,818,678	
関係会社株式		39,108,857,752	
破産更生債権等		30,771,087,160	
生命保険資産		253,654,741,211	
敷金保証金		1,602,443,906	
長期前払費用		14,619,260	
退職給付引当金見返(注)		3,208,860,954	
前払年金費用		2,624,407,000	
貸倒引当金（△）		△ 27,007,795,525	
投資その他の資産合計		11,294,909,040,396	
固定資産合計			11,367,741,984,219
資産合計			22,348,592,194,965
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		607,661,383,572	
預り補助金等(注)		1,057,128,301	
支払備金		16,756,718,309	
未払金		31,473,471,929	
未払法人税等		44,510,000	
前受金		245,758,277,121	
預り金		3,356,890,763	
前受収益		3,357,191,955	
短期リース債務		240,783,969	
貸付有価証券担保預り金		3,845,971,115,819	
引当金			
賞与引当金	729,142,123	729,142,123	
流動負債合計			4,756,406,613,861
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	1,438,020,938		
資産見返補助金等(注)	1,450,390,039	2,888,410,977	

長期預り補助金等(注)		763,118,685,739	
長期借入金		1,262,704,812	
受入保証金		398,494,394	
長期リース債務		375,268,778	
責任準備金		11,650,334,751,432	
倒産防止共済基金		3,174,879,305,520	
引当金			
退職給付引当金	5,506,865,110		
保証債務損失引当金	1,277,421,589	6,784,286,699	
前払年金費用見返(注)		2,118,350,797	
固定負債合計			15,602,160,259,148
Ⅲ　法令に基づく引当金等			
完済手当金準備基金		68,549,831,495	
異常危険準備基金		14,000,734,629	
法令に基づく引当金等合計			82,550,566,124
負債合計			20,441,117,439,133
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		1,212,978,693,237	
日本政策投資銀行出資金		590,396,726	
資本金合計			1,213,569,089,963
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		1,172,293,856	
その他行政コスト累計額(注)		△ 17,293,765,045	
減価償却相当累計額（△）(注)		△ 12,731,403,964	
減損損失相当累計額（△）(注)		△ 916,563,662	
除売却差額相当累計額(△)(注)		△ 3,645,797,419	
民間出えん金(注)		900,540,000	
資本剰余金合計			△ 15,220,931,189
Ⅲ　利益剰余金			
利益剰余金合計			705,714,245,768
Ⅳ　評価・換算差額等			
評価・換算差額等合計			3,412,351,290
純資産合計			1,907,474,755,832
負債純資産合計			22,348,592,194,965

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
地域牽引・成長志向中小企業支援業務費	4,775,384,723	
新市場開拓支援業務費	2,772,151,493	
スタートアップ創出・成長支援業務費	4,113,696,243	
事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）	9,655,997,009	
事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）	1,515,203,187,669	
経営環境変化対応支援業務費	238,392,757,093	
一般管理費	6,072,396,814	
財務費用	14,065,187	
臨時損失	18,941,805,850	
法人税、住民税及び事業税	44,510,000	
損益計算書上の費用合計		1,799,985,952,081

Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	327,260,755	
除売却差額相当額(注)	1	
その他行政コスト合計		327,260,756
Ⅲ　行政コスト		1,800,313,212,837

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

経常費用		
地域牽引・成長志向中小企業支援業務費		
助成金	1,933,453,978	
役員給	10,501,081	
給与賞与諸手当	731,339,585	
法定福利費	118,904,602	
賞与引当金繰入額	74,918,547	
退職給付費用	△ 67,348,537	
減価償却費	3,836,794	
業務委託費・報酬費	514,810,799	
諸謝金	1,091,906,700	
その他地域牽引・成長志向中小企業支援業務費	363,061,174	4,775,384,723
新市場開拓支援業務費		
役員給	7,316,668	
給与賞与諸手当	555,287,135	
法定福利費	93,923,614	
賞与引当金繰入額	58,766,669	
退職給付費用	△ 51,107,693	
減価償却費	95,402,154	
業務委託費・報酬費	1,096,153,234	
諸謝金	591,950,390	
その他新市場開拓支援業務費	324,459,322	2,772,151,493
スタートアップ創出・成長支援業務費		
不動産賃貸事業原価	1,497,181,085	
保証債務損失引当金繰入	1,009,253,781	
役員給	7,132,961	
給与賞与諸手当	530,338,735	
法定福利費	88,638,861	
賞与引当金繰入額	54,980,500	
退職給付費用	△ 48,675,781	
減価償却費	83,995,189	
諸謝金	372,231,567	
その他スタートアップ創出・成長支援業務費	518,619,345	4,113,696,243
事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）		
国庫返還金	16,495,482	
関係会社株式評価損	214,952,826	
役員給	15,922,901	
給与賞与諸手当	1,153,770,287	
法定福利費	197,010,736	
賞与引当金繰入額	123,575,301	
退職給付費用	△ 113,293,575	
減価償却費	358,651,033	
業務委託費・報酬費	6,041,582,729	
諸謝金	764,994,878	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）	882,334,411	9,655,997,009
事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）		
共済金	616,217,775,024	
解約手当金	235,669,035,622	
責任準備金繰入	408,967,207,061	
貸倒引当金繰入	115,475,141	
倒産防止共済基金繰入	214,004,292,700	
役員給	10,747,967	
給与賞与諸手当	951,151,633	
法定福利費	199,346,219	
賞与引当金繰入額	87,075,386	
退職給付費用	△ 74,952,335	
減価償却費	560,590,620	
その他事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）	38,495,442,631	1,515,203,187,669
経営環境変化対応支援業務費		
助成金	192,236,626,345	
利子補給金	13,667,991,455	
国庫返還金	1,841,255,592	

貸倒引当金繰入	23,370,961		
役員給	17,680,295		
給与賞与諸手当	1,397,487,561		
法定福利費	256,350,145		
賞与引当金繰入額	142,885,796		
退職給付費用	△ 131,523,395		
減価償却費	207,199,621		
業務委託費・報酬費	26,541,910,189		
その他経営環境変化対応支援業務費	2,191,522,528	238,392,757,093	
一般管理費			
役員給	105,808,676		
給与賞与諸手当	1,447,363,904		
嘱託・臨時職員給与	337,864,034		
法定福利費	347,369,846		
賞与引当金繰入額	182,933,640		
退職給付費用	△ 145,775,099		
減価償却費	358,842,747		
業務委託費・報酬費	1,057,475,921		
賃借料	1,065,810,241		
保守修繕費	544,627,633		
その他一般管理費	770,075,271	6,072,396,814	
財務費用			
支払利息	14,065,187	14,065,187	
経常費用合計			1,780,999,636,231
経常収益			
運営費交付金収益㈱		86,452,424,167	
資産見返運営費交付金戻入㈱		290,148,581	
資産見返補助金等戻入㈱		80,714,093	
補助金等収益㈱		166,991,244,651	
貸付金利息収入		7,203,090,668	
出資金収益		8,972,286,474	
指導研修事業収入			
大学校関係事業収入	963,428,516		
その他指導研修事業収入	77,886,450	1,041,314,966	
不動産関係事業収入			
不動産販売事業収入	846,796		
不動産賃貸事業収入	1,899,644,149		
用地管理収入	1,166,398	1,901,657,343	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	25,701,366		
その他からの受託収入	59,777,550	85,478,916	
債務保証料収入		47,628,902	
共済事業掛金等収入		1,269,981,520,940	
資産運用収入		342,716,254,695	
雑収入		2,767,690,178	
財源措置予定額収益㈱		315,956,686	
支払備金戻入益		786,101,826	
賞与引当金見返に係る収益㈱		507,447,439	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 577,542,662	
財務収益			
受取利息	4,369,386,314		
有価証券利息	1,079,581,548	5,448,967,862	
雑益		1,667,396,644	
経常収益合計			1,896,679,782,369
経常利益			115,680,146,138
臨時損失			
国庫納付金		18,937,932,652	
固定資産除却損		3,873,198	
完済手当金準備基金繰入		7,982,160,357	
臨時損失合計			26,923,966,207
臨時利益			
関係会社株式評価損戻入益		97,437,294	
貸倒引当金戻入益		1,347,380,274	
償却債権取立益		491,870,025	
臨時利益合計			1,936,687,593
税引前当期純利益			90,692,867,524
法人税、住民税及び事業税			44,510,000
当期純利益			90,648,357,524
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			21,627,616,647
当期総利益			112,275,974,171

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金					
	政府出資金	日本政策投資銀行出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			民間出えん金	資本剰余金合計
					減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）		
当期首残高	1,213,142,858,836	590,396,726	1,213,733,255,562	1,172,293,856	△12,479,842,934	△916,563,662	△3,570,097,693	900,540,000	△14,893,670,433
当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅰ　資本金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資金の受入	1,900,000,000	—	1,900,000,000	—	—	—	—	—	—
不要財産に係る国庫納付等による減資	△2,064,165,599	—	△2,064,165,599	—	—	—	—	—	—
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産の除売却	—	—	—	—	75,699,725	—	△75,699,726	—	△1
減価償却	—	—	—	—	△327,260,755	—	—	—	△327,260,755
固定資産の減損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅲ　利益剰余金又は繰越欠損金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△164,165,599	—	△164,165,599	—	△251,561,030	—	△75,699,726	—	△327,260,756
当期末残高	1,212,978,693,237	590,396,726	1,213,569,089,963	1,172,293,856	△12,731,403,964	△916,563,662	△3,645,797,419	900,540,000	△15,220,931,189

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金又は繰越欠損金（△）	Ⅳ　評価・換算差額等		純資産合計
	関係会社株式評価差額金	評価・換算差額等合計	
615,065,888,244	3,245,731,436	3,245,731,436	1,817,151,204,809
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	1,900,000,000

—	—	—	△2,064,165,599
—	—	—	—
—	—	—	△1
—	—	—	△327,260,755
—	—	—	—
90,648,357,524	—	—	90,648,357,524
—	166,619,854	166,619,854	166,619,854
90,648,357,524	166,619,854	166,619,854	90,323,551,023
705,714,245,768	3,412,351,290	3,412,351,290	1,907,474,755,832

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
商品又はサービスの購入による支出	△ 72,190,861,251
人件費支出	△ 9,305,387,876
助成金等支出	△ 219,272,930,383
出資事業支出	△ 40,701,608,825
事業貸付金等による支出	△ 585,758,291,000
高度化貸付けに係る都道府県からの借入金返済による支出	△ 169,894,377
共済事業支出	△ 863,613,598,002
消費税等納付額	△ 227,365,600
その他の業務支出	△ 54,381,210
運営費交付金収入	358,729,196,000
国又は地方公共団体からの受託収入	26,548,192
その他からの受託収入	58,476,876
事業貸付金等の回収による収入	515,450,341,016
高度化貸付けに係る都道府県からの借入れによる収入	166,797,000
指導研修事業収入	1,051,409,144
債務保証料収入	46,413,416
出資事業収入	59,691,438,365
共済事業収入	1,271,934,484,070
販売用不動産売却収入	113,313,290
割賦売掛金の回収による収入	65,587,089
不動産賃貸料収入	1,955,039,723
国庫補助金収入	10,105,258,478
補助金等の精算による返還金の支出	△ 94,397,490,958
その他の業務収入	6,507,606,157
小計	340,210,099,334
利息及び配当金の受取額	124,921,620,702
利息の支払額	△ 61,383,681
国庫納付金の支払額	△ 28,283,360
法人税等の支払額	△ 41,920,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	465,000,132,995
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 1,999,978,352,000
有価証券の償還による収入	1,519,600,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 341,123,623
無形固定資産の取得による支出	△ 11,715,130,686
信託資産の減少による収入	98,300,000,000
生命保険資産の増加による支出	△ 14,500,000,000
生命保険資産の減少による収入	11,144,727,767
定期預金の預入による支出	△ 1,729,300,000,000
定期預金の払戻による収入	1,477,300,000,000
財政融資資金預託金の預入による支出	△ 600,000,000,000
財政融資資金預託金の払戻による収入	900,000,000,000
その他の投資活動による支出	△ 5,530,974
その他の投資活動による収入	2,699,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 349,492,710,016

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府出資金収入		1,900,000,000
リース債務の返済による支出	△	265,129,886
不要財産に係る国庫納付等による支出	△	20,986,642,177
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	19,351,772,063
Ⅳ　資金増加額		96,155,650,916
Ⅴ　資金期首残高		1,090,131,326,730
Ⅵ　資金期末残高		1,186,286,977,646

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(令和７年９月29日改訂) 並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」(令和８年３月最終改訂) (以下「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

(一般勘定、中小企業倒産防止共済勘定)

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

(一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～52年
構築物	２年～42年
機械装置	６年～15年
工具器具備品	２年～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）

(一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定)

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	５年～10年

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

(一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑷　特定の償却資産

(一般勘定、産業基盤整備勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定)

有形固定資産及び無形固定資産のうち、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87第１項)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

(一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、中小企業倒産防止共済勘定)

債権の貸倒に係る損失に備えるため、一般債権及び中小企業倒産防止共済勘定の貸倒懸念債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役員及び職員等に対する賞与の支払に充てるため、将来の支払見込額のうち当事業年度に発生した額を計上しております。

ただし、当該支払見込額のうち、運営費交付金で財源措置される額については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

(産業基盤整備勘定)

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

なお、当該引当金の計上にあたっては、一般債権に相当する被保証先については保証履行等実績率に基づき、また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に相当する被保証先については個別に保証履行可能性を勘案して計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役員及び職員等への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて退職給付引当金（前払年金費用）を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生事業年度に全額費用処理しております。

ただし、退職一時金及び企業年金から支給される年金給付に係る引当金のうち、運営費交付金により財源措置される額については、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

５．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　完済手当金準備基金

(中小企業倒産防止共済勘定)

将来の完済手当金の支払に備えるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年６月30日経済産業省令第74号。以下「業務運営等省令」という。)第20条第１項の規定により、経済産業大臣の定めるところ（独立行政法人中小企業基盤整備機構の倒産防止共済基金、完済手当金準備基金及び異常危険準備基金の積立てについて、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛、中小企業庁長官、平成17年１月12日、平成16・12・21中第３号、改正平成24・03・29中第12号。以下「積立規程」という。)による金額を計上しております。

⑵　異常危険準備基金

(中小企業倒産防止共済勘定)

将来の共済貸付けの急増その他異常な事態に備えるため、業務運営等省令第20条第２項の規定により、経済産業大臣の定めるところ（積立規程）による金額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

⑵　関係会社株式

(一般勘定、施設整備等勘定、出資承継勘定)

出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）によっております。

⑶　その他有価証券
（一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、出資承継勘定）
市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
先入先出法による低価法によっております。

８．収益及び費用の計上基準
⑴　指導研修事業及び受託事業に係る収益
指導研修事業及び受託事業（オーダーメイド研修）に係る収益は、主に研修事業に係る収益であり、研修申込書に基づき研修を実施する履行義務を負っております。当該履行義務については、研修を実施した時点において収益を認識しております。
⑵　不動産関係事業に係る収益
不動産関係事業に係る収益は、主に賃貸施設事業に係る収益であり、顧客との賃貸借契約に基づき収益を認識しております。

９．未収財源措置予定額の計上根拠及び計上基準
（中小企業倒産防止共済勘定）
当事業年度に発生した事業費のうち、翌事業年度の運営費交付金で財源措置されるものを計上しております。

10．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

11．その他の重要な事項
⑴　信託資産の評価基準及び評価方法
（小規模企業共済勘定）
時価法によっております。
⑵　責任準備金の計上根拠及び計上基準
（小規模企業共済勘定）
令和７事業年度末日現在在籍の共済契約者に対する将来の共済金等の支払に備えるため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年６月30日経済産業省令第74号）第18条の規定により、経済産業大臣の定めるところ（独立行政法人中小企業基盤整備機構の責任準備金の積立てについて、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛、中小企業庁長官、平成17年１月12日、平成16・12・21中第２号、改正平成23・12・07中第１号）による金額を計上しております。
⑶　倒産防止共済基金の計上根拠及び計上基準
（中小企業倒産防止共済勘定）
令和７事業年度末日現在在籍の共済契約者に対する将来の解約手当金の支払に備えるため、業務運営等省令第19条の規定により、経済産業大臣の定めるところ（積立規程）による金額を計上しております。

12．重要な会計上の見積り
（一般勘定）
⑴　高度化事業貸付金に係る貸倒引当金
①　当事業年度の財務諸表に計上した金額

高度化事業に係る事業貸付金	433,308,624,152円
高度化事業に係る貸倒引当金	26,525,808,807円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
貸倒引当金の算出方法は「Ⅰ重要な会計方針　３．引当金の計上基準　⑴貸倒引当金」に記載しております。
イ．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における業種の特性を踏まえた債務者の信用リスク」であり、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を踏まえた債務返済能力により債務者を区分し、債務者区分毎に、過去の実績と同程度の貸倒損失が発生すると仮定しております。
ウ．翌事業年度の財務諸表に与える影響
経済情勢への影響などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に貸倒引当金の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。
（中小企業倒産防止共済勘定）
⑵　中小企業倒産防止共済事業に係る事業貸付金（共済貸付金）に対する貸倒引当金
①　当事業年度の財務諸表に計上した金額

事業貸付金（共済貸付金）	16,600,253,208円
貸倒引当金（共済貸付金）	7,217,063,212円

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
貸倒引当金の算出方法は「Ⅰ重要な会計方針　３．引当金の計上基準　⑴貸倒引当金」に記載しております。
イ．当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における共済貸付金の返済状況を踏まえた債務者の信用リスク」であり、各債務者の債務返済能力により債務者を区分し、債務者区分毎に、過去の実績と同程度の貸倒損失が発生すると仮定しております。
ウ．翌事業年度の財務諸表に与える影響
経済情勢への影響などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅱ　注記事項

［貸借対照表関係］

１．有価証券及び投資有価証券、貸付有価証券担保預り運用資産並びに貸付有価証券担保預り金
（小規模企業共済勘定）
有価証券及び投資有価証券の一部を信託しております。
これらの信託財産のうち、一部を現金担保付債券貸借取引及び現先取引により運用しており、期末において貸付されている有価証券及び投資有価証券の貸借対照表価額は4,507,661,471,680円であります。
当該取引により信託先が受け入れている担保金及び売現先勘定の合計額は3,845,971,115,819円であり、貸借対照表において貸付有価証券担保預り金として計上しております。
また、信託先は当該受入額3,845,971,115,819円を買現先取引等により運用しております。期末における内訳は以下のとおりであり、貸借対照表において貸付有価証券担保預り運用資産として計上しております。

差入担保金勘定	59,305,109,856円
買現先勘定	1,033,713,024,967円
譲渡性預金	2,752,500,000,000円
銀行勘定貸	452,980,996円
合計	3,845,971,115,819円

２．保証債務

（産業基盤整備勘定）

令和８年３月末現在における保証債務残高は、10,891,784,000円であります。

３．関係法人への貸付金

（一般勘定）

事業貸付金に含まれる関係法人への貸付金及び破産更生債権等の合計額は844,023,000円であります。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

（一般勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は△16,665,073,237円であります。

［行政コスト計算書関係］

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,800,313,212,837円
自己収入等	△ 1,644,556,077,007円
法人税等及び国庫納付額	△ 18,982,442,652円
機会費用	28,130,249,232円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	164,904,942,410円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、退職手当支給規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

［損益計算書関係］

１．その他地域牽引・成長志向中小企業支援業務費の内訳は、次のとおりであります。

嘱託・臨時職員給与	112,262,945円
旅費交通費	161,627,959円
通信運搬費	1,883,852円
賃借料	54,722,421円
保険料	24,120円
水道光熱費	930,032円
保守修繕費	9,522,788円
租税公課	159,200円
消耗品・備品費	6,375,039円
雑費	13,908,857円
印刷製本費	1,643,961円
合計	363,061,174円

２．その他新市場開拓支援業務費の内訳は、次のとおりであります。

嘱託・臨時職員給与	101,280,907円
旅費交通費	103,852,458円
通信運搬費	2,752,888円
賃借料	74,284,865円
保険料	749,850円
水道光熱費	1,404,597円
保守修繕費	14,805,318円
租税公課	172,298円
消耗品・備品費	4,845,010円
雑費	17,064,394円
印刷製本費	3,246,737円
合計	324,459,322円

３．その他スタートアップ創出・成長支援業務費の内訳は、次のとおりであります。

嘱託・臨時職員給与	99,855,770円
旅費交通費	39,790,584円
業務委託費・報酬費	187,428,827円
通信運搬費	8,079,133円
賃借料	73,387,709円
保険料	27,852円
水道光熱費	1,002,350円
保守修繕費	1,663,311円
租税公課	65,102,819円
消耗品・備品費	10,602,386円
雑費	29,080,020円
研修活動費	777,060円
印刷製本費	1,821,524円
合計	518,619,345円

４．その他事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）の内訳は、次のとおりであります。

金融機関委託手数料	13,972,966円
嘱託・臨時職員給与	237,258,253円
旅費交通費	149,757,428円
通信運搬費	5,472,921円
賃借料	182,958,611円
保険料	46,128円
水道光熱費	2,861,662円
保守修繕費	113,281,422円
租税公課	7,186,774円
消耗品・備品費	30,969,589円
雑費	126,407,225円
研修活動費	122,940円
印刷製本費	12,038,492円
合計	882,334,411円

５．その他事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）の内訳は、次のとおりであります。

前納減額金	2,313,827,905円
早期償還手当金	240,290円
雑費用	12,351,191,561円
付加保険料	384,903,596円
借入金利息	47,318,494円
業務委託費	1,379,978,436円
事務代行手数料	2,736,334,793円
代理店事務手数料	76,256,793円
口座振替手数料	501,612,838円
嘱託・臨時職員給与	497,152,701円
旅費交通費	26,242,911円
業務委託費・報酬費	14,135,090,930円
通信運搬費	994,194,204円
賃借料	1,319,313,849円
保険料	460,898円
水道光熱費	21,334,775円
保守修繕費	1,119,660,492円
租税公課	10,223,835円
消耗品・備品費	33,698,649円
雑費	405,628,926円
研修活動費	97,600円
諸謝金	36,247,200円
印刷製本費	104,430,955円
合計	38,495,442,631円

６．その他経営環境変化対応支援業務費の内訳は、次のとおりであります。

嘱託・臨時職員給与	389,850,095円
福利厚生費	519,009円
旅費交通費	89,915,951円
通信運搬費	126,485,235円
賃借料	324,659,907円
保険料	9,562,754円
水道光熱費	249,482,656円
保守修繕費	351,565,985円
租税公課	101,614,782円
消耗品・備品費	82,286,173円
雑費	132,695,121円
諸謝金	309,963,607円
印刷製本費	22,921,253円
合計	2,191,522,528円

７．その他一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

福利厚生費	14,920,887円
旅費交通費	118,088,786円
通信運搬費	83,609,226円
保険料	3,778,897円
水道光熱費	34,196,279円
租税公課	78,586,265円
消耗品・備品費	270,374,845円
雑費	64,556,315円
研修活動費	28,775,523円
諸謝金	67,750,550円
印刷製本費	5,437,698円
合計	770,075,271円

８．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

（一般勘定）

ファイナンス・リース取引（運営費交付金対応分）が損益に与える影響額は、△514,126円であり、当該影響額を除いた当期総利益は112,276,488,297円であります。

［キャッシュ・フロー計算書関係］

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,915,286,977,646円
定期預金	△ 629,000,000,000円
財政融資資金預託金	△ 100,000,000,000円
資金期末残高	1,186,286,977,646円

２．重要な非資金取引

（一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定）

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ222,021,425円であります。

［退職給付関係］

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員等への退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）では、退職給付として、内部規程に基づき支給しております。

確定給付企業年金（積立型の確定給付制度）及び確定拠出年金では、経済産業関係法人企業年金基金に加入しております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	9,650,736,208円
勤務費用	382,451,881円
利息費用	249,507,175円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 687,492,380円
退職給付の支払額	△ 612,657,952円
制度加入者からの拠出額	26,235,040円
期末における退職給付債務	9,008,779,972円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,581,799,577円
期待運用収益	167,453,987円
数理計算上の差異の当期発生額	429,491,054円
事業主からの拠出額	174,438,756円
退職給付の支払額	△ 253,096,552円
制度加入者からの拠出額	26,235,040円
期末における年金資産	6,126,321,862円

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,501,914,862円
年金資産	△ 6,126,321,862円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 2,624,407,000円
非積立型制度の未積立退職給付債務	5,506,865,110円
小計	2,882,458,110円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,882,458,110円
退職給付引当金	5,506,865,110円
前払年金費用	△ 2,624,407,000円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,882,458,110円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用㈱	382,451,881円
利息費用	249,507,175円
期待運用収益	△ 167,453,987円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 1,116,983,434円
合計	△ 652,478,365円

㈱　勤務費用から、企業年金に対する役職員拠出額を控除しております。

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41％
株式	36％
保険資産	4％
その他	19％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率

退職一時金制度	2.50％
確定給付企業年金制度	2.73％
長期期待運用収益率	3.00％

3．確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、19,801,950円でありました。

［金融商品関係］

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当機構は、資金運用については独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）等に基づき運用の安全性・確実性を確保し、また決済資金等の資金需要に備えられるよう流動性を確保するとともに、共済契約者に対する共済金等の支払を将来にわたり確実に行うことができるよう収益稼得のための効率性・収益性を確保することとしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

保有する金融資産は、主として満期保有目的で所有している債券、信託資産、貸付有価証券担保預り運用資産及び事業貸付金であります。

債券については、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。これらについては、独立行政法人中小企業基盤整備機構余裕金運用要領に基づく適正なリスク管理のほか、共済資産の運用については、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づき小規模企業共済資産運用の基本方針を定め、基本ポートフォリオに基づく資産管理・運用を行うことによって、リスクの回避、低減を図っております。

なお、貸付有価証券担保預り運用資産は、満期保有目的で所有している債券を運用有価証券信託契約に基づき運用しているものであって、受託者である信託銀行が債券の貸付先から運用債券に見合う現金（貸付有価証券担保預り金）を預って運用しているものの当該貸付先の信用リスクに晒されております。

また、単独運用指定包括信託又は特定包括信託による信託資産は、流動性の高い内外の株式及び債券を市場で委託運用しており、市場価格の変動・為替・信用等の各リスクに晒されております。当機構では、小規模企業共済資産運用の基本方針等に基づき、運用状況と併せて受託者をモニタリングしており、必要に応じて適切な手段を講じることとしております。

また、国内事業者等に対する貸付金は、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則等の各貸付制度の規程等に従い、個別案件毎の事業計画の診断（審査）、信用情報管理、貸付限度額、債務者区分、保証・担保の設定及び定期的に経営状況や保証・担保状況を把握するとともに経営支援を行う体制等を整備、運用してリスク低減を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については､次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、譲渡性預金、金銭信託、コマーシャル・ペーパー、貸付有価証券担保預り運用資産、貸付有価証券担保預り金、倒産防止共済一時貸付金及び未払金等(信託資産に関するものを含む)は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,610,837,334,366	10,280,190,015,000	△ 1,330,647,319,366
⑵　事業貸付金	843,411,566,443		
貸倒引当金	△ 15,080,494,871		
	828,331,071,572	740,106,931,658	△ 88,224,139,914
⑶　信託資産	2,923,338,752,367	2,923,338,752,367	―

㈱　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,803,441,229
関係会社株式	39,108,857,752

その他有価証券（投資事業有限責任組合出資）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む取扱いを適用しており、上表には含めておりません。当該取扱いを適用した投資事業有限責任組合出資の貸借対照表計上額は209,108,566,345円です。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
信託資産	2,112,772,686,857	810,566,065,510	—	2,923,338,752,367

信託資産

信託資産の時価については、金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。

⑵　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
⑴　有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	5,908,410,875,000	4,371,779,140,000	—	10,280,190,015,000
⑵　事業貸付金	—	415,550,774,691	324,556,156,967	740,106,931,658

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

⑴　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券については、日本証券業協会が公表している売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しておりますが、地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない場合、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵　事業貸付金

（高度化貸付金（有利子））

高度化貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

（高度化貸付金（無利子））

高度化貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

（小規模企業共済契約者貸付金（有利子））

小規模企業共済契約者貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（小規模企業共済契約者貸付金（無利子））

小規模企業共済契約者貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（倒産防止共済貸付金）

倒産防止共済貸付金の時価については、元金の額をリスクフリーレートで割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

（設備資金貸付金）

設備資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

［資産除去債務関係］

（一般勘定）

不動産賃貸借契約に基づく本部及び地域本部事務所の内部造作

当機構は、本部及び地域本部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等関係］

		一般勘定
①	資産種類	現金
②	資産名称	現金

③	帳簿価額	⑴取得価額	—円
		⑵減価償却	—円
		⑶帳簿価額	⑴1,941,838,567円 ⑵18,922,476,578円
④	不要財産となった理由		⑴平成23年度一般会計補正予算（第３号）及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予算で交付された政府出資金の一部で、東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の償還金について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったため。 ⑵前中期目標期間繰越積立金として繰越した中小企業生産性革命推進事業の未執行額について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったため。
⑤	国庫納付等の方法		現金による国庫納付
⑥	譲渡収入の額		該当ありません。
⑦	控除費用		該当ありません。
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	⑴1,941,838,567円 ⑵18,922,476,578円
		納付年月日	⑴令和７年８月８日 ⑵令和７年９月25日
		⑵地方公共団体への払戻額	—円
		納付年月日	—
		⑶その他民間等への払戻額	—円
		納付年月日	—
⑨	減資額		⑴1,941,838,567円 ⑵—円
⑩	備　考		⑴政府出資金 ⑵前中期目標期間繰越積立金

			産業基盤整備勘定
①	資産種類		現金
②	資産名称		現金
③	帳簿価額	⑴取得価額	—円
		⑵減価償却	—円
		⑶帳簿価額	122,327,032円
④	不要財産となった理由		平成22年12月７日閣議決定の基本方針を踏まえ、経過業務に係る債務保証残高の減少に伴い不要額が生じたため。
⑤	国庫納付等の方法		現金による国庫納付
⑥	譲渡収入の額		該当ありません。
⑦	控除費用		該当ありません。
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	122,327,032円
		納付年月日	令和７年９月25日
		⑵地方公共団体への払戻額	—円
		納付年月日	—
		⑶その他民間等への払戻額	—円
		納付年月日	—
⑨	減資額		122,327,032円
⑩	備　考		政府出資金

［固定資産の減損関係］

１．減損の兆候が認められた固定資産に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

名　称	用　途	種　類	場　所	帳簿価額	備　考
旭が丘宿舎	職員宿舎	土地、建物、構築物、工具器具備品	東京都日野市	295,140,259円	
福岡新事業創出型事業施設（クリエイションコア福岡）	賃貸用施設	建物、構築物、工具器具備品、土地	福岡県筑紫野市	285,889,744円	
和光新事業創出型事業施設（和光理研インキュベーションプラザ）	賃貸用施設	建物、構築物、工具器具備品	埼玉県和光市	285,172,452円	

⑵　減損の兆候の概要

名　称	概　要
旭が丘宿舎	入居率が３年間連続して50％を下回ったため、減損の兆候を把握しております。
福岡新事業創出型事業施設（クリエイションコア福岡）	関係機関との調整を経て、資産の全部について使用しない決定を行ったことから、減損の兆候を把握しております。
和光新事業創出型事業施設（和光理研インキュベーションプラザ）	同上

⑶　減損の認識に至らなかった理由

名　　称	理　　由
旭が丘宿舎	使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。
福岡新事業創出型事業施設（クリエイションコア福岡）	使用しなくなる日が翌事業年度以降のため、減損を認識しておりません。
和光新事業創出型事業施設（和光理研インキュベーションプラザ）	同上

［税効果会計関係］

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

出資金評価損	371,826,097円
税務上の繰越欠損金	682,885,353円
繰延税金資産小計	1,054,711,450円
評価性引当額	△ 1,054,711,450円
繰延税金資産合計	―円

［収益認識関係］

（一般勘定）

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、地域牽引・成長志向の中小企業への支援、企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、スタートアップの創出・成長への支援、事業継続・経営体力強化への支援及び経営環境変化対応への支援であり、各事業の主なサービス等の種類は大学校関係事業及びハンズオン支援事業等であります。また、一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、地域牽引・成長志向の中小企業への支援で76,100,450円のうち73,160,450円がハンズオン支援事業、経営環境変化対応への支援については、1,045,967,432円のうち960,488,516円が大学校関係事業であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ　重要な会計方針　８．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、310,223,749円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて翌年度に収益を認識することを見込んでいます。

Ⅲ　重要な債務負担行為

１．一般勘定

⑴　投資事業有限責任組合契約により、組合から出資履行請求を受けた際に契約で定められた出資約束金額を限度に出資を行う業務を負っているが、このうち未だ請求がなく、未履行の金額は、166,078,826,671円であります。

⑵　「中小企業省力化投資補助事業」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、17,196,678,878円であります。

⑶　「中小企業等事業再構築促進補助金」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、10,478,591,017円であります。

⑷　「中小企業新事業進出促進補助事業」に係る事務局業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、6,228,400,998円であります。

⑸　サーバ及びＷＡＮ回線等の導入及び保守業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,851,887,552円であります。

⑹　「新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業」に係る助成金活用状況の確認業務委託に係る業務委託契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、451,552,200円であります。

２．小規模企業共済勘定及び中小企業倒産防止共済勘定

⑴　小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度のシステム再構築に係る各請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、アプリケーションの設計・開発・保守業務については13,264,869,200円、システム運用保守業務については5,321,743,559円、共済事務業務については4,598,000,000円、インフラ基盤の構築・保守業務については2,965,370,584円、ミドルウェアの構築・保守業務については2,123,329,911円、発注者支援業務については1,336,246,791円、プロジェクト管理業務については282,568,000円であります。

⑵　コンタクトセンター（共済相談室）運営管理業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、9,698,400,162円であります。

⑶　共済業務に係るホストコンピュータ機器の更新業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、930,265,645円であります。

⑷　共済制度の加入促進に向けたインターネット等広告業務に係る請負契約について、翌事業年度以降に支払を予定している債務負担行為額は、1,203,219,921円であります。

Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅴ　固有の表示科目の内容

代理店勘定

当事業年度に属する収納金で代理店において収納済みであるが、当機構において収納未済となっているものを整理しております。

Ⅵ　その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成15年政令第308号）第７条の規定に基づき、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第９条第３項第２号ロ及びハの令和８事業年度に係る支給率が、経済産業大臣により、0.00711と定められたことから、令和８事業年度において、付加共済金等に係る責任準備金を計上することとしております。

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第10号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年11月６日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　　聡

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道468号	千葉県成田市吉岡1174番３から千葉県香取郡多古町喜多大原字白幡256番１まで

2　指定する期日　令和８年11月７日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 11 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年 11 月６日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　澤田　　聡

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道468号	千葉県成田市吉岡1174番３から千葉県香取郡多古町喜多大原字白幡256番１まで

2　指定する期日　令和８年11月７日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 26 号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施及び令和８年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」（以下「変更公告」という。）一部について下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年 11 月６日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ　東名集中工事に伴う料金調整の実施について

１．東名集中工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）若しくは一宮ＩＣ、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣを、迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷に掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象経路

次表の⒜、⒝及び⒞に掲げる区間を連続して通行する経路

⒜	⒝	⒞
中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ又は小牧ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路又は名古屋環状２号線及び名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ若しくは東海ＩＣ又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．東名集中工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に掲げる指定ＩＣ１で流入し、指定ＩＣ２で流出するＥＴＣ車。ただし、工事に伴う迂回を目的として⑸に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
名古屋ＩＣを除く名古屋環状２号線の各ＩＣ	第一東海自動車道の春日井ＩＣから東京ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田南ＩＣから新御殿場ＩＣまでの各ＩＣ及び厚木南ＩＣ
名古屋高速道路公社の管理する道路の各入口及び出口	中部横断自動車道の富沢ＩＣ 中央自動車道西宮線の小牧東ＩＣから伊北ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道の豊田松平ＩＣから富加関ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　経由地点

第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状２号線又は名古屋市道高速２号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状２号線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部
中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部

⑹　料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、次の各項に掲げるＩＣについては、同一のＩＣとして取扱う。

1	千音寺南ＩＣ	大治南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口	—
2	大治北ＩＣ	甚目寺南ＩＣ	—	—
3	甚目寺北ＩＣ	清洲西ＩＣ	—	—
4	清洲東第一ＩＣ	清洲東第二ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口	—
5	平田ＩＣ	山田西ＩＣ（清洲ジャンクション方面への通行を除く）	—	—
6	山田東ＩＣ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口	—
7	松河戸ＩＣ	小幡ＩＣ	—	—
8	大森ＩＣ	引山ＩＣ	—	—
9	名古屋高速道路公社が管理する烏森入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する黄金入口・出口	—	—
10	名古屋高速道路公社が管理する吹上西入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する吹上東入口・出口	—	—
11	名古屋高速道路公社が管理する春岡入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する四谷入口・出口	—	—
12	名古屋高速道路公社が管理する六番北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する六番南入口・出口	—	—
13	名古屋高速道路公社が管理する港明入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する木場入口・出口	—	—
14	名古屋高速道路公社が管理する高辻入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する堀田入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する呼続入口・出口	—
15	一宮ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する一宮中入口	名古屋高速道路公社が管理する一宮東入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する西春入口・出口
16	小牧ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する小牧北入口	名古屋高速道路公社が管理する小牧南入口・出口	—
17	名古屋ＩＣ	本郷ＩＣ	上社ＩＣ	上社南ＩＣ

⑺　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．東名集中工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、迂回を目的として、⑷のイ及びロに掲げるいずれかの指定ＩＣ１から流入し、名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状２号線を経由し指定ＩＣ２を流出するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑷のイからニに掲げる指定ＩＣ１と指定ＩＣ２相互間の料金の額は、指定ＩＣ３と指定ＩＣ４相互間の料金の額と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

	指定ＩＣ１	指定ＩＣ２	指定ＩＣ３	指定ＩＣ４
イ	名古屋高速道路公社が管理する一宮中入口、一宮東入口又は西春入口	名古屋環状２号線の本郷ＩＣ、上社ＩＣ又は上社南ＩＣ	中央自動車道西宮線の一宮ＩＣ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ
ロ	名古屋高速道路公社が管理する小牧北入口又は小牧南入口	名古屋環状２号線の本郷ＩＣ、上社ＩＣ又は上社南ＩＣ	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

４．集中工事に伴う料金調整④

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年11月９日から令和８年11月29日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
第一東海自動車道の春日井ＩＣから名古屋ＩＣまでの各ＩＣ	第一東海自動車道の東名三好ＩＣから岡崎ＩＣまでの各ＩＣ 第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ＩＣ及び豊田南ＩＣ 東海環状自動車道の豊田藤岡ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

Ⅱ　料金公告の一部変更について

変更公告中、Ⅱ．１．⑵㉔及び２．⑶⑤に基づく企画割引に係る公告の１．企画割引「信州めぐりフリーパス2026」の

⑷　適用区間

①　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの区間、及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間及び新湘南バイパスの全区間。を、

⑷　適用区間

①　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで、東関東自動車道水戸線の富里インターチェンジから大栄インターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から山武市まで)のあきる野インターチェンジから多古インターチェンジまで及び成田国際空港線の全区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間及び新湘南バイパスの全区間。

に変更する。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第27号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和８年11月９日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年11月６日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．別添２の大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道１号（淀川左岸線延伸部）(２号淀川左岸線）の表中

「大開」を「大開（ＥＴＣ）」に改める。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により次の免許状は失効した。

令和８年11月６日　静岡県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　谷　侑樹　本籍地　静岡県

免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者

⑴　小学校教諭一種免許状、令６小一第131号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会

⑵　中学校教諭一種免許状（理科）、令６中一第200号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会

⑶　高等学校教諭一種免許状（理科）、令６高一第273号、令和７年３月31日、静岡県教育委員会

２　失効年月日　令和８年９月25日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）に該当

行旅死亡人

氏名・生年月日・性別等不詳

上記の者は、令和７年４月３日、千葉県南房総市富浦町丹生327番地で発見された。身元不明のため、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

令和８年11月６日

千葉県　南房総市長　渡辺　秀和

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定30～50歳代男性、身長165～174センチ程度、着衣は黒色長袖上着、黒色長ズボン、靴のサイズ28センチ、所持品黒色リュックサック、小銭入れ、硬貨

上記の者は、令和８年４月26日午後０時30分頃福岡県糟屋郡久山町大字猪野788番地６から東方図測200ｍ先山中で白骨化して発見されました。死亡推定日時は令和７年４月頃。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、当町福祉課まで申し出てください。

令和８年11月６日

福岡県　久山町長　西村　勝

無縁墳墓等改葬公告

一般国道168号地域連携道路事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年11月６日　　奈　良　県

1　墳墓等所在地　奈良県五條市西吉野町立川渡416番

1　墳墓等の名称　畠山家墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

1　改葬を行おうとする者　奈良県五條市西吉野町立川渡251番地　代表者　畠山　豊成　施行者　奈良県五條市岡口一丁目３番１号　奈良県五條土木事務所長　木戸　正二

公示送達

下記の建築物については、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の施行のため除却を必要としていますが、その所有者及び占有者を確知することができませんので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第５項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告します。

令和８年11月６日

北九州広域都市計画事業
折尾土地区画整理事業
施行者　北九州市
代表者　北九州市長　武内　和久

記

1　対象建築物の表示
(1)　物件等　下記に存する建築物
(2)　所在地　北九州市八幡西区西折尾町903番地２
(3)　住居表示　北九州市八幡西区西折尾町１番６号

2　除却期限　令和９年２月６日

3　摘要
上記の建築物は、除却期限後は施行者において除却します。
当該建築物の所有者は、除却期限までに自ら建築物を除却する意思の有無を次項の問合せ先に回答してください。

なお、施行者が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分します。
動産等について権利を主張しようとする者は、除却期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知してください。

4　問合せ先
北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課
〒807－0874　北九州市八幡西区大浦二丁目13番７号
電話番号　093－691－2522

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
北海道苫小牧市澄川町七丁目一〇番九号
キョーエイセイロン株式会社
代表清算人　内田　章裕

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
青森県青森市大字上野字山辺一一二番地の二
有限会社若林洗機
清算人　若林　誠

解散公告

当社は、令和八年三月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
青森県むつ市横迎町二丁目一五番一号オフィスＯＴ
合同会社Ｎｅｘｔ武匠
清算人　工藤　武

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字寺前南一〇七－一八
Ｏｖｅｒ　Ｐｏｗｅｒｅｄ合同会社
清算人　水野　峰子

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
宮城県東松島市矢本字下浦二七三番地の二
山田建設株式会社
代表清算人　山田　達夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
福島県耶麻郡西会津町登世島字西林乙五一四〇－九　Ｐｉｕ　Ｉｎ　Ａｌｔｏ合同会社
清算人　江戸田健司

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
福島県福島市野田町一丁目一五番地三二
ワールド・ウィングビル二〇五号
株式会社Ｂ＆Ｍ
代表清算人　門馬　由紀

解散公告

当社は、令和八年七月七日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
埼玉県北葛飾郡松伏町田中一丁目二七番地
四マンションハピネスＩ－三〇一号室
合同会社レヘマンコーポレーション
代表清算人　シュエブムハマド

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
埼玉県さいたま市中央区本町東七丁目一番一－五一九号
有限会社クレイドル
代表清算人　深井　耕司

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
埼玉県川口市北園町２番９号
株式会社ロラット
代表清算人　鈴木　充

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十一月六日
埼玉県川越市大字萱沼二〇二四番地六
有限会社カネタカ
清算人　金子ミヨ子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

埼玉県越谷市赤山町五丁目二番二〇号

有限会社双葉鋼業

清算人　安永　栄一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

埼玉県さいたま市中央区大戸六丁目七番一一号

合同会社Ｖｅｄａｈ＆Ｃｏｍｐａｎｙ

代表清算人　神谷　潤

解散公告

当社は、令和八年九月二十三日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

埼玉県さいたま市南区大字大谷口六八六番地一〇

日本茉莉株式会社

代表清算人　郎　晴

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

埼玉県川口市中青木二―一七―一四

株式会社ファイバーシティ

代表清算人　野口　光一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

千葉県千葉市稲毛区園生町一〇〇二番地六八

株式会社ＨＩＨ

代表清算人　岡本　強

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

千葉県柏市南増尾四丁目三二番七号

株式会社Ｗｅ　ｒｏａｄ

代表清算人　前田　将汰

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

千葉県柏市南増尾四丁目三二番七号

合同会社ＯＮＥ　ＳＨＩＮＫ

清算人　前田　将汰

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

千葉県茂原市茂原五四四番地

株式会社ほけん未来

代表清算人　國東　文幸

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

千葉県千葉市美浜区磯辺三丁目四〇番六号

合同会社エム・シー・エス

清算人　伊藤　良郎

解散公告

当社は、令和八年十月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

千葉県習志野市新栄一丁目二番二八号

有限会社萌路泥庵

清算人　石川世津夫

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都品川区中延三丁目七番一四号

有限会社岡田創業

清算人　瀬尾　玉恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階　株式会社ジョブボーズ

代表清算人　佐野　翔平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都新宿区高田馬場一丁目二八番一〇号

バンフォーレ三慶ビル二Ｆ

株式会社ＳＡＮＫＯ　ＯＣＥＡＮ　ＷＯＲＫＳ

代表清算人　岡安　史人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都八王子市明神町四丁目九番一号チサンマンション一〇〇四号

有限会社ガレリア粋

清算人　大城　幸則

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都港区東麻布二丁目二〇番三号

有限会社八百鈴商店

清算人　鈴木　繁子

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都新宿区西新宿八丁目五番九号

一般社団法人全国マンション防火・防災設備協会

代表清算人　山口　司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社ＹＳ企画

代表清算人　伊藤　康道

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号ＢＩＧオフィスプラザ池袋一二〇六

ＡｌｂｕＭＥ合同会社

清算人　川島玄太郎

解散公告

当法人は、令和八年十月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年十一月六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

一般社団法人久留米南

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都稲城市百村一六二五番地二

いなぎ図書館サービス株式会社

代表清算人　細野　竜也

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都北区東十条三丁目一六番四号一Ｂ〇二号

一休株式会社

代表清算人　徐　春生

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都渋谷区渋谷三―一五―三土屋・渋谷ビル七Ｆ

ＭＡＳ―Ｔ有限責任事業組合

清算人　有限会社アイキス

職務執行者　家次　栄一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都墨田区太平二丁目一〇番一二号

有限会社亜加稲

清算人　熊田　久

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都墨田区亀沢一丁目二四番四号

株式会社スギモト

代表清算人　杉本　康二

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都板橋区高島平五丁目三〇番四号

株式会社ロモックスジャパン

代表清算人　大槻　明広

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都江戸川区松江二丁目一八番一八号ラ　イオンズマンション松江親水公園四〇四号

有限会社しげる商事

清算人　齋藤　誠一

解散公告

当会社は、令和八年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階

ＩＳＥＫＡＩアニメーションスタジオ株式会社

代表清算人　堤　由惟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目二五番八号

株式会社ＺＤＯ

代表清算人　張　鵬程

解散公告

当社は、令和八年十月十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都足立区入谷八丁目一二番二六号

岡野自動車興業株式会社

代表清算人　岡野　健

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都荒川区東日暮里三丁目二八番五号Ｃｒｙｓｔａｌ Ｂｕｉｌｄｉｎｇ一階

友隣商社株式会社

代表清算人　王　暁　莉

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都小平市鈴木町一丁目一〇四番地

有限会社出浦商事

清算人　出浦　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都渋谷区代官山町一七番四―七〇三号

Ｃｏｇｅｎｔ開発株式会社

代表清算人　オン・ティオン・サン

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

神奈川県藤沢市本鵠沼五丁目九番七号

有限会社サイタック

清算人　橋本沙耶花

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

神奈川県大和市柳橋五丁目一五番地の二

株式会社新**廣**

代表清算人　鈴木　大輔

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

横浜市西区みなとみらい三丁目六番一号

みなとみらいセンタービル一四階

グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社

代表清算人　浮穴　浩一

解散公告

当社は、令和八年八月三十日、株主の書面決議により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に、債権の目録及びその証明書類を当社本店に提出し、清算人にお申し出ください。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四東海ビル一一四Ｂ

知行人生株式会社

代表清算人　陶　穎　文

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

横浜市旭区東希望が丘一六五番地の七四

有限会社サイトウ

清算人　齋藤　良春

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

新潟県新発田市板山六八九番地一

株式会社ファーム

代表清算人　常木　直美

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

石川県金沢市菊川一丁目一四番一五号

株式会社タウン開発

代表清算人　才川　孝一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

石川県小松市安宅町リ一二番地六

有限会社アラカルト

清算人　高木　清美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

福井県越前市広瀬町第一四四号七番地の一

白山交通株式会社

代表清算人　笠島　邦生

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

福井県越前市北府四丁目四番二七号

株式会社坂岡商店

代表清算人　坂岡留美子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

福井県福井市高木中央二丁目二六〇一番地

有限会社ディ・エス・エス

清算人　大谷　茂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

山梨県富士吉田市上吉田東四丁目一四番一八号

住コネクト株式会社

代表清算人　小川　茂幸

解散公告

当会社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

長野県駒ヶ根市赤穂九二九三番地三

ティブロン有限会社

清算人　近藤美千代

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

岐阜県大垣市荒尾町一四九〇番地三

特定非営利活動法人たすけ愛おおがき

清算人　笹田トヨ子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

岐阜県高山市朝日町一之宿五六一番地

特定非営利活動法人元気な里ひだあさひ

清算人　岩田耕治郎

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日付で会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

静岡県静岡市駿河区中原七四三番地の一

株式会社アサヒ健康センター

代表清算人　蒲生　武幸

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

愛知県豊橋市住吉町二〇一番地四

株式会社ＹｏｈａｋｕＷｏｒｋｓ

代表清算人　早川　昌孝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

愛知県知多市岡田東泓九四番地一

株式会社ＨＯＲＡＩＳＯ

代表清算人　洞井紗野香

解散公告

当社は、令和八年十一月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

名古屋市中村区名駅五丁目三三番二一号

有限会社伊藤

清算人　伊藤　昭

解散公告

当社は、令和八年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

三重県津市垂水七五〇番地三二

有限会社東京大寿司

清算人　松田　春喜

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

滋賀県大津市中央四丁目六番三八―七〇一号

株式会社関西グローバル設計

代表清算人　多胡　昭範

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

京都府宇治市伊勢田町蔭田一番九七号

合同会社ポレ・オーガニック

清算人　内田　修次

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

京都府綾部市味方町鴨ノ堂八番地

和光株式会社

代表清算人　河内　康樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

京都府城陽市市辺南垣内一〇七番地

株式会社ウィズ

代表清算人　松井　敏夫

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

百利株式会社

代表清算人　劉　涛

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市城東区鴫野西二丁目二番八号―五一六号

億万株式会社

代表清算人　王　虹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市福島区吉野三丁目五番二〇号

株式会社芸友

代表清算人　王　亜明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市中央区南本町四丁目五番七号

ゼロド株式会社

代表清算人　横山　将也

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市中央区南船場三丁目一二番一四号ＱＵＡＲＴＺＳＨＩＮＳＡＩＢＡＳＨＩ一三階

株式会社ＡＮＤ　ＣＬＡＮホールディングス

代表清算人　国武　眞二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市都島区片町二丁目五―六京橋ハンエイビル四一二号

株式会社悟傑

代表清算人　張　勁恒

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市西区立売堀三丁目六番二一―一三〇四号

松村不動産有限会社

清算人　松村　明義

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

奈良市東九条町八九七番地　有限会社紳洋

清算人　福田　良夫

解散公告

当社は、令和八年九月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

和歌山県日高郡由良町大字里二九四番地の四

合同会社ウイル

清算人　竹田　主計

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

島根県大田市水上町福原六一五番地二

有限会社水上石油

清算人　山本　竜法

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

広島県呉市広横路二丁目六番五号

株式会社オオガ

代表清算人　大賀　敏昭

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

広島県福山市鞆町鞆四二二番地

特定非営利活動法人鞆の魅力創出委員会

清算人　通堂　國廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

広島市中区幟町一三番四号

Ｃａｒｉｆ株式会社

代表清算人　沖田　賢吾

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

愛媛県松山市立花一丁目一〇番一九号

有限会社中岡商店

清算人　中岡　知範

解散公告

当法人は、令和八年七月二十日に解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

広島市西区大芝二丁目一九番一号

株式会社セキグチ車輌

代表清算人　関口　速人

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡市中央区大名二丁目六―一一

株式会社ワンステッド

代表清算人　村上　尊司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大分県大分市弁天二丁目二番三三号一〇一号室

ＮＰＯ法人セイカ

清算人　衛藤　哲也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日会社法第四七一条第三項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

宮崎市月見ケ丘三丁目八番一三号

有限会社南九州モデレート

清算人　簀戸　裕史

解散公告

当社は、令和八年五月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

沖縄県中頭郡読谷村瀬名波二二七番地一一

Ｓｔａｙ　Ｇｏｌｄ合同会社

清算人　儀保　幸哉

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

沖縄県島尻郡南風原町字与那覇四八番地

三―二〇二号室

代表清算人　陳　立彬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

沖縄県石垣市字登野城二三番地

有限会社桃原会計事務所

清算人　桃原　千晶

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

京都市伏見区淀池上町一六〇番地二〇

医療法人ふくはら歯科クリニック

清算人　福原　荘太

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪府守口市金下町一丁目八番六号

医療法人石田医院

清算人　石田　博文

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市此花区春日出北一丁目一番二二号

浄宗寺

清算人　小松　学道

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年十月十九日松原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪府松原市田井城一丁目六番二二―四

Ｆ―Ａ号　松原市三宅西土地区画整理組合

清算人代表　竹綱　榮次

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

鹿児島県日置市東市来町長里一四番地一

医療法人史幸会

清算人　新山　史朗

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

札幌市北区新琴似九条一丁目一番一号

医療法人社団北札幌病院

清算人　小川　秀彰

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月一日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により令和八年十月六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

埼玉県所沢市南住吉二一番三一号

医療法人番場会

清算人　番場　圭介

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十四日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都府中市白糸台三丁目二番地一―一〇七号　医療法人明豊会

清算人　河西　徹

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月三十日滋賀県知事の認証を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

滋賀県彦根市千尋町三九番地　妙福寺

清算人　浅野　法子

解散公告（第三回）

当組合は、存続期間満了により令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡市中央区渡辺通二丁目一―八二第二別館三階　九電料金ユニオン

清算人　赤﨑　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水五条一丁目二番、最後の住所札幌市白石区菊水五条一丁目三番一〇―一一〇二号

被相続人　亡　横山　幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

事務所札幌市中央区南一条西十丁目南大通ビルアネックス七階　ひいらぎ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　及川　華恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字番町三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安ヶ平育子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産清算人　弁護士　上野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市大只越町一丁目四九番地二、最後の住所岩手県釜石市大只越町一丁目八番五号　被相続人　亡　菊池　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

岩手県釜石市大只越町一丁目六番九号

相続財産清算人　司法書士　小井土祥子（職名　田代　祥子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区本町一条二丁目二番地七、最後の住所秋田県秋田市下北手梨平字登館八番地　介護老人保健施設桜の園

被相続人　亡　安宅　安藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

秋田市山王三丁目一番一号秋田県庁第二庁舎三階Ａ―四

相続財産清算人　司法書士　中嶋　寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松江三丁目三九七一番地、最後の住所東京都江戸川区松江三丁目八番一―一〇二号松江マンション

被相続人　亡　小出キクヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都中央区銀座三―九―一九　吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産清算人　弁護士　広津　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松江三丁目三九七一番地、最後の住所東京都江戸川区松江三丁目八番一―一〇二号松江マンション

被相続人　亡　小出　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都中央区銀座三―九―一九　吉澤ビル八階東京21法律事務所

相続財産清算人　弁護士　広津　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区松濤一丁目二三番、最後の住所東京都目黒区八雲五丁目六番三号ＴＨＥ　ＡＲＫ一〇一　被相続人　亡　鈴木　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区神田須田町一丁目四番八号ＮＣＯ神田須田町八階　お茶の水合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　田口智香子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区今戸二丁目四番地四、最後の住所東京都足立区柳原一丁目二九番六号

被相続人　亡　榎本　俊昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　杉岡　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区上高井戸一丁目九四番地、最後の住所東京都杉並区久我山三丁目二三番一一号ハイムアゼリア二〇二

被相続人　亡　堤崎富美弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階　潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浅田登志雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市則武西二丁目五番地、最後の住所岐阜市西島町四番二四―二号　ケアホーム恵光　被相続人　亡　高橋　浩二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

事務所岐阜県岐阜市明徳町一〇　杉山ビル三階　弁護士法人見田村法律事務所

相続財産清算人　弁護士　見田村勇磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県三重郡菰野町大字菰野一〇一三番地一六、最後の住所三重県三重郡菰野町大字菰野五八三三番地一　みずほ寮

被相続人　亡　日紫喜　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

三重県四日市市浜田町四番二〇号　四日市三交ビル七階　レジリエンス法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加藤　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区西三国一丁目一番地七、最後の住所大阪市淀川区西三国一丁目二番三五―四一二号　被相続人　亡　冨田　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号ＯＭＭビル四階

相続財産清算人　弁護士　米田　匡秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区淡路四丁目五四二番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区住道矢田九丁目一八番七号サナサンテ東住吉

被相続人　亡　野田　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市北区西天満三丁目三番一七号ルアンジュ南森町四〇三

相続財産清算人　弁護士　林　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町貞光字辻五〇番地、最後の住所大阪市淀川区十三本町一丁目一四番二〇号　長谷川ビル四階Ａ号

被相続人　亡　藤本　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

大阪市北区西天満五丁目九番三号　アールビル本館五階

相続財産清算人　弁護士　鍬谷　文子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市木屋平字南二戸一六番地二、最後の住所兵庫県三田市乙原一五一三番地四八

被相続人　亡　木村　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

神戸市中央区江戸町九八番地一　東町・江戸町ビル五階　弁護士法人神戸シティ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高橋　弘毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町九三六番地一、最後の住所広島県呉市倉橋町九三六番地の一

被相続人　亡　池田　洋介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

広島市南区宇品西二丁目一番一三―一号

相続財産清算人　司法書士　加納　寿宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市中通四丁目一二番地、最後の住所広島県呉市西惣付町二二番五九号

被相続人　亡　世戸原邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

広島市中区上八丁堀五―二七アーバンビュー上八丁堀四〇一山下・長井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　日野真裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市勝間ヶ丘二丁目六番、最後の住所山口県周南市勝間ヶ丘二丁目六番六号

被相続人　亡　網本　和成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

山口県周南市岐山通二丁目一六番地　弁護士法人鶴法律事務所周南支所

相続財産清算人　弁護士　金折伸一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

徳島県小松島市日開野町字破閑道六六番地二三、最後の住所徳島県小松島市日開野町字破閑道六六番地の二三（登記記録上の住所徳島市論田町和太開三番地一）

被相続人　亡　島川　隆義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

徳島市八百屋町二丁目一一番地　ニッセイ徳島ビル一一階

相続財産清算人　弁護士　志摩　恭臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区坪井一丁目一番地一四、最後の住所福岡県福岡市早良区飯倉五丁目二一番四号アソシエ飯倉

被相続人　亡　野白　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県福岡市南区大池一丁目二六―七義道ハイム四〇五　おおいけ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　崎山有紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市三橋町正行三九三番地五、最後の住所福岡県柳川市三橋町正行三九三番地五　被相続人　亡　金冨　裕紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県久留米市原古賀町一八―一一リーガル・タックスビル二階　からたち法律事務所　相続財産清算人　弁護士　白水由布子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県光市大字岩田二〇四五番地、最後の住所福岡県宗像市葉山二丁目二八番地一

被相続人　亡　福田　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル六階

相続財産清算人　弁護士　堺　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字水田三七八番地、最後の住所福岡県飯塚市大日寺一二一三番地一梅香苑　被相続人　亡　服部　美香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号富士ビル赤坂六階

相続財産清算人　弁護士　柳沢　賢二

第74期決算公告

令和8年11月6日　東京都板橋区東坂下一丁目13番2号

株式会社　新寿堂

代表取締役社長　雲野　正夫

貸借対照表の要旨　（令和8年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,752,379	流動負債	2,112,615
固定資産	1,258,842	（賞与引当金）	(2,684)
		固定負債	174,440
		負債合計	**2,287,055**
		株主資本	724,166
		資本金	100,000
		利益剰余金	624,166
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	599,166
		（うち当期純利益）	(61,008)
		純資産合計	**724,166**
資産合計	**3,011,222**	**負債・純資産合計**	**3,011,222**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市千丁町古閑出二六〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　園田　次憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

熊本県熊本市西区池田二―六―四〇―七　吉田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　吉田　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後大野市緒方町小宛一〇二六番地、最後の住所大分県豊後大野市犬飼町田原三〇七四番地一　有料老人ホームえがおの丘いぬかい　被相続人　亡　谷川　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月六日

事務所大分市城崎町二丁目四番一九号　相続財産清算人　司法書士　和田　正敏

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　三重県四日市市小林町字小林新田三〇一九番一八九、同所三〇一九番八

対象建物　三重県四日市市小林町字小林新田三〇一九番地一九〇

二　供託所　津地方法務局四日市支局

三　供託番号　令和八年度金第四二四号

（一）対象土地　令和八年度金第四二四号

（二）対象建物　令和八年度金第四二四号

四　供託金額

（一）対象土地　二、四六五、〇〇〇円

（二）対象建物　四八五、〇〇〇円

五　裁判所　津地方裁判所四日市支部

六　事件名　所有者不明土地建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第九号

令和八年十一月六日

三重県四日市市富田一丁目二六番一九号　白雪ビル三階　辻井法律事務所　所有者不明土地建物管理人　弁護士　辻井　拓夫

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　兵庫県朝来市山東町溝黒字早田三〇七番一

兵庫県朝来市山東町溝黒字早田三〇一番二

二　供託所　神戸地方法務局豊岡支局

三　供託番号　令和八年度金第一一九号

四　供託金額　四八五、三四六円

五　裁判所　神戸地方裁判所豊岡支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第一号

令和八年十一月六日

兵庫県豊岡市弥栄町一番一〇号　弁護士法人生駒法律事務所　所有者不明土地管理人　辻本　武之

所有者不明建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第十六項により準用される同条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象建物　東京都東大和市狭山二丁目一一五〇番地三

二　供託所　東京法務局八王子支局

三　供託番号　令和八年度金第八九六号

四　供託金額　四、二五三、五六〇円

五　裁判所　東京地方裁判所立川支部

六　事件名　所有者不明建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二〇号

令和八年十一月六日

東京都千代田区神田小川町二―二ＵＩビル六階　所有者不明建物管理人　前田　俊斉

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　河野　雄二

住所　岡山県倉敷市福江一六七一番地の二

生年月日　昭和三十九年六月二日

二　供託所　岡山地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一〇一五号

四　供託金額　金三、〇〇二、六八二円

五　裁判所　岡山家庭裁判所児島出張所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第三二九号

令和八年十一月六日

岡山市北区南方一丁目二番二四号安田寛法律事務所　不在者財産管理人　安田　寛

無縁墳墓等改葬公告

墓地改葬移転のために下記墳墓の改葬を公告します。縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬いたします。

令和八年十一月六日

一　墳墓等所在地　徳島市国府町西黒田字西傍示二一四番二及び同字東傍示三六番四

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　唯心圓翁信士・覚心自性信士・秀岸道専信士・本覚浄遊信士・性圓妙得信女・雪光妙岸信女・蓮實智観信女・而到妙真信女・貞真信女　他不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府寝屋川市高柳一丁目一番三号　世良　裕美

連絡先　丸居石材　〇八八―六九四―二四六一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年11月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＩＤＳ　②東京都知事(1)105280　③代表取締役　市村盛二　④東京都江戸川区松江５―19―19―101　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦埼玉県越谷市蒲生３丁目１番45号　株式会社ＩＤＳ　代表取締役　市村盛二

①株式会社朝日アイオス　②東京都知事(1)111042　③代表取締役　松村優一郎　④東京都品川区西五反田１丁目11番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区西五反田１丁目11番１号　株式会社朝日アイオス　代表取締役　松村優一郎

①株式会社善友　②兵庫県知事(1)第650123号　③代表取締役　沼田武　④兵庫県豊岡市日高町八代300―１　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県豊岡市日高町八代300―１　株式会社善友　代表取締役　沼田武

無縁墳墓等改葬公告

墓地・納骨堂内整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地・納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十一月六日

一、墳墓等所在地　福岡県北九州市小倉北区田町一三番九号

一、墳墓等の名称　阿弥陀寺境内地墓地・納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　鶴我家、南野家、岩村加津子家

一、改葬を行おうとする者　福岡県北九州市小倉北区田町一三番九号　阿弥陀寺　住職　本荘泰雄

第 24 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

東京都中野区中野四丁目11番10号

株式会社ＧＡＩ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	53,189,402
	固定資産	0
	資産合計	**53,189,402**
負純資産及のび部	流動負債	5,948,004
	固定負債	0
	株主資本	47,241,398
	資本金	48,000,000
	利益剰余金	△758,602
	その他利益剰余金	△758,602
	（うち当期純利益）	（124,396）
	負債・純資産合計	**53,189,402**

第 54 期決算公告

令和８年11月６日

北海道北広島市三島113番地１

道央興発株式会社

代表取締役　野尻　知巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	62,795
	固定資産	4,885,880
	資産合計	**4,948,676**
負純資産及のび部	流動負債	2,875,987
	固定負債	1,617,510
	株主資本	455,178
	資本金	310,000
	資本剰余金	5,894
	その他資本剰余金	5,894
	利益剰余金	139,284
	その他利益剰余金	139,284
	（うち当期純利益）	（48,443）
	負債・純資産合計	**4,948,676**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

東京都港区麻布台三丁目４番23号

ブラックボードジャパン株式会社

代表取締役　マイケル・パトリック・ポホリロ

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,831
	合計	**100,831**
負純資産及のび部	流動負債	7,811
	株主資本	93,019
	資本金	10,000
	利益剰余金	83,019
	その他利益剰余金	83,019
	（うち当期純利益）	（1,708）
	合計	**100,831**

2023 年 12 月期決算公告

2026年11月６日

中華人民共和国香港特別行政区

クイーンズ・ロード・セントラル５、ヘンリー・ビルディング14階、1402号室

Mastercard Loyalty Solutions International Limited

日本における代表者　島村　知

貸借対照表の要旨

(2023年12月31日現在)(単位：ＡＵドル)

科目		金額
資の産部	流動資産	2,015,730
	固定資産	59,553
	資産合計	**2,075,283**
負純資産及のび部	流動負債	3,118,415
	株主資本	△1,043,132
	資本金	154
	利益剰余金	△692,764
	為替換算調整勘定	△350,522
	負債・純資産合計	**2,075,283**

第 39 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

東京都大田区大森南二丁目８番16号

株式会社関東宮城

代表取締役　金森　茂

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,083
	固定資産	463
	合計	**38,547**
負純資産及のび部	流動負債	28,830
	固定負債	8,720
	株主資本	997
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,002
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△11,502
	（うち当期純損失）	（2,925）
	合計	**38,547**

第 49 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

東京都大田区大森南二丁目８番16号

株式会社金森製作所

代表取締役　金森　忠明

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,574
	固定資産	541,319
	合計	**686,893**
負純資産及のび部	流動負債	47,034
	固定負債	347,451
	株主資本	292,408
	資本金	10,000
	利益剰余金	282,408
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	277,408
	（うち当期純損失）	（22,280）
	合計	**686,893**

第 21 期決算公告

令和８年11月６日

東京都品川区小山台１－８－５

株式会社エンパシ

代表取締役　東　佳弘

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,408
	固定資産	455
	合計	**2,864**
負純資産及のび部	流動負債	1,651
	固定負債	1,805
	株主資本	△592
	資本金	292
	資本剰余金	252
	資本準備金	252
	利益剰余金	△1,137
	その他利益剰余金	△1,137
	（うち当期純利益）	（0）
	合計	**2,864**

2025 年 12 月期決算公告

2026年11月６日

中華人民共和国香港特別行政区

クイーンズ・ロード・セントラル５、ヘンリー・ビルディング14階、1402号室

Mastercard Loyalty Solutions International Limited

日本における代表者　島村　知

貸借対照表の要旨

(2025年12月31日現在)(単位：ＡＵドル)

科目		金額
資の産部	流動資産	1,902,144
	固定資産	59,553
	資産合計	**1,961,697**
負純資産及のび部	流動負債	3,223,970
	株主資本	△1,262,273
	資本金	154
	利益剰余金	△770,228
	為替換算調整勘定	△492,199
	負債・純資産合計	**1,961,697**

2024 年 12 月期決算公告

2026年11月６日

中華人民共和国香港特別行政区

クイーンズ・ロード・セントラル５、ヘンリー・ビルディング14階、1402号室

Mastercard Loyalty Solutions International Limited

日本における代表者　島村　知

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在)(単位：ＡＵドル)

科目		金額
資の産部	流動資産	1,954,770
	固定資産	59,553
	資産合計	**2,014,323**
負純資産及のび部	流動負債	3,127,020
	株主資本	△1,112,697
	資本金	154
	利益剰余金	△740,851
	為替換算調整勘定	△372,000
	負債・純資産合計	**2,014,323**

第 48 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

秩父市寺尾2804番地

アルバック成膜株式会社

代表取締役　松木　尚文

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産		5,759	流動負債	5,151
固定資産		5,971	固定負債	1,879
有形固定資産		4,078	**負債合計**	**7,030**
無形固定資産		6	株主資本	4,649
投資その他の資産		1,887	資本金	100
			資本剰余金	202
			利益剰余金	4,347
			利益準備金	55
			その他利益剰余金	4,292
			（うち当期純利益）	（1,010）
			評価・換算差額等	51
			純資産合計	**4,700**
資産合計		**11,730**	**負債・純資産合計**	**11,730**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

徳島県小松島市豊浦町７番地２

株式会社豊徳

代表取締役　舩越　裕康

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	556,725	流動負債	238,782
固定資産	404,762	固定負債	115,050
		（退職給付引当金）	（93,279）
		株主資本	600,231
		資本金	25,000
		利益剰余金	575,231
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	568,981
		（うち当期純利益）	（54,291）
		評価・換算差額等	7,424
		その他有価証券評価差額金	7,424
資産合計	**961,487**	**負債・純資産合計**	**961,487**

第８期決算公告

令和８年11月６日
東京都中央区八丁堀二丁目14番１号
株式会社ＲＥＡ
代表取締役　坂田敬次郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,925
	固定資産	11,707
	資産合計	**104,632**
負債及び純資産の部	流動負債	35,469
	固定負債	59,000
	株主資本	10,162
	資本金	102,912
	資本剰余金	92,912
	資本準備金	92,912
	利益剰余金	△185,662
	その他利益剰余金	△185,662
	（うち当期純損失）	(50,867)
	負債・純資産合計	**104,632**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
札幌市中央区北三条東六丁目338番地
三信産業株式会社
代表取締役　塚本　　忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	409,818
	固定資産	83,698
	合計	**493,517**
負債及び純資産の部	流動負債	159,450
	株主資本	334,067
	資本金	30,000
	利益剰余金	304,067
	その他利益剰余金	304,067
	（うち当期純利益）	(27,881)
	合計	**493,517**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日
札幌市中央区北三条東六丁目三三八番地
三信産業株式会社
代表取締役　塚本　忠

第７期決算公告

令和８年11月６日
東京都港区港南四丁目６番８―3003号
株式会社Ｈａｒｕ
代表取締役　張　　溶桓

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	114,937
	固定資産	1,314,838
	繰延資産	1,676
	資産合計	**1,431,451**
負債及び純資産の部	流動負債	361,347
	固定負債	928,828
	負債合計	**1,290,175**
	株主資本	141,275
	資本金	5,000
	利益剰余金	136,275
	その他利益剰余金	136,275
	（うち当期純利益）	(40,743)
	純資産合計	**141,275**
	負債・純資産合計	**1,431,451**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈａｒｕ Ｓｔａｙ（住所東京都新宿区住吉町二番一〇号ソフィアＭ七階）に対して当社の民泊事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日
東京都港区港南四丁目六番八―三〇〇三号
株式会社Ｈａｒｕ
代表取締役　張　溶桓

第 29 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
名古屋市中区千代田五丁目７番１号
株式会社ピーシーエヌ
代表取締役　寺西　康秀

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,418
	固定資産	6,506
	合計	**10,924**
負債及び純資産の部	流動負債	2,120
	固定負債	5,525
	株主資本	3,278
	資本金	100
	利益剰余金	3,178
	その他利益剰余金	3,178
	（うち当期純利益）	(363)
	合計	**10,924**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
東京都中央区新川一丁目21番２号
株式会社ＣＦスタートアップス
代表取締役　臼井　　均

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,481
	固定資産	34,244
	資産合計	**63,725**
負債及び純資産の部	流動負債	25,376
	株主資本	38,349
	資本金	50,000
	資本剰余金	35,092
	その他資本剰余金	35,092
	利益剰余金	△46,742
	その他利益剰余金	△46,742
	（うち当期純損失）	(46,742)
	負債・純資産合計	**63,725**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日
東京都中央区新川一丁目二一番二号
株式会社ＣＦスタートアップス
代表取締役　臼井　均

第 66 期決算公告

令和８年11月６日
大阪市東成区大今里南二丁目13番38号
株式会社田村建設

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	775
	固定資産	672
	合計	**1,447**
負債及び純資産の部	流動負債	123
	固定負債	111
	株主資本	1,212
	資本金	32
	資本剰余金	436
	資本準備金	436
	利益剰余金	974
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	973
	（うち当期純利益）	(1)
	自己株式	△230
	合計	**1,447**

決算公告

令和８年11月６日
静岡県浜松市中央区神田町434番地の１
株式会社明月堂
代表取締役　渡辺　正則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,025
	固定資産	428,829
	資産合計	**463,854**
負債及び純資産の部	流動負債	28,753
	固定負債	401,915
	株主資本	33,185
	資本金	48,000
	利益剰余金	17,035
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	11,035
	（うち当期純利益）	(2,941)
	自己株式	△31,849
	負債・純資産合計	**463,854**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し一千万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日
静岡県浜松市中央区神田町四三四番地の一
株式会社明月堂
代表取締役　渡辺　正則

第 69 期決算公告

令和８年11月６日
大阪市東成区大今里南二丁目13番38号
田村商事株式会社
代表取締役　田村　　洋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	42
	固定資産	1,276
	合計	**1,319**
負債及び純資産の部	流動負債	1
	固定負債	904
	株主資本	412
	資本金	10
	資本剰余金	158
	資本準備金	158
	利益剰余金	244
	その他利益剰余金	244
	（うち当期純損失）	(11)
	合計	**1,319**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日

埼玉県白岡市高岩一七七八番地一

株式会社アイ建設

代表取締役　染谷　哲也

決　算　公　告

令和８年11月６日

埼玉県白岡市高岩1778番地１

株式会社アイ建設

代表取締役　染谷　哲也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,257
	固定資産	302
	合計	3,559
負債及び純資産の部	流動負債	5,959
	固定負債	11,358
	株主資本	△13,758
	資本金	20,000
	利益剰余金	△33,758
	その他利益剰余金	△33,758
	（うち当期純利益）	(884)
	合計	3,559

第 38 期 決 算 公 告

令和８年10月14日

大阪府堺市堺区海山町５丁176番６号

ミドリ安全堺株式会社

代表取締役　出口　剛

貸借対照表の要旨

（令和８年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	280,022
	固定資産	3,113
	合計	283,136
負債及び純資産の部	流動負債	223,799
	株主資本	59,336
	資本金	10,000
	利益剰余金	49,336
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	46,836
	（うち当期純利益）	(46,420)
	合計	283,136

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日

東京都中央区日本橋兜町九番一号

ＭＡ　Ａｌｔｅｒｎａｔｉｖｅｓ株式会社

代表取締役　川原　淳次

第 4 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

東京都中央区日本橋兜町９番１号

ＭＡ　Ａｌｔｅｒｎａｔｉｖｅｓ株式会社

代表取締役　川原　淳次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	19,103
	固定資産	1,080
	合計	20,183
負債及び純資産の部	流動負債	4,400
	株主資本	15,783
	資本金	14,000
	資本剰余金	117,439
	資本準備金	4,000
	その他資本剰余金	113,439
	利益剰余金	△115,656
	その他利益剰余金	△115,656
	（うち当期純損失）	(16,220)
	合計	20,183

第 66 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

大阪市西区南堀江一丁目11番９号

中村商事株式会社内

定一不動産株式会社

代表取締役　中村　定

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	268,407
	固定資産	858,127
	合計	1,126,535
負債及び純資産の部	流動負債	2,001
	固定負債	605,000
	株主資本	519,533
	資本金	18,000
	利益剰余金	501,533
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	497,033
	（うち当期純利益）	(35,112)
	合計	1,126,535

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百五十万円、資本準備金の額を九千五百五十万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日

熊本市北区貢町五三七番地一八

清正製菓株式会社

代表取締役　小杉　堅太

第 10 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

熊本市北区貢町537番地18

清正製菓株式会社

代表取締役　小杉　堅太

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	91,972
	固定資産	125,562
	合計	217,534
負債及び純資産の部	流動負債	213,980
	固定負債	127,600
	株主資本	△124,045
	資本金	10,000
	利益剰余金	△134,045
	その他利益剰余金	△134,045
	（うち当期純損失）	(44,039)
	合計	217,534

第 66 期決算公告

令和８年11月６日

大阪市生野区巽西一丁目９番22号

北浦鋼鈑株式会社

代表取締役　中村　昌浩

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,539,897
	固定資産	205,445
	合計	1,745,343
負債及び純資産の部	流動負債	1,033,812
	固定負債	378,695
	株主資本	332,835
	資本金	50,000
	資本剰余金	8,220
	資本準備金	8,220
	利益剰余金	274,615
	利益準備金	4,280
	その他利益剰余金	270,335
	（うち当期純利益）	(54,066)
	合計	1,745,343

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　一二四頁（号外第一三七号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月六日

東京都新宿区新小川町八番三〇号ＴＨＥＰＯＲＴＡＬｉｉｄａｂａｓｈｉ二階

（甲）株式会社ＳＡＮＵ

代表取締役　福島　弦

福島県二本松市油井字松葉山六番地

（乙）株式会社ＡＤＸ

代表取締役　安齋好太郎

第 40 期 決 算 公 告

令和８年11月６日

福島県二本松市油井字松葉山６番地

株式会社ＡＤＸ

代表取締役　安齋好太郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,169,460
	固定資産	82,969
	資産合計	1,252,430
負債及び純資産の部	流動負債	442,040
	固定負債	518,044
	株主資本	292,345
	資本金	20,000
	利益剰余金	272,345
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	271,345
	（うち当期純損失）	(72,238)
	負債・純資産合計	1,252,430

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「官　報」は電子化されました。
内閣府

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日

京都市南区東九条柳下町六七番地一
（甲）株式会社アルコム
代表取締役　安本　晃通

京都市南区東九条南烏丸町二三番地一
ＫＭ第２ビル
（乙）株式会社ＡＬＭ
代表取締役　安本　晃通

第 13 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
京都市南区東九条南烏丸町23番地１
ＫＭ第２ビル
株式会社ＡＬＭ
代表取締役　安本　晃通

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,195
	固定資産	76,241
	合計	176,436
負純資産債及の部	流動負債	324,948
	固定負債	93
	株主資本	△148,605
	資本金	1,000
	利益剰余金	△149,605
	その他利益剰余金	△149,605
	（うち当期純利益）	(3,704)
	合計	176,436

第 25 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
京都市南区東九条柳下町67番地１
株式会社アルコム
代表取締役　安本　晃通

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	312,615
	固定資産	672,804
	繰延資産	1,007
	合計	986,427
負純資産債及の部	流動負債	113,343
	固定負債	1,072,845
	株主資本	△199,761
	資本金	3,000
	利益剰余金	△202,761
	その他利益剰余金	△202,761
	（うち当期純損失）	(36,648)
	合計	986,427

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月六日

千葉県野田市野田三五五番地三
（甲）株式会社アズマホールディング
代表取締役　飯田　武徳

千葉県野田市野田三五五番地三
（乙）株式会社東ビジネスコンサルタント
代表取締役　飯田　武徳

第 40 期決算公告　令和８年11月６日

千葉県野田市野田355番地３
株式会社東ビジネスコンサルタント
代表取締役　飯田　武徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,470
	固定資産	81
	資産合計	13,551
負純資産債及の部	流動負債	70
	負債合計	70
	株主資本	13,481
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,481
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	9,481
	（うち当期純損失）	(613)
	純資産合計	13,481
	負債・純資産合計	13,551

第 73 期決算公告　令和８年11月６日

千葉県野田市野田355番地３
株式会社アズマホールディング
代表取締役　飯田　武徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,871
	固定資産	215,280
	資産合計	290,151
負純資産債及の部	流動負債	3,424
	負債合計	3,424
	株主資本	286,727
	資本金	34,000
	利益剰余金	252,727
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	252,527
	（うち当期純利益）	(183,846)
	純資産合計	286,727
	負債・純資産合計	290,151

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日

横浜市中区日ノ出町一丁目三六番地
アクロス三〇九号
（甲）株式会社アドバンテック
代表取締役　佐藤　航平

横浜市中区日ノ出町一丁目三六番地
アクロス三〇九号
（乙）株式会社ジェイテック
代表取締役　島田　世玄

第 5 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
横浜市中区日ノ出町一丁目36番地
アクロス309号
株式会社ジェイテック
代表取締役　島田　世玄

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,643
	固定資産	0
	合計	13,643
負純資産債及の部	流動負債	4,780
	株主資本	8,863
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,863
	その他利益剰余金	3,863
	（うち当期純損失）	(1,882)
	合計	13,643

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
横浜市中区日ノ出町一丁目36番地
アクロス309号
株式会社アドバンテック
代表取締役　佐藤　航平

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	326,998
	固定資産	105,491
	合計	432,489
負純資産債及の部	流動負債	251,289
	固定負債	65,284
	株主資本	115,916
	資本金	9,000
	利益剰余金	106,916
	その他利益剰余金	106,916
	（うち当期純損失）	(15,685)
	合計	432,489

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月六日

神奈川県藤沢市藤沢八六番地八
（甲）株式会社ＥＦＦＥＣＴ
代表取締役　内山　学

神奈川県藤沢市藤沢八六番地八
（乙）Ｅ－ＴＲＵＳＴ株式会社
代表取締役　内山　学

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
神奈川県藤沢市藤沢86番地８
Ｅ－ＴＲＵＳＴ株式会社
代表取締役　内山　学

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,120
	固定資産	700
	繰延資産	352
	合計	53,172
負純資産債及の部	流動負債	4,516
	固定負債	31,496
	株主資本	17,160
	資本金	9,000
	利益剰余金	8,160
	その他利益剰余金	8,160
	（うち当期純利益）	(9,421)
	合計	53,172

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 11 月６日
神奈川県藤沢市藤沢86番地８
株式会社ＥＦＦＥＣＴ
代表取締役　内山　学

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,181,787
	固定資産	771,122
	合計	1,952,909
負純資産債及の部	流動負債	932,904
	固定負債	825,017
	株主資本	194,988
	資本金	20,000
	利益剰余金	174,988
	その他利益剰余金	174,988
	（うち当期純利益）	(58,828)
	合計	1,952,909

決　算　公　告

令和８年11月６日

神戸市中央区明石町32番地

株式会社ミリアレ

代表取締役　大原　満興

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	197,453
	固定資産	97,721
	合計	295,175
負債及び純資産の部	流動負債	471,153
	株主資本	△ 175,977
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 185,977
	その他利益剰余金	△ 185,977
	（うち当期純損失）	（12,023）
	合計	295,175

第25期決算公告

令和８年11月６日

川崎市高津区末長三丁目３番17号

株式会社ゼネラル研究所

代表取締役　二神　英治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	167,181
	固定資産	8,987
	合計	176,168
負債及び純資産の部	流動負債	35,544
	賞与引当金	3,298
	固定負債	—
	株主資本	140,624
	資本金	50,000
	利益剰余金	90,624
	利益準備金	2,040
	その他利益剰余金	88,584
	（うち当期純利益）	（11,931）
	合計	176,168

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fujitsu-general.com/jp/

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月六日

川崎市高津区末長三丁目三番一七号

（甲）代表取締役　株式会社ゼネラル

川崎市高津区末長三丁目三番一七号

（乙）代表取締役　株式会社ゼネラル研究所　二神　英治

決算公告

令和８年11月６日

神戸市中央区明石町32番地

株式会社プラフロール

代表取締役　大原　満興

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	22,407
	固定資産	1,805,512
	合計	1,827,919
負債及び純資産の部	流動負債	72,375
	固定負債	1,058,127
	株主資本	697,417
	資本金	5,000
	資本剰余金	492,000
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	487,000
	利益剰余金	200,417
	その他利益剰余金	200,417
	（うち当期純利益）	（20,761）
	合計	1,827,919

第22期決算公告

令和８年11月６日

新潟県中魚沼郡津南町大字秋成12300番地

株式会社津南高原開発

代表取締役　樋口　明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	333,756
	固定資産	79,010
	合計	412,767
負債及び純資産の部	流動負債	369,027
	固定負債	612,872
	株主資本	△ 569,132
	資本金	36,000
	資本剰余金	89,550
	資本準備金	89,550
	利益剰余金	△ 694,682
	その他利益剰余金	△ 694,682
	（うち当期純利益）	（331）
	合計	412,767

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により事業を承継し、令和八年十一月六日をもって効力を発生する予定の吸収分割に関して甲は乙に対し、承継した債権債務の全部を引き継ぐことを約しました。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）新潟県中魚沼郡津南町大字秋成12300番地　株式会社津南高原開発

（乙）新潟県中魚沼郡津南町大字秋成12300番地　株式会社津南高原開発　代表取締役　樋口　明

第11期決算公告

令和８年10月28日　東京都品川区西五反田２丁目24番４号 THE CROSS GOTANDA８階

AWL株式会社

代表取締役　北出　宗治

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	681,340	流動負債	169,131
固定資産	75,736	補助金返還引当金	10,000
		固定負債	308,213
		株主資本	△173,542
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,398,594
		資本準備金	2,248,797
		その他資本剰余金	2,149,797
		利益剰余金	△4,672,136
		その他利益剰余金	△4,672,136
		（うち当期純損失）	（185,714）
		新株予約権	453,274
資産合計	757,077	負債・純資産合計	757,077

第21期決算公告

令和８年11月６日

兵庫県西宮市南昭和町１番３号１階

株式会社ＹＴＪ

代表取締役　西島　和彦

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	190	流動負債	230
固定資産	509	固定負債	1,367
		退職給付引当金	89
		株主資本	△897
		資本金	45
		資本剰余金	245
		資本準備金	95
		その他資本剰余金	150
		利益剰余金	△1,187
		その他利益剰余金	△1,187
		（うち当期純損失）	（0）
資産合計	700	負債・純資産合計	700

第15期決算公告

令和８年11月６日　福岡市中央区荒戸一丁目１番６号

自然電力株式会社

代表取締役　磯野　謙

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,861	流動負債	3,545
固定資産	29,805	（賞与引当金）	（188）
		（プロジェクト損失引当金）	（53）
		（損害補償損失引当金）	（84）
		固定負債	8,176
		（役員退職慰労引当金）	（153）
		（関係会社事業損失引当金）	（634）
		株主資本	25,815
		資本金	12,591
		資本剰余金	12,531
		資本準備金	12,531
		利益剰余金	692
		その他利益剰余金	692
		評価・換算差額等	1,130
		繰延ヘッジ損益	1,130
資産合計	38,667	負債・純資産合計	38,667

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	3,184	経常損失	1,069
営業原価	1,281	特別利益	18
営業総利益	1,903	特別損失	727
販売費及び一般管理費	3,021	税引前当期純損失	1,778
営業損失	1,118	法人税、住民税及び事業税	56
営業外収益	239	法人税等調整額	161
営業外費用	190	当期純損失	1,995

第 21 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ生麦特定目的会社
取締役　上田　　新

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,321	流動負債	152
有形固定資産	8,934	固定負債	10,355
投資その他の資産	387	**負債合計**	**10,507**
その他の資産	1,113	社員資本	△74
流動資産	1,072	特定資本金	0
固定資産	39	優先資本金	10
繰延資産	1	剰余金	△84
		当期未処理損失	84
		純資産合計	**△74**
資産合計	**10,434**	**負債・純資産合計**	**10,434**

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	426
営業費用	378
営業利益	48
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	48
税引前当期純利益	48
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	48
前期繰越損失	132
当期未処理損失	84

第 2 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
兵庫県神戸市中央区
港島南町１丁目５番５号
ゼオンバイオソリューションズ株式会社
代表取締役　西村　克也

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	45,480
	固定資産	132,285
	合計	**177,765**
負債及び純資産の部	流動負債	128,525
	株主資本	49,240
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△150,759
	その他利益剰余金	△150,759
	（うち当期純損失）	（65,111）
	合計	**177,765**

第 17 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ原木３特定目的会社
取締役　上田　　新

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	52,903	流動負債	510
固定資産	52,223	固定負債	55,615
投資その他の資産	680	**負債合計**	**56,125**
その他の資産の部	3,950	社員資本	729
流動資産	3,616	特定資本金	5
固定資産	324	優先資本金	10
繰延資産	10	剰余金	714
		当期未処分利益	714
		純資産合計	**729**
資産合計	**56,854**	**負債・純資産合計**	**56,854**

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,253
営業費用	1,543
営業利益	710
営業外収益	4
営業外費用	0
経常利益	714
税引前当期純利益	714
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	714
前期繰越利益	0
当期未処分利益	714

第 22 期決算公告

令和８年11月６日
福岡市中央区大手門二丁目３番21―201号
株式会社リンク
代表取締役　迫田　友也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	165,370
	固定資産	1,240,432
	資産合計	**1,405,802**
負債及び純資産の部	流動負債	140,695
	固定負債	956,971
	負債合計	**1,097,667**
	株主資本	308,135
	資本金	90,000
	利益剰余金	218,135
	その他利益剰余金	218,135
	（うち当期純利益）	（69,018）
	純資産合計	**308,135**
	負債・純資産合計	**1,405,802**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月六日

東京都品川区上大崎二丁目七番二六号
（甲）株式会社旭興産
代表取締役　金丸　武嗣

東京都品川区上大崎二丁目七番二六号
（乙）ソピア・フォールデイング株式会社
代表取締役　金丸　武嗣

東京都品川区上大崎二丁目七番二六号
（丙）グロードキャピタル株式会社
代表取締役　金丸　武嗣

第 42 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都品川区上大崎二丁目７番26号
株式会社旭興産
代表取締役　金丸　武嗣

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	325,707
	固定資産	75,266
	合計	**400,973**
負債及び純資産の部	流動負債	81
	株主資本	400,891
	資本金	10,000
	利益剰余金	390,891
	その他利益剰余金	390,891
	（うち当期純利益）	（27,851）
	合計	**400,973**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 30 日
東京都中央区日本橋三丁目３番６号
一般社団法人日本ＣＦＡ協会
代表理事　出川　昌人

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	141,918
	固定資産	4,012
	資産合計	**145,929**
負味債財及産びの正部	流動負債	34,984
	固定負債	2,298
	負債合計	**37,282**
	一般正味財産	108,647
	正味財産合計	**108,647**
	負債正味財産合計	**145,929**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都品川区上大崎二丁目７番26号
グロードキャピタル株式会社
代表取締役　金丸　武嗣

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	227,613
	合計	**227,613**
負債及び純資産の部	流動負債	15,801
	株主資本	211,812
	資本金	10,000
	利益剰余金	201,812
	その他利益剰余金	201,812
	（うち当期純利益）	（2,322）
	合計	**227,613**

第 27 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都品川区上大崎二丁目７番26号
ソピア・フォールデイング株式会社
代表取締役　金丸　武嗣

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	563,529
	固定資産	47,384
	合計	**610,914**
負債及び純資産の部	流動負債	11,735
	株主資本	599,178
	資本金	10,000
	利益剰余金	589,178
	その他利益剰余金	589,178
	（うち当期純利益）	（1,317）
	合計	**610,914**

第７期決算公告

令和８年６月25日
東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス
株式会社シグマアイ
代表取締役　大関　真之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	175,843
	固定資産	13,681
	資産合計	**189,524**
負債及び純資産の部	流動負債	18,980
	株主資本	170,544
	資本金	100,000
	資本剰余金	404,700
	資本準備金	252,350
	その他資本剰余金	152,350
	利益剰余金	△334,155
	その他利益剰余金	△334,155
	（うち当期純利益）	（22,135）
	負債・純資産合計	**189,524**

第１期決算公告

令和８年11月６日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

霞ヶ関ホテルマネジメント株式会社

代表取締役　三好　拓真

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,179
	固定資産	30,117
	資産合計	73,296
負純資産及のび部	流動負債	4,955
	株主資本	68,341
	資本金	100,000
	利益剰余金	△31,658
	その他利益剰余金	△31,658
	（うち当期純損失）	(31,658)
	負債・純資産合計	73,296

第39期決算公告

令和８年11月６日

東京都江東区佐賀１―18―８

株式会社　三柱

代表取締役社長　岡崎　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	522,438
	固定資産	98,610
	資産合計	621,048
負純資産及のび部	流動負債	29,158
	固定負債	43,407
	株主資本	548,483
	資本金	250,000
	利益剰余金	298,483
	利益準備金	37,690
	その他利益剰余金	260,793
	（うち当期純利益）	(20,132)
	負債・純資産合計	621,048

第56期決算公告

令和８年９月25日

東京都品川区大崎１―11―１

株式会社メトロ

代表取締役社長　國清　康之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,193,895
	固定資産	364,517
	資産合計	2,558,412
負純資産及のび部	流動負債	600,929
	固定負債	121,825
	株主資本	1,835,658
	資本金	96,000
	資本剰余金	226,242
	（資本準備金）	(20,000)
	利益剰余金	1,770,632
	（利益準備金）	(28,103)
	（うち当期純利益）	(154,231)
	自己株式	△257,217
	負債・純資産合計	2,558,412

第１期決算公告

令和８年11月６日

東京都千代田区神田和泉町１番地６―16

一般社団法人エリアアプレイザル丸の内

代表理事　塚本　潤子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	0
	合計	0
負味債財及産びの正部	流動負債	362,930
	短期借入金	362,930
	負債合計	362,930
	一般正味財産	△362,930
	正味財産合計	△362,930
	合計	0

当期一般正味財産増減額　△362,930円

第80期決算公告

令和８年11月６日

長野県長野市大字鶴賀上千歳町1121番地１

オリオングループホールディングス株式会社

代表取締役　酒井　繁徳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,731,407
	固定資産	2,282,896
	合計	19,014,304
負債及び純資産の部	流動負債	18,487,883
	（引当金）	(7,000)
	固定負債	220,886
	（引当金）	(88,700)
	株主資本	305,533
	資本金	70,000
	資本剰余金	32,884
	利益剰余金	202,649
	利益準備金	11,947
	その他利益剰余金	190,701
	（うち当期純利益）	(86,962)
	合計	19,014,304

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和八年十一月六日

長野県長野市大字鶴賀上千歳町一一二一番地一

（甲）オリオングループホールディングス株式会社

代表取締役　酒井　繁徳

長野県須坂市大字幸高二四六番地

（乙）匠フーズ株式会社

代表取締役　山岸　寛

第２期決算公告

令和８年11月６日

長野県須坂市大字幸高246番地

匠フーズ株式会社

代表取締役　山岸　寛

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	823
	固定資産	28,598
	合計	29,421
負純資産及のび部	流動負債	247
	株主資本	29,174
	資本金	10,000
	資本剰余金	19,936
	利益剰余金	△761
	その他利益剰余金	△761
	（うち当期純利益）	(154)
	合計	29,421

第52期決算公告

令和８年11月６日

石川県金沢市進和町64番地

株式会社サンエス

代表取締役　塚本　豊

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,305,798
	固定資産	499,802
	合計	1,805,600
負債及び純資産の部	流動負債	908,660
	賞与引当金	70,000
	固定負債	320,377
	株主資本	576,562
	資本金	18,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	556,562
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	551,562
	（うち当期純利益）	(9,907)
	合計	1,805,600

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月六日

石川県金沢市進和町六四番地

（甲）株式会社サンエス

代表取締役　塚本　豊

石川県金沢市進和町六四番地

（乙）株式会社サンテリア

代表取締役　上田　智晃

第44期決算公告

令和８年11月６日

石川県金沢市進和町64番地

株式会社サンテリア

代表取締役　上田　智晃

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,722
	固定資産	9,612
	合計	18,334
負純資産及のび部	流動負債	61,281
	株主資本	△42,946
	資本金	10,000
	利益剰余金	△52,946
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△52,996
	（うち当期純損失）	(769)
	合計	18,334

第 16 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都新宿区西新宿五丁目６番１―3001号
株式会社フロレゾン
代表取締役　山本まゆみ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,148
	固定資産	491,540
	合計	499,689
負純資産の部	流動負債	5,895
	固定負債	413,156
	株主資本	80,637
	資本金	3,000
	利益剰余金	77,637
	その他利益剰余金	77,637
	（うち当期純利益）	(7,462)
	合計	499,689

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十一月六日
東京都新宿区西新宿五丁目六番一―三〇一号
（甲）株式会社フロレゾン
代表取締役　山本まゆみ
東京都新宿区西新宿五丁目六番一―三〇一号
（乙）株式会社開花堂沖縄
代表取締役　山本まゆみ
東京都新宿区西新宿五丁目六番一―三〇一号
（丙）バランスシフト株式会社
代表取締役　山本　明志

第 8 期 決 算 公 告

令和８年９月18日
東京都文京区小石川１―１―17
一般社団法人ＪＣｏＭａａＳ
代表理事　中村　文彦

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,174,615
	固定資産	0
	繰延資産	0
	合計	5,174,615
負味財及産びの正部	流動負債	38,944
	固定負債	0
	負債合計	38,944
	前期繰越正味財産	5,095,898
	当期正味財産増減額	39,773
	正味財産合計	5,135,671
	合計	5,174,615

第 9 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都新宿区西新宿五丁目６番１―3001号
バランスシフト株式会社
代表取締役　山本　明志

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	48
	繰延資産	55
	合計	104
負純資産の部	流動負債	26,516
	株主資本	△26,412
	資本金	1,000
	利益剰余金	△27,412
	その他利益剰余金	△27,412
	（うち当期純利益）	(520)
	合計	104

第 9 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都新宿区西新宿五丁目６番１―3001号
株式会社開花堂沖縄
代表取締役　山本まゆみ

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,283
	固定資産	226,329
	合計	227,613
負純資産の部	流動負債	71,320
	固定負債	200,546
	株主資本	△44,253
	資本金	1,000
	利益剰余金	△45,253
	その他利益剰余金	△45,253
	（うち当期純損失）	(9,333)
	合計	227,613

第 2 期 決 算 公 告

令和８年11月６日
東京都世田谷区上北沢３―31―15
一般社団法人日本類別協会
代表理事　服部　陽介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,929,295
	合計	26,929,295
負味財及産びの正部	流動負債	9,388,341
	負債合計	9,388,341
	基金	5,000,000
	一般正味財産	12,540,954
	正味財産合計	17,540,954
	合計	26,929,295

決　算　公　告

令和８年11月６日
宮城県石巻市湊東三丁目８番地15
石巻ガス株式会社
代表取締役　青木　八州

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,485,569
	固定資産	2,263,068
	合計	3,748,638
負債及び純資産の部	流動負債	404,308
	賞与引当金	4,127
	固定負債	3,107,639
	退職給付引当金	101,550
	ホルダー修繕引当金	18,000
	株主資本	223,521
	資本金	99,900
	資本剰余金	39,900
	資本準備金	39,900
	利益剰余金	88,904
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	58,904
	（うち当期純損失）	(20,122)
	自己株式	△5,183
	評価・換算差額等	13,168
	その他有価証券評価差額金	13,168
	合計	3,748,638

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）下記のとおりです。
令和八年十一月六日
宮城県石巻市湊東三丁目八番地一五
（甲）石巻ガス株式会社
代表取締役　青木　八州
宮城県石巻市湊東三丁目八番地一五
（乙）エネサービス株式会社
代表取締役　青木　八州

決　算　公　告

令和８年11月６日
宮城県石巻市湊東三丁目８番地15
エネサービス株式会社
代表取締役　青木　八州

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,583
	固定資産	523,944
	合計	547,527
負純資産の部	流動負債	412,117
	固定負債	119,516
	株主資本	15,893
	資本金	20,000
	利益剰余金	△4,106
	その他利益剰余金	△4,106
	（うち当期純損失）	(2,625)
	合計	547,527

第 57 期決算公告

令和８年４月24日
神奈川県横浜市瀬谷区卸本町9279番地63
株式会社エコー
代表取締役社長　丸山　信秀

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,284,601
	固定資産	509,502
	合計	2,794,103
負純資産の部	流動負債	1,183,981
	賞与引当金	7,000
	固定負債	106,348
	退職給付引当金	90,780
	株主資本	1,503,774
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,458,773
	利益準備金	15,500
	その他利益剰余金	1,443,273
	（うち当期純損失）	(8,697)
	合計	2,794,103

決　算　公　告

令和８年11月６日
北九州市門司区大字田野浦1071番地
日興金属株式会社
代表取締役　武内　勇太

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,586,557
	固定資産	238,244
	合計	3,824,801
負純資産の部	流動負債	810,999
	固定負債	27,237
	株主資本	2,986,565
	資本金	20,000
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,961,565
	（うち当期純利益）	(256,936)
	合計	3,824,801